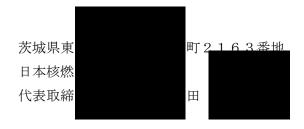
## 原子力規制委員会 殿



## 核燃料物質使用変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条第1項の規定に基づき、 別紙のとおり核燃料物質の使用の変更許可を申請します。 別 紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本核燃料開発株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 濱田 昌彦

2. 使用の場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町2163番地 日本核燃料開発株式会社

使用の承認を受けている施設

I NFDホットラボ施設

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条該当施設)

**Ⅱ-1** NFDウラン燃料研究棟

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条非該当施設)

Ⅱ-2 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条非該当施設)

### 3. 変更の内容

新旧対照表の変更理由欄には、別添-IのNFDホットラボ施設、別添Ⅱ-1のNFDウラン燃料研究棟に関し、次に示す項目について変更内容を示す。

- 3. 1 NFDホットラボ施設の以下の項目について別添Iのとおり変更する。
  - (1) 新規設備の導入
    - ① 第2精密測定室にワイヤ放電加工機の導入に伴う表記の見直し、説明文章を追加。
  - (2) 設備の削除
    - ① 蛍光X線装置を削除。
  - (3) 警報設備の見直し
    - ① 廃棄物セルに「廃棄物セル内温度監視システム」を設置。
    - ② 建家内消火設備(設備名、概略位置)の表記の見直し及び追加。
  - (4) 記載項目の追加
    - ① ワイヤ放電加工機の耐震計算書の追加。
  - (5)被ばく評価の見直し
    - ① 被ばく評価にワイヤ放電加工機を追加。
    - ② 新規設備導入及び設備の削除に伴う被ばく計算結果の反映。
  - (6) 記載の見直し
    - ① 新規設備の導入及び既存設備の削除に伴う項番、図番、表番等を見直し。
    - ② 誤記、脱字を訂正及び表記の見直し。
    - ③ 表記の追加。
    - ④ 使用期間の開始時期を最新の使用許可日及び許可番号に見直し。
    - ⑤ 誤記修正(最大保管放射能量)。
    - ⑥ 廃棄施設の表記を凡例表記に見直しと寸法線の削除。
    - ⑦ 内部被ばく表記を空気中濃度に変更(評価内容と整合)。
    - ⑧ 略称箇所を正式名称に見直し。
    - ⑨ 注記表記の見直し。
    - ⑩ 人員構成変更内容反映に伴い、見直し。
- 3.2 NFDウラン燃料研究棟の以下の項目について別添II-1のとおり変更する。
  - (1) 新規設備の導入
    - ① ダスト飛散率測定装置の導入に伴う作業内容の追加、表記の見直し、説明文章の追加。
  - (2) 被ばく評価の見直し
    - ① ホットラボ施設の新規設備導入及び設備の削除に伴う被ばく計算結果の反映。
  - (3) 記載の削除
    - ① 削除予定設備(回転電極装置)が撤去されたため。

- (4) 記載の見直し
  - ① 表記の適正化による見直し。
  - ② 人員構成変更内容反映に伴い、見直し。
- 4. 変更の主な理由
- 4. 1 NFDホットラボ施設
  - (1) ワイヤ放電加工機を新規導入するため。
  - (2) 今後使用予定がない装置を削除するため。(蛍光X線装置)
  - (3) 廃棄物セル内の警報設備の見直し及び建家内消火設備の総点検の結果を反映するため。
- 4.2 NFDウラン燃料研究棟
  - (1) ダスト飛散率測定装置を新規導入するため。
  - (2) 削除予定設備(回転電極装置)を撤去したため。

以上

# 別添 I

核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表

NFDホットラボ施設(施行令第41条該当施設)

変更及び追加 削除 NFDホットラボ施設(施行令第41条該当施設) 新旧対照表 変更前 変更後 変更理由 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (省略) (変更なし) 2. 使用の目的及び方法 2. 使用の目的及び方法 日的番号 目的番号 使用の方法 使用の方法 1 各地の動力炉、試験炉、再処理工場、加工施設及び各種の試験施設から搬入される未照射燃料、プルトニ 1 各地の動力炉、試験炉、再処理工場、加工施設及び各種の試験施設から搬入される未照射燃料、プルト ウム未富化の使用済燃料及び照射材料を本施設において解体、検査及び各種の試験を行う。 ニウム未富化の使用済燃料及び照射材料を本施設において解体、検査及び各種の試験を行う。 (中略) (変更なし) •第1精密測定室 •第1精密測定室 1) 物性測定 1) 物性測定 1). 1 引張試験機を用いた物性測定 1). 1 引張試験機を用いた物性測定 (中略) (変更なし) ③ [試験] ③ [試験] 試験は負圧用ボックス内に設置された引張試験機で行う。試料の取り付けは作業者が直接行 試験は負圧用ボックス内に設置された引張試験機で行う。試料の取り付けは作業者が直接行 う。試料取り付け、取り外しの際は、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前に簡易のバリアを設 う。試料取り付け、取り外しの際は、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前に簡易のバリアを設 置する。作業者は被ばく防止のための防護用マスク及び防護服を着用し、負圧用ボックス内に立 置する。作業者は被ばく防止のための防護用マスク及び防護服を着用し、負圧用ボックス内に立 ち入り作業を実施する(第7-41図参照)。作業終了後には負圧用ボックス内部のスミヤを採 ち入り作業を実施する(<mark>第7-45図</mark>参照)。作業終了後には負圧用ボックス内部のスミヤを採 (6) 記載の見直し① 取し管理基準値 ( $\alpha: 4 \times 10^{-2} \text{ Bg/cm}^2$ 、 $\beta \gamma: 4 \times 10^{-1} \text{ Bg/cm}^2$ ) 以下であることを確認した上で、 取し管理基準値 ( $\alpha$ : 4×10<sup>-2</sup> Bq/cm<sup>2</sup>、 $\beta$   $\gamma$ : 4×10<sup>-1</sup> Bq/cm<sup>2</sup>) 以下であることを確認した上で、 負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。 負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。 ④ [貯蔵] ④ [貯蔵] (中略) (変更なし) 「閉じ込めの機能」 「閉じ込めの機能」

装置を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難燃性のポリ カーボネイト製パネルをはめ込む構造である。負圧用ボックスは第9-3図 換気空調設備系統 図に示す排気 1 系の排気ダクトに接続し、室内との差圧を 100 Pa 以上として管理する。(第7-33図、第7-42図参照)

排気1系の排風機は非常用電源に接続し、商用電源が喪失しても負圧用ボックスは常時負圧を 保つことができる。

負圧用ボックスの排気はバルブやダンパの閉止により逆流防止が可能であり、排気系の故障に より負圧が維持できない場合も、負圧用ボックスの閉じ込めが可能な構造である。

除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用ボ ックス前に簡易のバリアを設置し、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧 用ボックス内に立ち入り作業を実施する(<u>第7-41図</u>参照)。作業終了後には、負圧用ボック ス内部のスミヤを採取し管理基準値 ( $\alpha$ :  $4 \times 10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta$   $\gamma$ :  $4 \times 10^{-1}$  Bq/cm²) 以下であるこ とを確認した上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。 (中略)

装置を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難燃性のポ リカーボネイト製パネルをはめ込む構造である。負圧用ボックスは第9-3図 換気空調設備 系統図に示す排気 1 系の排気ダクトに接続し、室内との差圧を 100 Pa 以上として管理する (第7-35図、第7-46図参照)。

排気1系の排風機は非常用電源に接続し、商用電源が喪失しても負圧用ボックスは常時負圧 を保つことができる。

負圧用ボックスの排気はバルブやダンパの閉止により逆流防止が可能であり、排気系の故障 により負圧が維持できない場合も、負圧用ボックスの閉じ込めが可能な構造である。

除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用 ボックス前に簡易のバリアを設置し、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、 負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する(<u>第7-45図</u>参照)。作業終了後には、負圧用 ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値 ( $\alpha: 4 \times 10^{-2} \text{ Bg/cm}^2$ 、 $\beta \gamma: 4 \times 10^{-1} \text{ Bg/cm}^2$ )以下 であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。 (変更なし)

(6)記載の見直し①

(6) 記載の見直し②

(6) 記載の見直し(1)

	変更前		変更後	変更理由
目的番号	使用の方法	目的番号	使用の方法	
-	IX/IIVV/J/IX		(X/11077) /A	
1	・第2精密測定室	・第2精密測定室		
	1)組織観察	1)組織観察		
	2)機械的試験	2)機械的試験		
	3)物性試験	3)物性試験		
	3). 1 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES) による物性試験		発光分光分析装置(ICP-AES)による物性試験	
	(中略)	(変更なし)	元ルガルガ州表色(IOI ALO)によるが打正成款	
	\т <sub>ма/</sub>	(22/40)		
	⑥ [試験]	⑥ [試験]		
	⑤で溶解・濃度調製した試料溶液中の元素濃度をICP-AESで測定する(第7-35図参照)。	<u> </u>	した試料溶液中の元素濃度を ICP-AES で測定する (第7-37図参照)。	
	ICP-AES は負圧値 100 Pa 以上の負圧用ボックス内に設置する。負圧用ボックス及び ICP-AES は第	J	Pa 以上の負圧用ボックス内に設置する。負圧用ボックス及び ICP-AES は第	(6)記載の見直し①
	9-3図に示した III. 棟第2精密室の排気2系に排気ダクト、ヘパフィルタ、シロッコファンで接		夏第2精密室の排気2系に排気ダクト、ヘパフィルタ、シロッコファンで接	
	続する。	続する(第7-31図:	参照)。	(0) == +0 = = + + + + + + + + + + + + + + +
	負圧用ボックス内に防護用マスクと防護服を着用した測定者が立ち入り、ICP-AES による測定を		防護用マスクと防護服を着用した測定者が立ち入り、ICP-AES による測定を	(6)記載の見直し①
	実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値 (α:4×10 <sup>-2</sup>	実施する。作業終了後	には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値 (α: 4×10 <sup>-2</sup>	
	Bq/cm²、βγ: 4×10 <sup>-1</sup> Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックス内の汚染検査場	Bq/cm <sup>2</sup> 、 $\beta \gamma : 4 \times 10^{-1}$	Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックス内の汚染検査場	
	所で脱装・退出し、作業を終了する( <mark>第7-34図</mark> 参照)。	所で脱装・退出し、作	業を終了する( <mark>第7-36図</mark> 参照)。	(A) =7 ## a P # 1 A
	(中略)	(変更なし)		(6)記載の見直し①
	[閉じ込めの機能]	[閉じ込めの機能]		
	ICP-AES 装置本体は負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難	ICP-AES 装置本体は負	負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難	
	燃性樹脂製パネルをはめ込む構造とする。負圧用ボックス内は排気2系の排気ダクトに接続し排	燃性樹脂製パネルをは	め込む構造とする。負圧用ボックス内は排気2系の排気ダクトに接続し排	
	気を行い、100 Pa 以上の負圧として管理し、測定する試料からの放射能漏えいを防止する。	気を行い、100 Pa 以上	の負圧として管理し、測定する試料からの放射能漏えいを防止する。	
	また、測定試料はトーチボックス内で気化されるが、このトーチボックスを直接排気2系に接	また、測定試料はト・	ーチボックス内で気化されるが、このトーチボックスを直接排気2系に接	
	続して吸引することにより、トーチボックス内から負圧用ボックス内に測定試料が漏えいするこ	続して吸引することに	より、トーチボックス内から負圧用ボックス内に測定試料が漏えいするこ	
	とを防止している( <mark>第7-30図、第7-36図</mark> 参照)。ICP-AESのトーチボックスと排気2系は	とを防止している( <u>第</u>	<mark>7 − 3 1 図、第 7 − 3 8 図</mark> 参照)。ICP-AES のトーチボックスと排気 2 系は	(6)記載の見直し①
	ダンパ・ファン・高性能フィルタを介して接続する。ファンと高性能フィルタの間に分岐を設	ダンパ・ファン・高性	能フィルタを介して接続する。ファンと高性能フィルタの間に分岐を設	(0) 10 4,000 (0)
	け、逆止弁を介して負圧用ボックスと接続し、ICP-AES のトーチボックスから負圧用ボックス内へ	け、逆止弁を介して負	王用ボックスと接続し、ICP-AES のトーチボックスから負圧用ボックス内へ	
	の放射性物質漏えいを防止するとともに、負圧用ボックス内を 100 Pa 以上の負圧に管理する。圧	の放射性物質漏えいを	防止するとともに、負圧用ボックス内を 100 Pa 以上の負圧に管理する。圧	
	カ計で 100 Pa 以上の負圧に管理されていることを監視する。ICP-AES のダクトは <u>第7-36図</u> に	力計で 100 Pa 以上の負	I圧に管理されていることを監視する。ICP-AES のダクトは <u>第7-38図</u> に	   (6)記載の見直し①
	示すように負圧用ボックスの排気口とアルミジャバラで接続し、アルミジャバラと接合部はアル	示すように負圧用ボッ	クスの排気口とアルミジャバラで接続し、アルミジャバラと接合部はアル	(0) 10400000
	ミシールで接続する。	ミシールで接続する。		
	(中略)	(変更なし)		
	なお、除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、防護衣を着用するとと	なお、除染、保守点	険等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、防護衣を着用するとと	
	もに、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前に簡易のバリアを設置し、被ばく防止のための防護	もに、汚染拡大防止の	ため負圧用ボックス前に簡易のバリアを設置し、被ばく防止のための防護	
	用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、	用マスク及び防護衣を	着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、	
	負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $lpha: 4  imes 10^{-2}~Bq/cm^2$ 、 $eta \gamma: 4  imes 10^{-1}~Bq/cm^2$ )以	負圧用ボックス内部の	スミヤを採取し管理基準値( $lpha: 4  imes 10^{-2} \;  ext{Bq/cm}^2、 eta \; \gamma: 4  imes 10^{-1} \;  ext{Bq/cm}^2$ )以	
	下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する( <u>第7</u>	下であることを確認し	た上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する( <u>第7</u>	(6)記載の見直し①
	<u>-34図</u> 参照)。	<u>-36図</u> 参照)。		(-, <u>10</u> , -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,
	(中略)	(変更なし)		

	変更前			変更理由
目的番号	使用の方法	目的番号	使用の方法	
1	4)試料の調製	1	4)試料の調製	
'	4).1 3軸NC加工機を用いた試料の調製	'	4).1 3軸NC加工機を用いた試料の調製	
	(中略)		(変更なし)	
	③ [試料加工]		③[試料加工]	
	試料加工は負圧用ボックス内に設置された加工機本体で行う。試料の取り付けは作業者が直接行		試料加工は負圧用ボックス内に設置された加工機本体で行う。試料の取り付けは作業者が直接行	
	い、加工中は負圧用ボックスの外の制御装置から遠隔操作で加工を行う。試料取り付けの際は、汚		い、加工中は負圧用ボックスの外の制御装置から遠隔操作で加工を行う。試料取り付けの際は、汚染	
	染拡大防止のため負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、作業者は被ばく防止のための防護用マス		拡大防止のため負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、作業者は被ばく防止のための防護用マスク	
	ク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施し、作業終了後には、負圧用ボッ		及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施し、作業終了後には、負圧用ボックス	
	クス内部のスミヤを採取し規定値以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し、脱		内部のスミヤを採取し規定値以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し、脱装・除染	
	装・除染場所で脱装して取付け作業を終了する( <u>第7-37図</u> 参照)。加工が終了した際は廃棄物を		場所で脱装して取付け作業を終了する( <u>第7-39図</u> 参照)。加工が終了した際は廃棄物を処理した	   (6)記載の見直し
	処理した後に加工機本体及び負圧用ボックス内を除染し、スミヤを採取し管理基準値( $lpha: 4  imes 10^{-2}$		後に加工機本体及び負圧用ボックス内を除染し、スミヤを採取し管理基準値( $lpha: 4  imes 10^{-2} \;  ext{Bq/cm}^2$ 、	
	Bq/cm²、βγ:4×10 <sup>-1</sup> Bq/cm²)以下であることを確認する。		βγ:4×10 <sup>-1</sup> Bq/cm2) 以下であることを確認する。	
	④ [貯蔵]		④ [貯蔵]	
	(中略)		(変更なし)	
	[閉じ込めの機能]		[閉じ込めの機能]	
	加工機本体を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難燃製樹		加工機本体を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を組み、難燃製樹	
	脂パネルをはめ込む構造とする。負圧用ボックスは第9-3図 換気空調設備系統図に示す排気 2		脂パネルをはめ込む構造とする。負圧用ボックスは第9-3図 換気空調設備系統図に示す排気 2	
	系の排気ダクトに接続し、室内との差圧を 100 Pa 以上として管理し、加工する試料からの放射能漏		系の排気ダクトに接続し、室内との差圧を 100 Pa 以上として管理し、加工する試料からの放射能漏	
	えいを防止する <u>。</u>		えいを防止する ( <mark>第7-32図、第7-40図</mark> 参照)。	   (6)記載の見直し
	( <u>第7-31図、第7-38図</u> 参照)			の配戦の光色と
	排気2系の排風機は非常用電源に接続し、商用電源が喪失しても負圧用ボックスは常時負圧を保		排気2系の排風機は非常用電源に接続し、商用電源が喪失しても負圧用ボックスは常時負圧を保	
	つことができる。		つことができる。	
	負圧用ボックスの排気はバルブやダンパの閉止により逆流防止が可能であり、排気系の故障によ		負圧用ボックスの排気はバルブやダンパの閉止により逆流防止が可能であり、排気系の故障によ	
	り負圧が維持できない場合も、負圧用ボックスの閉じ込めが可能な構造である。		り負圧が維持できない場合も、負圧用ボックスの閉じ込めが可能な構造である。	
	除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用ボッ		除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用ボッ	
	クス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボック		クス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボック	
	ス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準		ス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準	
	値( $lpha:4 imes10^{-2}$ Bq/cm $^2$ 、 $eta\gamma:4 imes10^{-1}$ Bq/cm $^2$ )以下であることを確認した上で、負圧用ボックス		値( $lpha:4 imes10^{-2}$ Bq/cm $^2$ 、 $eta\gamma:4 imes10^{-1}$ Bq/cm $^2$ )以下であることを確認した上で、負圧用ボックス	
	を退出し、脱装・除染場所で脱装して作業を終了する( <mark>第7-37図</mark> 参照)。		を退出し、脱装・除染場所で脱装して作業を終了する( <u>第7-39図</u> 参照)。	   (6)記載の見直し
	(省略)		(変更なし)	(*) #5-10(*)

変更前 変更後 変更理由 目的番号 目的番号 使用の方法 使用の方法 4).3 その他設備による試料の調製 4).3 ワイヤ放電加工機を用いた試料の調製 (1) 新規設備導入(1) ① [対象試料] 核燃料汚染物 ② [取出し] 第8章に示す貯蔵施設から、試料が収納された貯蔵容器を取り出し、第2精密測定室のワイヤ 放電加工機に移動する。セル外に設置の貯蔵施設から試料を移動する際は、貯蔵施設の前に簡易 のバリアを設置し、その中で試料が収納された貯蔵容器をビニル袋、その他の密閉容器に入れ汚 染の拡大防止を施した上で搬出する。一方、セル内に設置の貯蔵施設から試料を移動する際は、 アイソレーションエリアで試料が収納された貯蔵容器を新しい容器に交換し、アイソレーション エリアから搬出する際にビニル袋、その他の密閉容器に入れ汚染の拡大防止を施した上で搬出す る。試料の表面線量率が2 mSv/h を超える場合には遮蔽容器に入れた上で運搬する。 ③ [試料加工] 試料加工は負圧用ボックス内に設置された放電加工機本体で行う。試料の取り付けは作業者が 直接行い、加工中は負圧用ボックスの外に退避する。試料取り付けの際は、汚染拡大防止のため 負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、作業者は被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を 着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施し、作業終了後には、負圧用ボックス内部のス ミヤを採取し規定値以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し、脱装・除染場所 で脱装して取付け作業を終了する(第7-43図参照)。加工が終了した際は廃棄物を処理した後 にワイヤ放電加工機本体及び負圧用ボックス内を除染し、スミヤを採取し管理基準値 $(\alpha: 4 \times 10^{-2}$  $Bq/cm^2$ 、 $\beta \gamma : 4 \times 10^{-1} Bq/cm^2$ ) 以下であることを確認する。 ④ [貯蔵] ③の加工後に、試料を貯蔵容器に収納し、第8章に示す貯蔵施設に貯蔵する。負圧用ボックス から試料が収納された貯蔵容器を搬出する際にはビニル袋、その他の密閉容器に入れ汚染の拡大 防止を施した上で搬出する。試料の表面線量率が2 mSv/h を超える場合には遮蔽容器に入れた上 で運搬する。 ⑤[廃棄物(核燃料汚染物)処理] 核燃料汚染物としての固体状の廃棄物は、核燃料汚染物取扱時に使用した紙ウエス、ゴム手袋 その他防護・除染資材、核燃料汚染物と接触した容器、試験器具その他物品の可燃性の汚染物及 び不燃性の汚染物並びに加工により金属屑が発生する。 可燃性及び不燃性の汚染物は次の手順で廃棄する。 (7)[仮保管] 廃棄する前の可燃性の汚染物は紙製容器に収納後、防火対策のため、さらに金属製容器に入 れ、不燃性の汚染物はビニル袋、その他の密閉容器に収納後、金属製容器に入れて、それぞれ 負圧用ボックス内で仮保管する。管理区域内にいる人が当該仮保管物に不用意に近づかないよ うに、その鉄製容器の表面には放射性を示す標識がある。仮保管期限は毎年度末までとし、当 該年度末までに(イ)[廃棄]を実施する。

	変更前	変更後		変更理由
	目的番号 使用の方法	目的番号 使用の方法		
		1 (イ) [廃棄]		(1)新規設備導入①
		可燃性の汚染物が収納された紙製容器の重量と容器表面線量率が基準値(4.8 kg 以下、2		(1) 机风放佣等人(1)
		mSv/h 未満) を満たすことを、また、不燃性の汚染物が収納された紙製容器又は 20 L 鉄製容器	<u> </u>	
		の重量と容器表面線量率が基準値(紙製容器:4.8 kg 以下、2 mSv/h 未満、20 L 鉄製容器:9	. 5	
		kg 以下、2 mSv/h 未満)を満たすことを確認して第9章に示す方法により廃棄する		
		ワイヤ放電加工機本体を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは金属の枠を網	<u>H</u>	
		み、難燃製樹脂パネルをはめ込む構造とする。負圧用ボックスは第9-3図 換気空調設備系統	<u>츘</u>	
		図に示す排気2系の排気ダクトに接続し、室内との差圧を100 Pa 以上として管理し、加工する	<u>試</u>	
		料からの放射能漏えいを防止する(第7-34図、第7-44図参照)。		
1		排気2系の排風機は非常用電源に接続し、商用電源が喪失しても負圧用ボックスは常時負圧	<u>\$</u>	
		保つことができる。		
		<u>負圧用ボックスの排気はバルブやダンパの閉止により逆流防止が可能であり、排気系の故障</u>	<u> </u>	
		より負圧が維持できない場合も、負圧用ボックスの閉じ込めが可能な構造である。		
		除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用7	<u> </u>	
		ックス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用を	<u> </u>	
		<u>ックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し</u>	查	
		理基準値( $lpha: 4 imes 10^{-2}\; Bq/cm^2$ 、 $eta\; \gamma: 4 imes 10^{-1}\; Bq/cm^2$ )以下であることを確認した上で、負圧月	<u> </u>  ボ	
		<u>ックスを退出し、脱装・除染場所で脱装して作業を終了する(第7-43図参照)。</u>		
		施設内の常時立ち入る場所における外部被ばく線量は、第7章に示す最大取扱量 80 MBq (1		
		${\sf MeV}$ 、 $\gamma$ 線)を取り扱ったとしても、負圧用ボックスの表面において、第10章に示す各装置の	<u>作</u>	
		<u>業場所における線量当量率(20 μSv/h)よりも小さいことを確認している。詳細は第11章 11-</u>	<u>-1</u>	
		<u>の 1. 1. 12 に示す通りである。</u>		
		<u>「火災等による損傷の防止」</u>		
		ワイヤ放電加工機は、不燃性材料又は難燃性材料から構成されており、加工機自体から及び原	_	
		<u>辺からの影響においても延焼することはない。また、電動機が付属するが過負荷防止機能を有り</u>	<u>-</u>	
		<u>ている。</u>		
		<u>ワイヤ放電加工機は、負圧用ボックス及び制御装置を含めて耐震評価で転倒や横ずれを起こる</u>	<u> </u>	
		<u>ない仕様である。詳細は第11章 11-2 の 2.14 に示す通りである。</u>		
		_ <u>[検査等を考慮した設計]</u>	_	
		ワイヤ放電加工機の閉じ込め機能は負圧用ボックスで、耐震性は固定ボルトで担保される。	_	
		圧用ボックス内の負圧は付属の負圧計にて点検可能な設計としている。また、固定ボルトは健:	_	
		性及び締結の確認、その他目視点検が容易に可能な配置設計としている。さらにメンテナンスの	<u>U</u>	
		ための空間を有するとともに、保守・補修が可能な設計としている。		

変更理由

(1)新規設備導入①

(6)記載の見直し①

(6)記載の見直し②

変更前

目的番号	使用の方法
2	(省略)
3	(省略)
4	(中略)
	AI 被覆燃料要素  ①燃料カプセルを保管場所の燃料貯蔵プールからモニタリングセルを経由し切断セルへ移送する。ここでカプセルを切断し、当該燃料要素を取り出す。 ②切断セルにおいて当該燃料要素(燃料ペレット部分)を切断する。、燃料ペレットを取り出し、短尺のウォーターロッド形状の燃料収納管に詰める。 ③短尺のウォーターロッドをモニタリングセルへ移送、端栓を溶接する。 ④溶接後の短尺のウォーターロッド形状の燃料収納管のリーク検査を実施する。 ⑤短尺のウォーターロッド形状の燃料収納管を接続しウォーターロッド形状の燃料収納管に組み上げ、外観検査を実施する。 ⑥燃料検査プールにおいて未照射ウラン燃料集合体に組み込み HTR 再処理用燃料集合体に組み立てる。 このときの作業手順のフローを表2-3(AI被覆燃料要素)に示す。またAI被覆燃料要素を図2-1
	Oに、短尺及び長尺の燃料収納管を図2-11に、HTR 再処理用燃料集合体を図2-8に示す。ここで上
	記②から③のフローを <u>図2-11</u> に示す。
	(省略)
5	(省略)
6	(省略)

3.	核燃料物質の種類	
	(省略)	

4. 使用の場所 (省略)

目的番号	使用の方法
1	_[誤操作の防止]
	本加工装置はシーケンスに従って(装置に表示される工程通りに)操作しなければ動作しない
	ため、誤操作した場合は動作しない。また、非常停止ボタンにより装置を停止できる設計となっ
	<u>ており、安全性を損なうおそれは無い。</u>
	<u>4).4 その他設備による試料の調製</u>
	・固体廃棄物処理スペ―ス
	(変更なし)

変更後

目的番号	使用の方法
2	(変更なし)
3	(変更なし)
4	(変更なし)
	AI 被覆燃料要素
	①燃料カプセルを保管場所の燃料貯蔵プールからモニタリングセルを経由し切断セルへ移送する。こ
	こでカプセルを切断し、当該燃料要素を取り出す。
	②切断セルにおいて当該燃料要素(燃料ペレット部分)を切断する。、燃料ペレットを取り出し、短
	尺のウォーターロッド形状の燃料収納管に詰める。
	③短尺のウォーターロッドをモニタリングセルへ移送、端栓を溶接する。
	④溶接後の短尺のウォーターロッド形状の燃料収納管のリーク検査を実施する。
	⑤短尺のウォーターロッド形状の燃料収納管を接続しウォーターロッド形状の燃料収納管に組み上
	げ、外観検査を実施する。
	⑥燃料検査プールにおいて未照射ウラン燃料集合体に組み込み HTR 再処理用燃料集合体に組み立て
	<b>ర</b> ం
	このときの作業手順のフローを表2-3(AI 被覆燃料要素)に示す。また AI 被覆燃料要素を図2-
	10に、短尺及び長尺の燃料収納管を図2-11に、HTR再処理用燃料集合体を図2-8に示す。ここ
	で上記②から③のフローを <mark>図2-12</mark> に示す。
	(変更なし)
5	 (変更なし)
6	(変更なし)

3. 核燃料物質の種類 (変更なし)

4. 使用の場所 (変更なし)

\_\_\_\_\_ 変更及び追加

削除

変更前 変更後 変更理由 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (6)記載の見直し③ (事業所全体) (事業所全体) 年間予定使用量 年間予定使用量 放射能量\*1 放射能量\*1 核燃料物質の種類 予定使用期間 核燃料物質の種類 予定使用期間 最大存在量 延べ取扱量 最大存在量 延べ取扱量 200 kgU 410 kgU 劣化ウラン 200 kgU 410 kgU 劣化ウラン 750 kgU 天然ウラン 890 kgU 天然ウラン 750 kgU 890 kgU トリウム 30 kgTh トリウム 30 kgTh 濃 濃縮度 5%未満 濃縮度 5%未満 115 kgU 160 kgU 115 kgU 160 kgU 縮 ゥ ゥ ラ ラ 22. 5 kgU 22. 5 kgU 20 kgU 濃縮度 5%~20%未満 20 kgU 濃縮度 5%~20%未満 プルトニウム 0. 1 gPu 0.1 gPu プルトニウム 0. 1 gPu 0. 1 gPu ウラン233 0.1 gU 0.1 gU ウラン233 0.1 gU 0.1 gU HTR 再処理用燃 HTR 再処理用燃 自 令和3年6月24日\*2 自 令和2年4月24日\*2 劣化ウラン 500 kgU 500 kgU 劣化ウラン 500 kgU 500 kgU (6)記載の見直し④ 料 料 至 廃止措置を終了するまで 至 廃止措置を終了するまで の期間 の期間 劣化ウラン 1556 kgU 540 kgU 劣化ウラン 1556 kgU 540 kgU 1000 kgU 10 kgU 1000 kgU 10 kgU 天然ウラン 天然ウラン 1399. 98 kgU 506 kgU 1399. 98 kgU 506 kgU 濃縮度 5%未満 濃縮度 5%未満 1F燃料デブリ 1F燃料デブリ 0.02 kgU 0.02 kgU 4 kgU 4 kgU (濃縮度 5%未満) 使用済燃料 (濃縮度5%未満) 使用済燃料 555 PBq 555 PBa (照射済燃料を (照射済燃料を  $(1MeV, \gamma)$ (1MeV, γ) 濃縮度 5%~20%未満 41 kgU 30 kgU 濃縮度 5%~20%未満 41 kgU 30 kgU 含む) 含む) HTR 再処理用燃料 HTR 再処理用燃料 濃縮度 100 kgU 100 kgU 濃縮度 100 kgU 100 kgU 10.15%以下 10.15%以下 プルトニウム 24 kgPu 9 kgPu プルトニウム 24 kgPu 9 kgPu トリウム トリウム 0.1 kgTh 1 kgTh 0. 1 kgTh 1 kgTh 注記: 注記 スプログログラス の最大取扱量の合計値を示す。 \*1 放射能量は、 、 及びのようなの最大取扱量の合計値を示す。 \*1 放射能量は、 \*2 原規規発第 2106242 号にて許可 \*2 原規規発第 2004241 号にて許可 (6)記載の見直し④

			変更前							変更後				変更理由
(ホット	ラボ施設)	1					(ホット	トラボ施	<b>正</b> 設)					(6)記載の見直し③
	++ ++++++++++++++++++++++++++++++++++++	が の 廷 牧	マウは甲物間	年間予定	<b>至使用量</b>	放射能量*1		++.44:1	以始続の毛幣	マウは甲物間	年間予定	<b>至使用量</b>	+h- h-l-h-h □ ×1	
	核燃料物質	真の俚親	予定使用期間	最大存在量	延べ取扱量			核燃料	料物質の種類	予定使用期間	最大存在量	延べ取扱量	放射能量*1	
	劣化ウ	<b>ウラン</b>		100 kgU	10 kgU			劣	化ウラン		100 kgU	10 kgU		
	天然ウ	<b>ウラン</b>		550 kgU	90 kgU			天	· 然ウラン		550 kgU	90 kgU		
	トリ	ウム		30 kgTh	_				トリウム		30 kgTh	_		
濃 縮 か	濃縮度	5%未満		100 kgU	100 kgU		濃 編 編 ウ	濃縮	ß度 5%未満		100 kgU	100 kgU		
ラン	濃縮度 5	5%~ 20%未満		20 kgU	10 kgU		ラン	濃縮	銷度 5%~ 20%未満		20 kgU	10 kgU	_	
	プルト	ニウム		0. 1 gPu	0.1 gPu			プル	ルトニウム		0.1 gPu	0.1 gPu		
	ウラン	233		0.1 gU	0.1 gU			ウラ	ラン233		0.1 gU	0.1 gU		
HTR 再処 料		劣化ウラン	<u>自 令和2年4月24日</u> * <sup>2</sup> 至 廃止措置を終了するまでの	500 kgU	500 kgU		HTR 再如		劣化ウラン	<u>自 令和3年6月24日</u> * <sup>2</sup> 至 廃止措置を終了するまでの	500 kgU	500 kgU		(6)記載の見直し④
			期間	1556 kgU	540 kgU				劣化ウラン	期間	1556 kgU	540 kgU		
		天然ウラン		1000 kgU	10 kgU				天然ウラン		1000 kgU	10 kgU		
	,	濃縮度 5%未満		1399. 98 kgU	506 kgU				濃縮度 5%未満		1399. 98 kgU	506 kgU		
使用済		1 F燃料デブリ (濃縮度5%未満)		0.02 kgU	4 kgU	555 PBq	使用済	<b>斉燃料</b>	1 F燃料デブリ (濃縮度 5 %未満)		0. 02 kgU	4 kgU	555 PBq	
(照射済	with A	縮度 5%~20%未満		41 kgU	30 kgU	(1MeV, γ)	(照射済		: 濃縮度 5%~20%未満		41 kgU	30 kgU	(1MeV, γ)	
	F	HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15%以下		100 kgU	100 kgU				HTR 再処理用燃料 濃縮度 10.15%以下		100 kgU	100 kgU		
		プルトニウム		24 kgPu	9 kgPu				プルトニウム		24 kgPu	9 kgPu		
		トリウム		0.1 kgTh	1 kgTh				トリウム		0.1 kgTh	1 kgTh		
注記: *1 放身 *2 <u>原</u> 規		、 0 <mark>04241 号</mark> にて許可	及び	■の最大取扱量の	合計値を示す。		注記: *1 放 *2 <u>原</u> 規		は、 第 <u>2106242 号</u> にて許可	及び	の最大取扱量の	合計値を示す。		(6)記載の見直し④

変更理由

(6) 記載の見直し①

(2) 設備削除①

NFDホットラボ施設(施行令第41条該当施設) 新旧対照表 変更前 変更後

6. 使用済燃料の処分の方法

(省略)

- 7. 使用施設の位置、構造及び設備
- 7-1 使用施設の位置 ~ 7-2 使用施設の構造 (省略)
- 7-3 使用施設の設備

(中略)

(鉄セルNo.1~No.4 の主要設備)

使用設備の名称	個 数	仕 様
本体	(中略)	(中略)
(中略)		
気体加圧型内圧負荷装置	1 式	管状試料の内圧負荷試験を行う。
		設計最高温度: 900 °C
		設計最大圧力: 135 MPa
		加熱雰囲気:不活性ガス(大気圧)
		加圧媒体:不活性ガス
		過加熱防止機構付き、ステンレス製囲い箱付き
		構造: <u>第7-43図参照</u>
(省略)	(省略)	(省略)

### (第2精密測定室の主要設備)

作業場所において空間線量率を 20 μSv/h 以下の条件で管理する。

使用設備の名称	個数	仕様
本体(中略)	(中略)	(中略)
<del>蛍光×線装置</del>	<del>1                                    </del>	<del>最大取扱量</del> -1 F燃料デブリ:
(中略)	(省略)	(省略)

6. 使用済燃料の処分の方法

(変更なし)

- 7. 使用施設の位置、構造及び設備
- 7-1 使用施設の位置 ~ 7-2 使用施設の構造 (変更なし)
- 7-3 使用施設の設備

(変更なし)

(鉄セルNo.1~No.4 の主要設備)

使用設備の名称	個 数	<b>仕</b> 様
本体	(変更な	(変更なし)
(変更なし)	L)	
     気体加圧型内圧負荷装置	1 式	     管状試料の内圧負荷試験を行う。
X(体加工主的工具间表值	1 11,	<b>されれれの内上貝向成家でリフ。</b> 設計最高温度:900°C
		設計最大圧力: 135 MPa
		加熱雰囲気:不活性ガス(大気圧)
		加圧媒体:不活性ガス
		過加熱防止機構付き、ステンレス製囲い箱付き
		構造: <u>第7-47図参照</u>
(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)

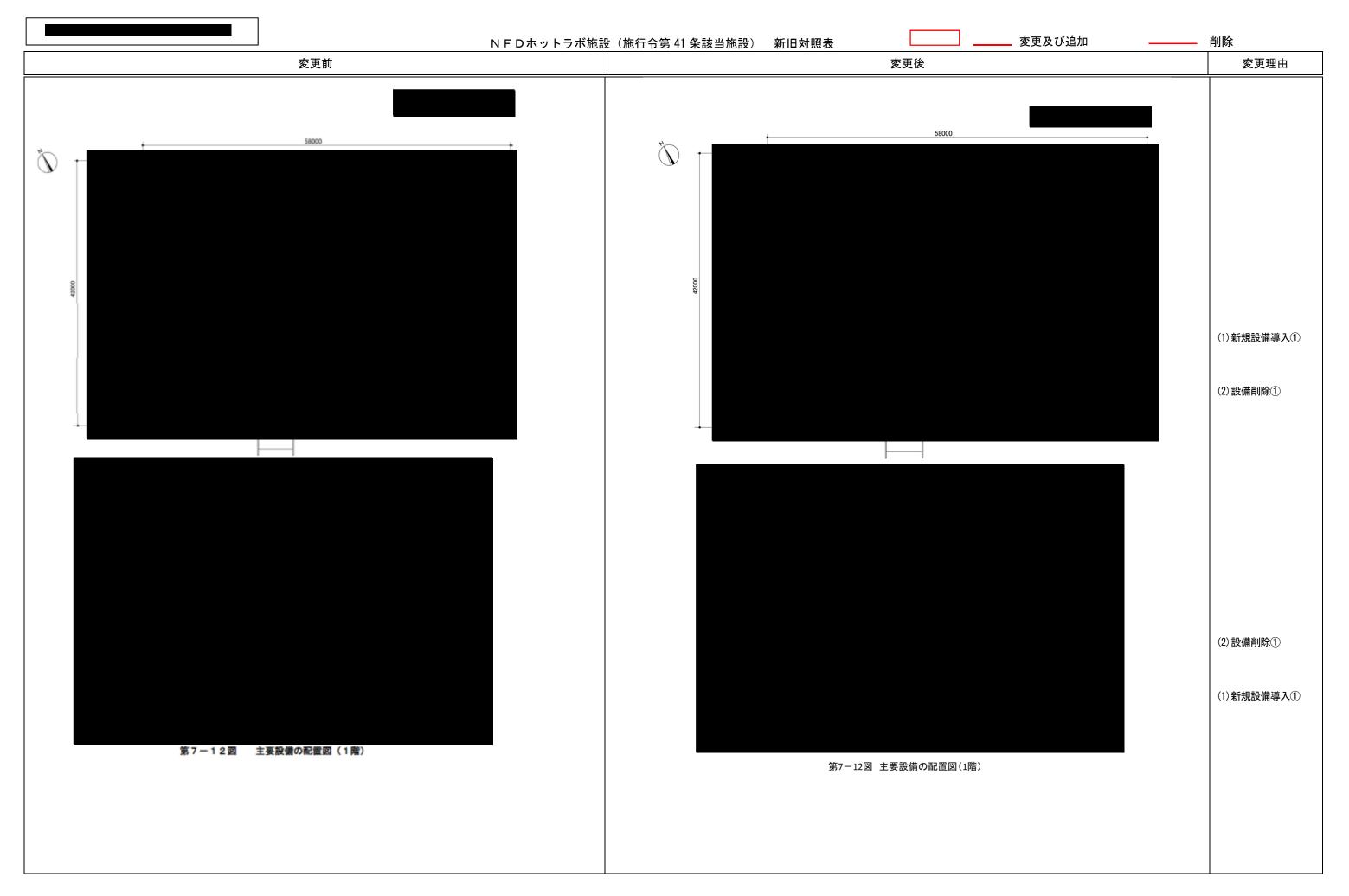
### (第2精密測定室の主要設備)

作業場所において空間線量率を 20 μSv/h 以下の条件で管理する。

F未物   に630・C王							
使用設備の名称	個 数	仕     様					
本体(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)					
(削除)	(削除)	<u>(削除)</u>					
(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)					

#### 変更及び追加 削除 NFDホットラボ施設(施行令第41条該当施設) 新旧対照表 変更前 変更後 変更理由 (第2精密測定室の主要設備)(続き) (第2精密測定室の主要設備)(続き) 作業場所において空間線量率を 20 μSv/h 以下の条件で管理する。 作業場所において空間線量率を 20 μSv/h 以下の条件で管理する。 仕 様 仕 様 使用設備の名称 個 数 使用設備の名称 個 数 (中略) (中略) (中略) (変更なし) (変更なし) (変更なし) 低エネルギー光子測定装置 1 式 (省略) 低エネルギー光子測定装置 (変更なし) 1 式 (LEPS) (LEPS) イオンミリング試料加工装 1 式 (省略) イオンミリング試料加工装 1 式 (変更なし) ワイヤ放電加工機 1 式 最大取扱量 (1) 新規設備導入① 1 F燃料デブリ:無 未照射燃料:無 上記以外の燃料: (1 MeV、γ) (核燃料汚染物を用いた試料調製) 負圧用ボックス付 負圧値: 100 Pa 以上 停電、漏電安全装置付 排気ダクトに接続 構造:第7-23図参照 消火設備 消火設備 使用設備の名称 個 数 使用設備の名称 個 数 仕 建家内の地下、1階及び2階には、火災感知機及び消火設備を備える。そ 建家内の地下、1階及び2階には、火災感知機及び消火設備を備え 消火設備 1式 消火設備 1式 れらの配置を第7-23~第7-25図に示す。 (6)記載の見直し②① る。それらの概略配置を第7-24~第7-26図に示す。 放射線監視設備 放射線監視設備 使用設備の名称 個 数 仕 様 使用設備の名称 個 数 (中略) 建家内の地下、1階及び2階には、放射線を監視する検出端を備える。そ (中略) (変更なし) (変更なし) 建家内の地下、1階及び2階には、放射線を監視する検出端を備え (6)記載の見直し① れらの配置を第7-26~第7-28図に示す。 る。それらの配置を<u>第7-27~第7-29図</u>に示す。 (省略) スタック排気モニタ (省略) スタック排気モニタ (変更なし) (変更なし) (省略) (変更なし)

		変更前				変更後		変更理由
警報設備				警報設備				
使用設備の名称	個 数	仕	樣	使用設備の名称	個 数	仕	様	
セル内火災警報	1式	各セル内天井に設置された検出器により	火災発生を検知する。	セル内火災警報	1式	各セル内天井に設置された検出器に、 但し、廃棄物セルには、「廃棄物セ セル内排気フィルタ近傍の温度上昇	ル内温度監視システム」を設置、	(3)警報設備見直し①
(省略)	(省略)	(省略)		(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(中略) 電気設備	J	J		(変更なし) 電気設備	l			
使用設備の名称	個 数	仕	様	使用設備の名称	個 数	仕	様	
IX/IJIX iiii 97 Liti)		商用電源の停電に備えて、非常用発電 その系統図を <u>第7-29図</u> に示す。			551	商用電源の停電に備えて、非常用語る。その系統図を第7-30図に示	発電機及び無停電電源設備を備え	(6)記載の見直し①
非常用電源(省略)	(省略)	(省略)		非常用電源 (変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		
(中略)				(変更なし)				
第7一1図 日本核燃 第7一11図 旬	料開発株式会社敷 管理区域(2階)			第7-1図 日本核燃料開第7-1図 管理区		辺図 (図面に変更なし)~ 図面に変更なし)		



変更後

変更及び追加

変更理由

(1)新規設備導入①

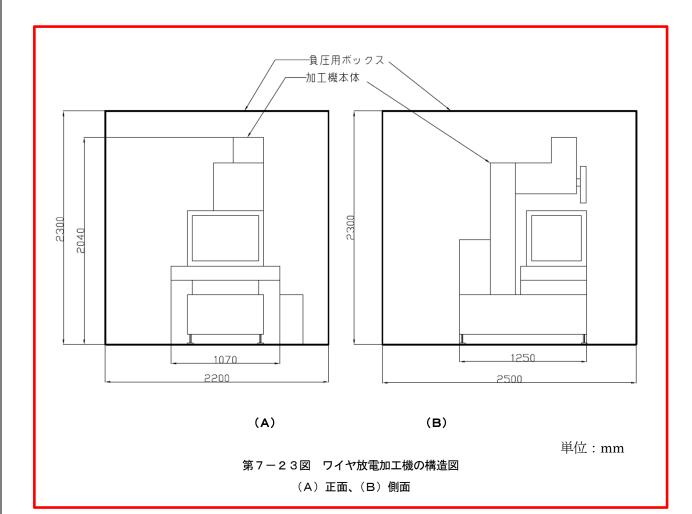
第7-13図 電子ビーム溶接機の構造図(省略)~

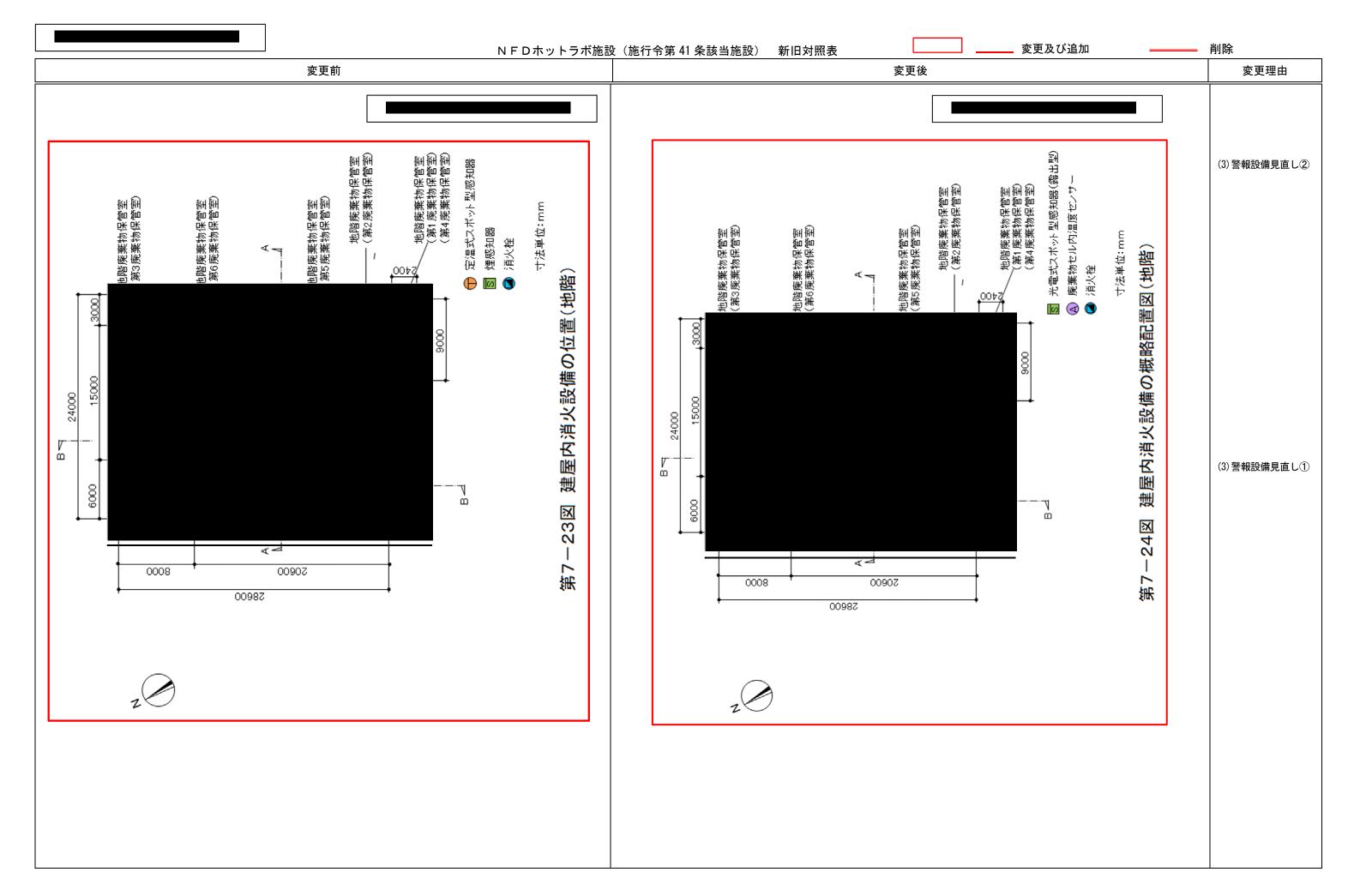
第7-22図 イオンミリング試料加工装置の構造図(A)正面、(B)側面(省略)

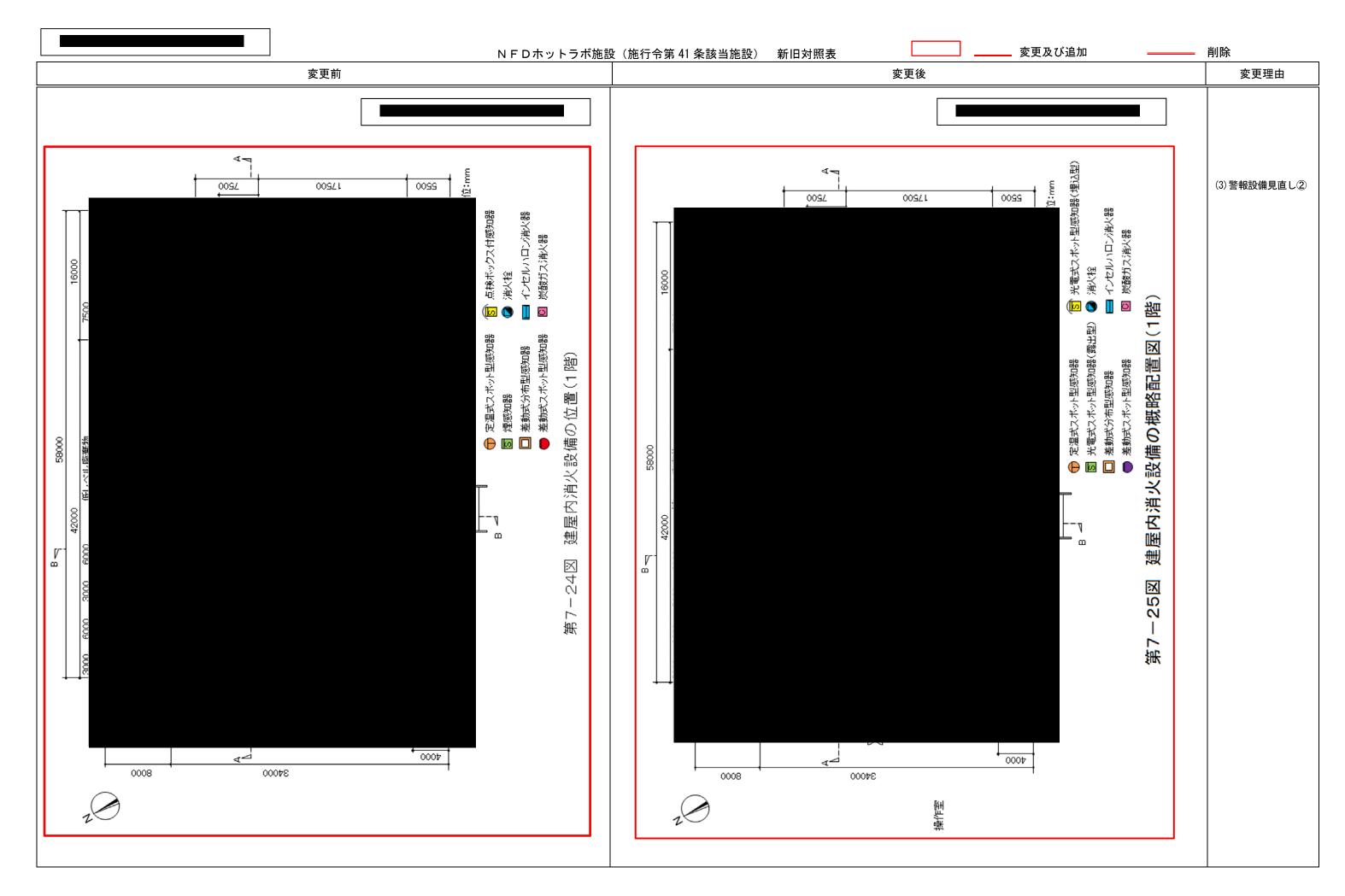
変更前

第7-13図 電子ビーム溶接機の構造図(図面に変更なし)~

第7-22図 イオンミリング試料加工装置の構造図(A)正面、(B)側面(図面に変更なし)







変更及び追加	- 削除
更後	変
<b>な</b> し)	(6)記載の

変更前	NFDホットフホ施設(施行令第41条該当施設) 新旧対照表 変更後	
		(6)記載の見直し①
第7-26図 建屋内放射線監視設備の位置(地階)(省略)	第7-27図 建屋内放射線監視設備の位置(地階)(図面に変更なし)	(0) 記載の見目し(1)
<u>第7-27図</u> 建屋内放射線監視設備の位置(1階)(省略)	第7-28図 建屋内放射線監視設備の位置(1階)(図面に変更なし)	(6) 記載の見直し①
第7-28図 建屋内放射線監視設備の位置(2階)(省略)	第7-29図 建屋内放射線監視設備の位置(2階)(図面に変更なし)	(6)記載の見直し①
第7-29図 電力系統図(省略)	第7-30図 電力系統図(図面に変更なし)	(6)記載の見直し①
第7-30図 誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)の排気系統図(省略)	第7-31図 誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)の排気系統図(図面に変更なし)	(6)記載の見直し①
第7-31図 3軸NC加工機の排気系統図(省略)	第7-32図 3軸NC加工機の排気系統図(図面に変更なし)	(6) 記載の見直し①
第7-32図 イオンミリング試料加工装置の排気系統図(省略)	第7-33図 イオンミリング試料加工装置の排気系統図(図面に変更なし)	(6) 記載の見直し①

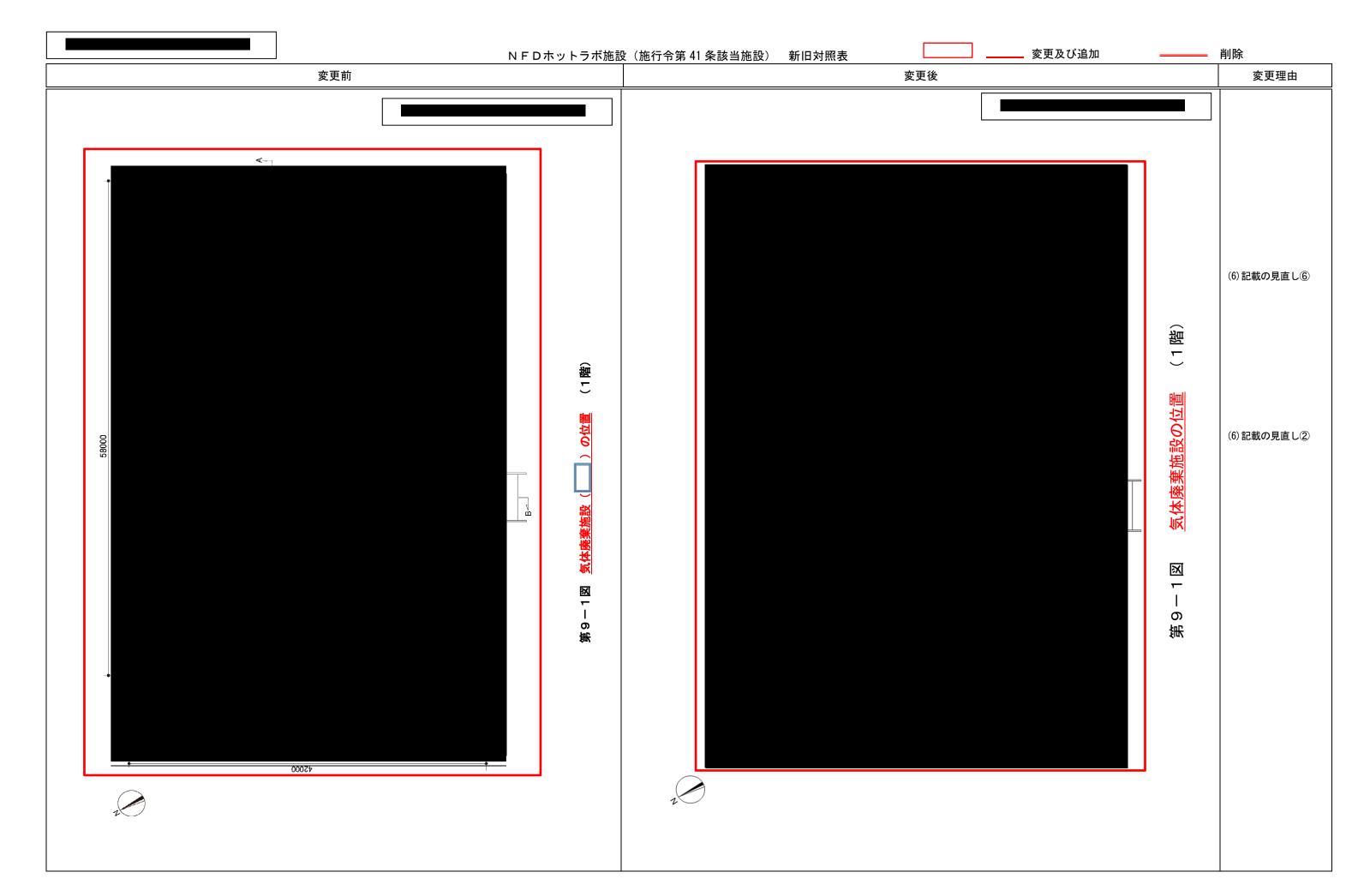
変更後

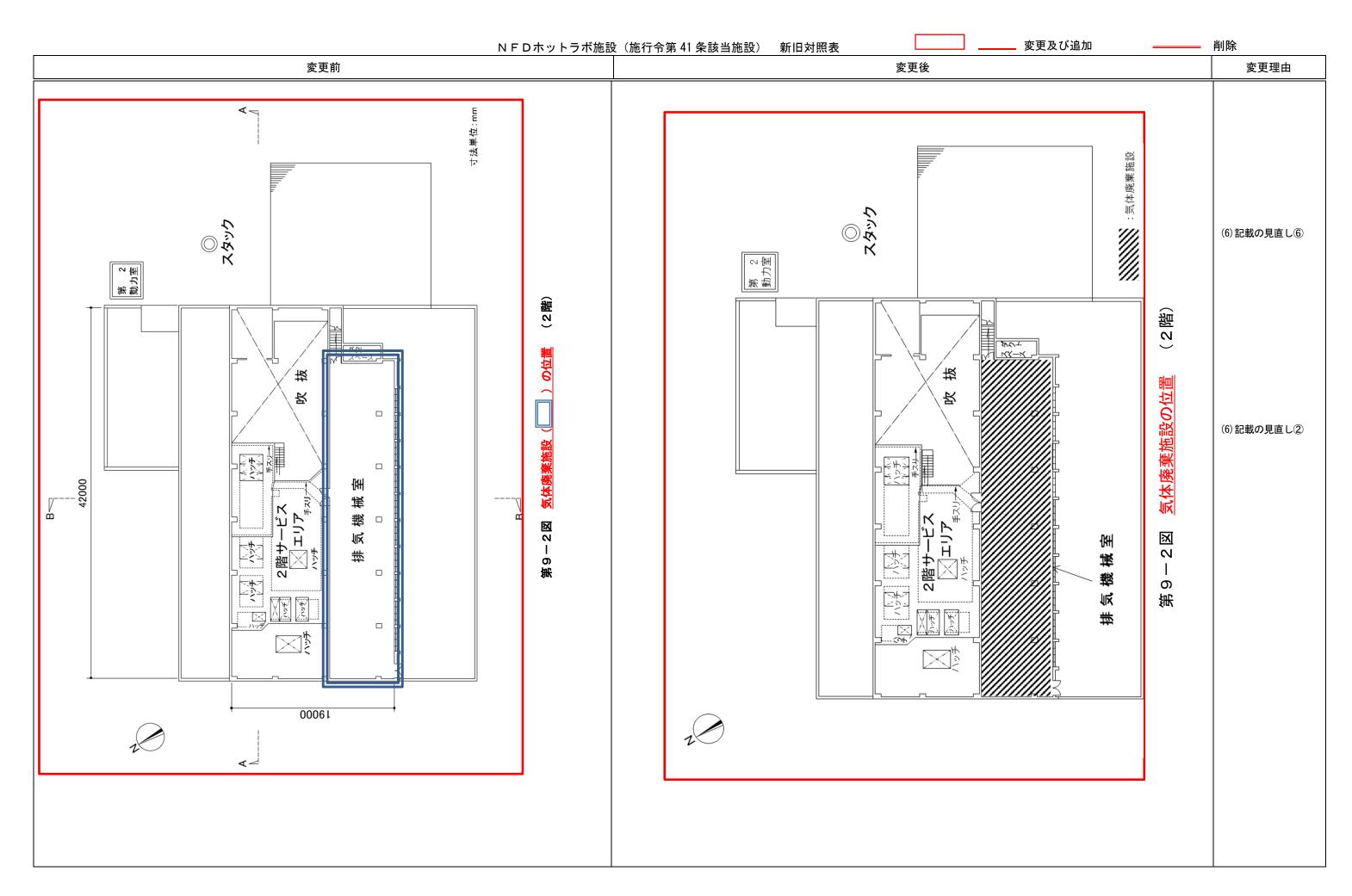
変更前

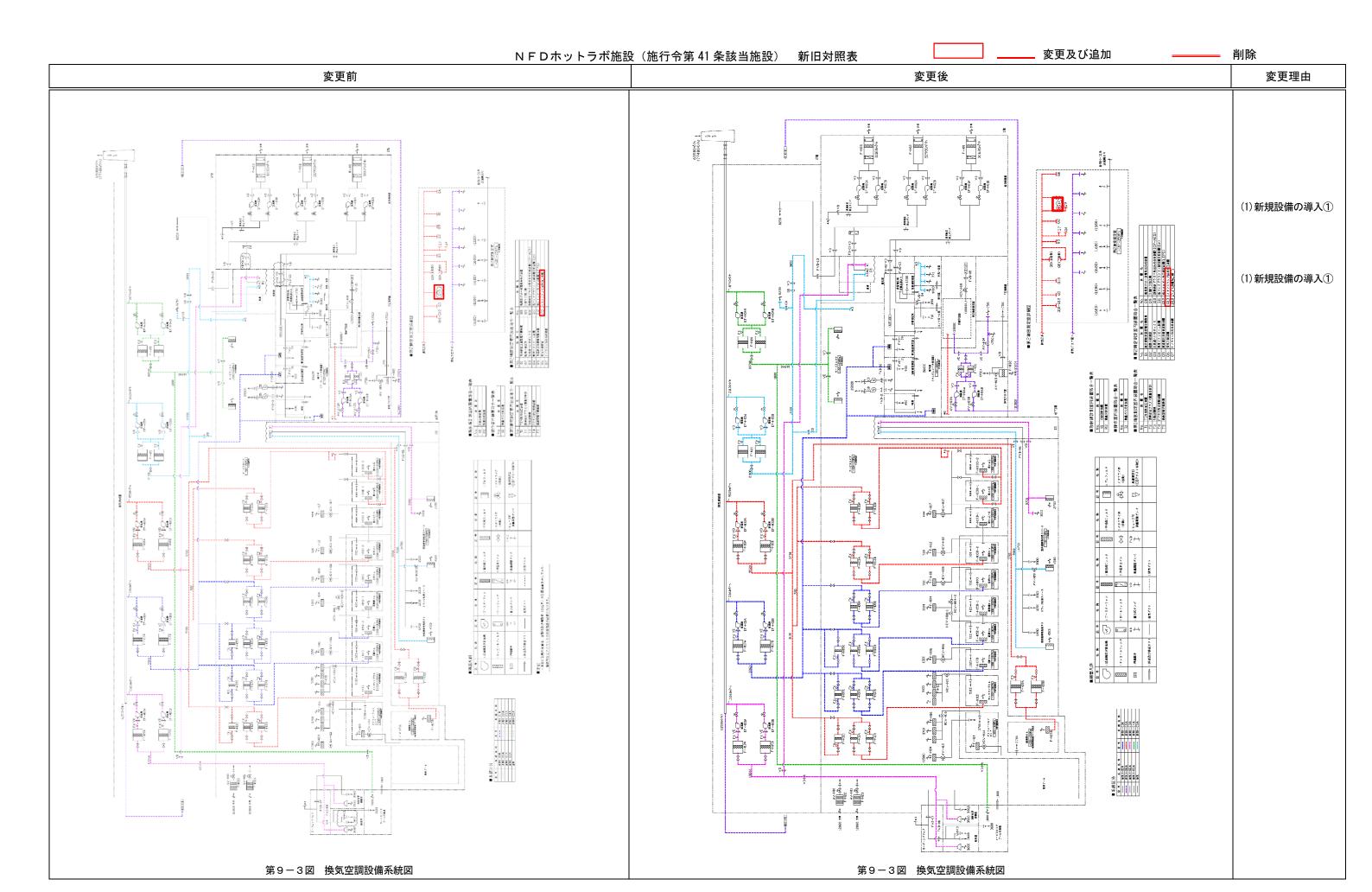
変更理由

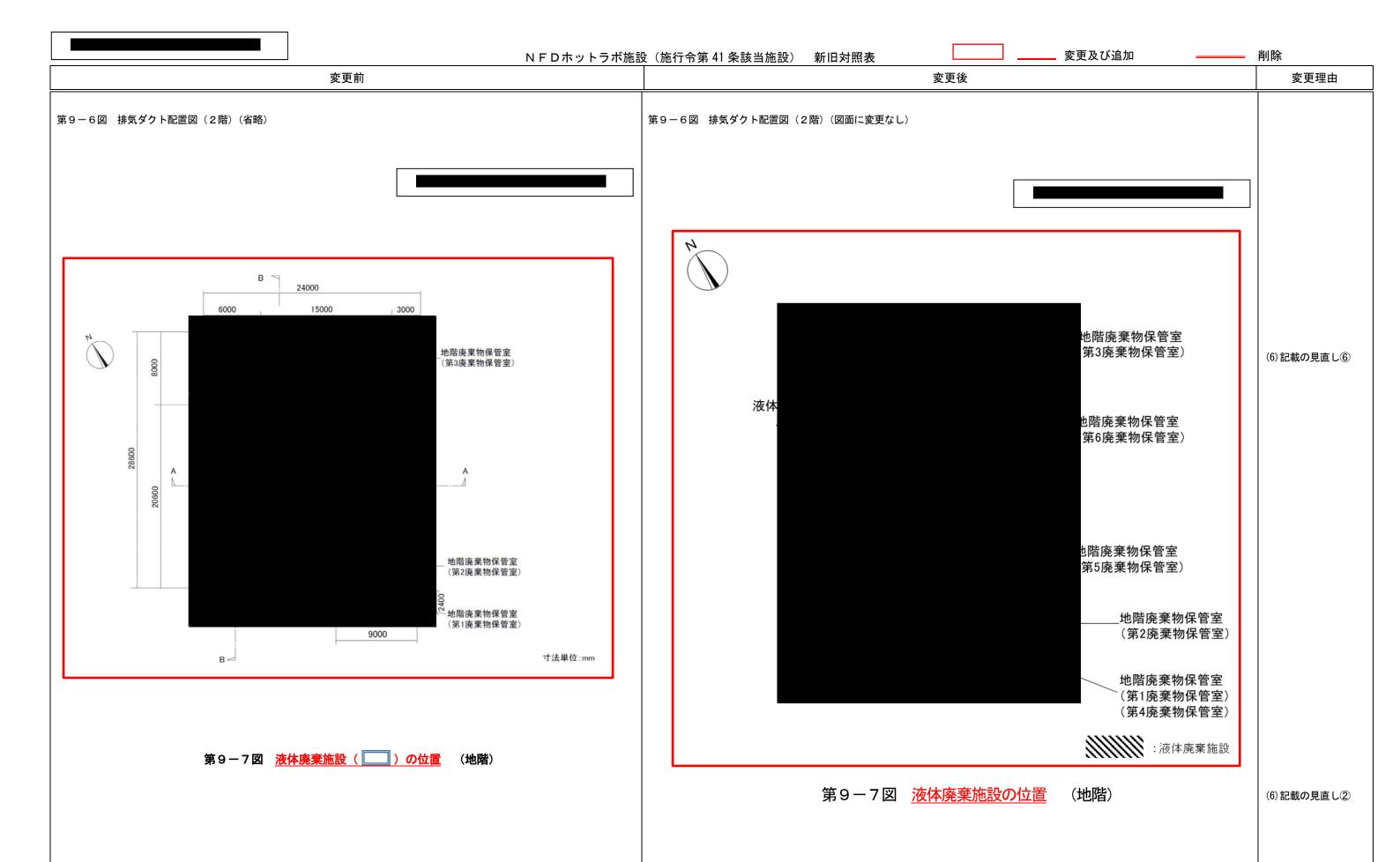
変更前	変更後	変更理由
第7-41図 引張試験機 負圧用ボックス見取り図 (A)上面、(B)正面(省略)	第7-45図 引張試験機 負圧用ボックス見取り図 (A)上面、(B)正面(図面に変更なし)	(6) 記載の見直し①
第7-42図 引張試験機 負圧用ボックスと排気 1 系の接続(省略)	第7-46図 引張試験機 負圧用ボックスと排気1系の接続(図面に変更なし)	(6) 記載の見直し①
第7-43図 気体加圧型内圧負荷装置の構造図(省略)	第7-47図 気体加圧型内圧負荷装置の構造図(図面に変更なし)	(6)記載の見直し①
8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備	
8-1 貯蔵施設の位置 ~ 8-3 貯蔵施設の設備(省略)	8-1 貯蔵施設の位置 ~ 8-3 貯蔵施設の設備(変更なし)	
表 8-1 試料用保管庫(除染室)の試料保管容器(省略)	表 8-1 試料用保管庫(除染室)の試料保管容器(変更なし)	
第8-1図 貯蔵施設の位置(1階)(省略) ~	第8-1図 貯蔵施設の位置(1階)(省略)(変更なし) ~	
第8-13図 貯蔵施設及び設備の標識の位置(省略)	第8-13図 貯蔵施設及び設備の標識の位置(変更なし)	
9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備	
9-1 気体廃棄施設 ~ 9-2 液体廃棄施設(省略)	9-1 気体廃棄施設 ~ 9-2 液体廃棄施設 (変更なし)	
9-3 固体廃棄施設(省略)	9-3 固体廃棄施設(変更なし)	
表 9 - 1 廃棄施設の位置 主要構造部等、材料~	表9-1 廃棄施設の位置 主要構造部等、材料~ 表9-1 廃棄施設の位置 主要構造部等、材料~	
表 9 一 2 保管廃棄施設構造(省略)	表9-2 保管廃棄施設構造(変更なし)	

				<u> </u>		NI DI	トットラボ施				171 M 2X	<b>*</b>		変更及び追加		- 削除
		-1-		変更前		+ - t - = =		1				変更後				変更理由
		表9一3 原	廃棄物保管場所によ	らける最大保管放	射能量と保管廃	葉容器				表9-3	廃棄物保管場所に	こおける最大保管	放射能量と保管	廃棄容器		
	個数(本) 最大保管 内容物の		廃棄物保管容器		標識を			個数(本)	最大保管	内容物の	廃棄物保管容器		標識を			
	場所	(200 L 容器 換算)	放射能量(Bq) < <sup>60</sup> Co 換算>	物理的性状	種類	構造及び材料	付ける箇所		場所	(200 L 容器 換算)	放射能量(Bq) < <sup>60</sup> Co 換算>	物理的性状	種類	構造及び材料	付ける箇所	
					A型	ステンレス製 φ∶320 mm、 H:350∼420 mm	なし	器表面 地	廃棄物セル(	90	$\frac{3.70 \times 10^{14}}{(1 \text{ MeV}, \gamma)}$	固体状可燃 のもの 固体状不燃 のもの	A型	ステンレス製 φ∶320 mm、 H∶350~420 mm	なし	
				固体状可燃 のもの 固体状不燃 のもの	B型	ステンレス製 φ:360 mm、 H:600 mm	容器表面						B型	ステンレス製 φ∶360 mm、 H:600 mm	容器表面	
	廃棄物セル	90	$\frac{3.70 \times 10^{12}}{(1 \text{ MeV}, \gamma)}$		C型	ステンレス製 W:1100 mm 以下 D:260~640 mm H:900 mm 以下	容器表面						C型	ステンレス製 W:1100 mm 以下 D:260~640 mm H:900 mm 以下	容器表面	(6)記載の見直し(
地階					廃フィルタ 缶	ステンレス製 W:750 mm D:380 mm H:650 mm	容器表面						廃フィルタ 缶	ステンレス製 W:750 mm D:380 mm H:650 mm	容器表面	
	第1廃棄物 保管室	(省略)	(省略)				(省略)	階	第1廃棄物 保管室	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	(変更なし)	
-	第2廃棄物保管室	(省略)	(省略)	-	(省略)	(省略)	(省略)		第2廃棄物 保管室	(変更なし)	(変更なし)		(変更なし)		(変更なし)	
	第3廃棄物 保管室	(省略)	(省略)	(damb)	(省略)	(省略)	(省略)		第3廃棄物保管室	(変更なし)	(変更なし)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	第 4 廃棄物 保管室	(省略)	(省略)	(省略))	(省略)	省略) (省略)	(省略)	保管 保管 第5廃		第 4 廃棄物 保管室	(変更なし)	(変更なし)	・(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
	第5廃棄物 保管室	(省略)	(省略)		(11.75)	( d. = to)	(省略)		第 5 廃棄物 保管室	(変更なし)	(変更なし)		(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	第6廃棄物 保管室	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)	(省略)		第6廃棄物 保管室	(変更なし)	(変更なし)				(変更なし)	
Ł	廃棄物保管場	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	1階	廃棄物保管場	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
1	低レベル廃棄物 保管庫	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	別建家	低レベル廃棄物 保管庫	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
	長9一4 固体状態	<b>廃棄物の分類及び</b>	処理の方法(省略	各)				表	9 — 4   固体状廃	棄物の分類及び処	<b>4理の方法</b> (変更)	なし)				

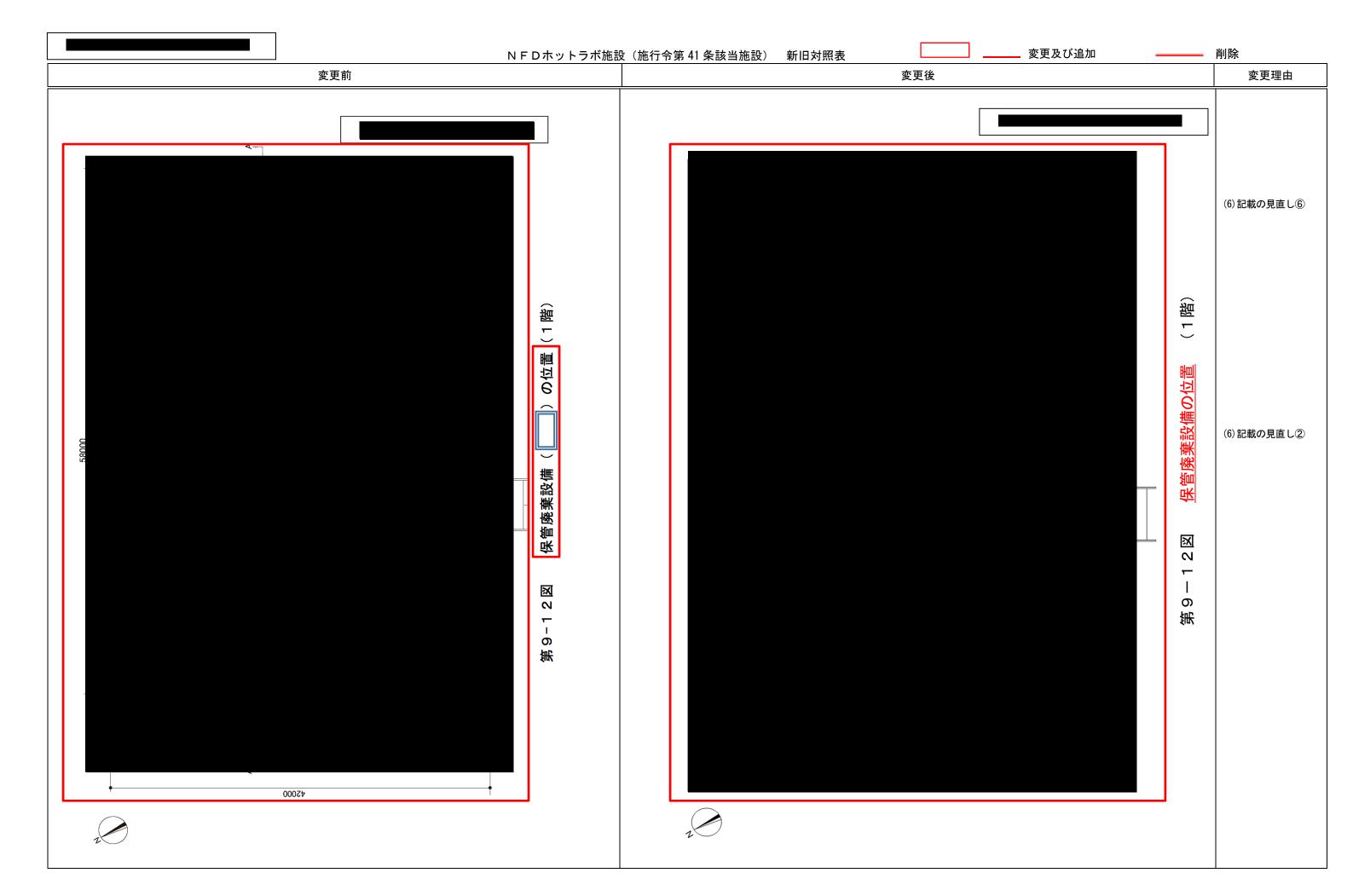


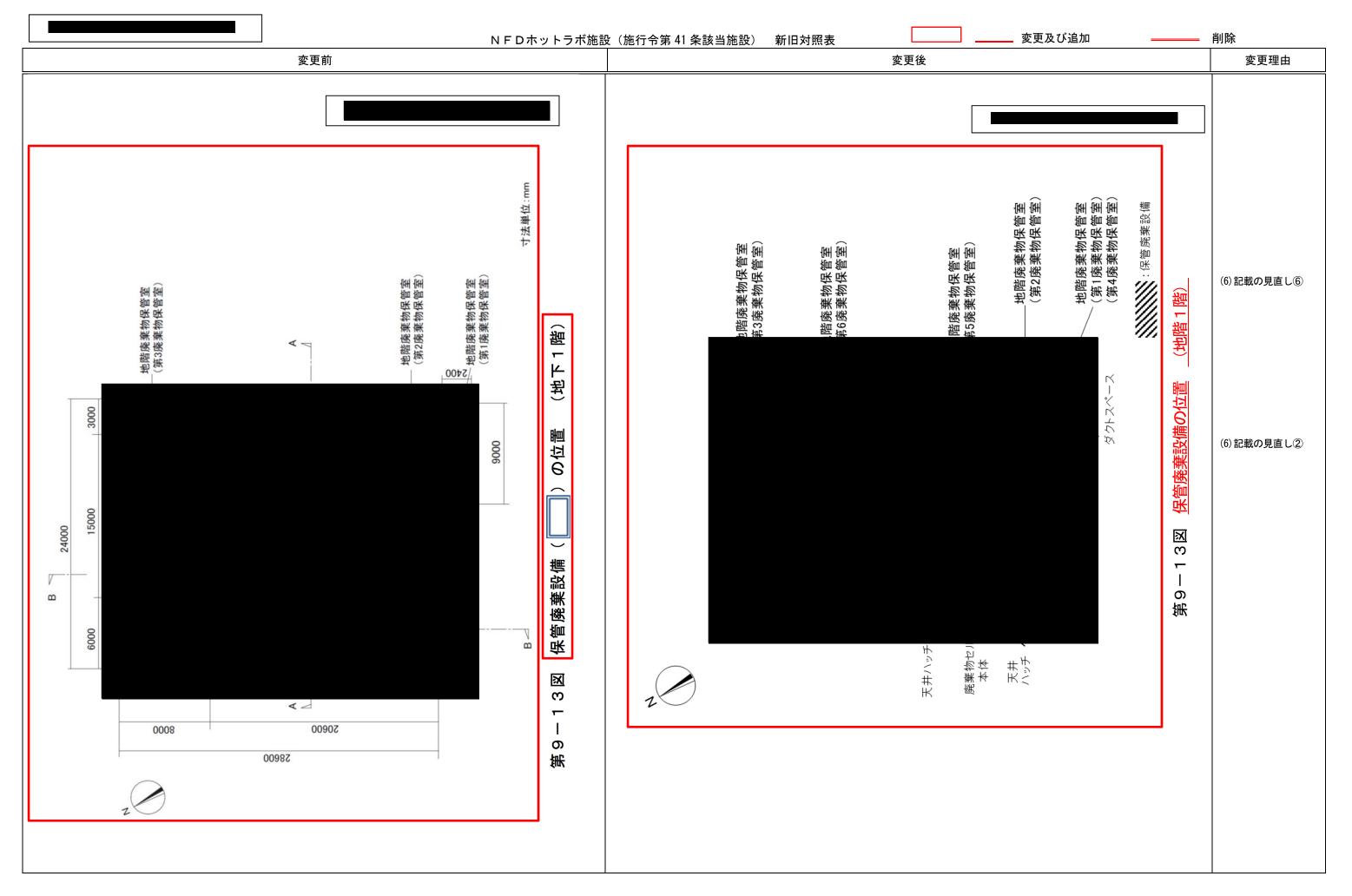


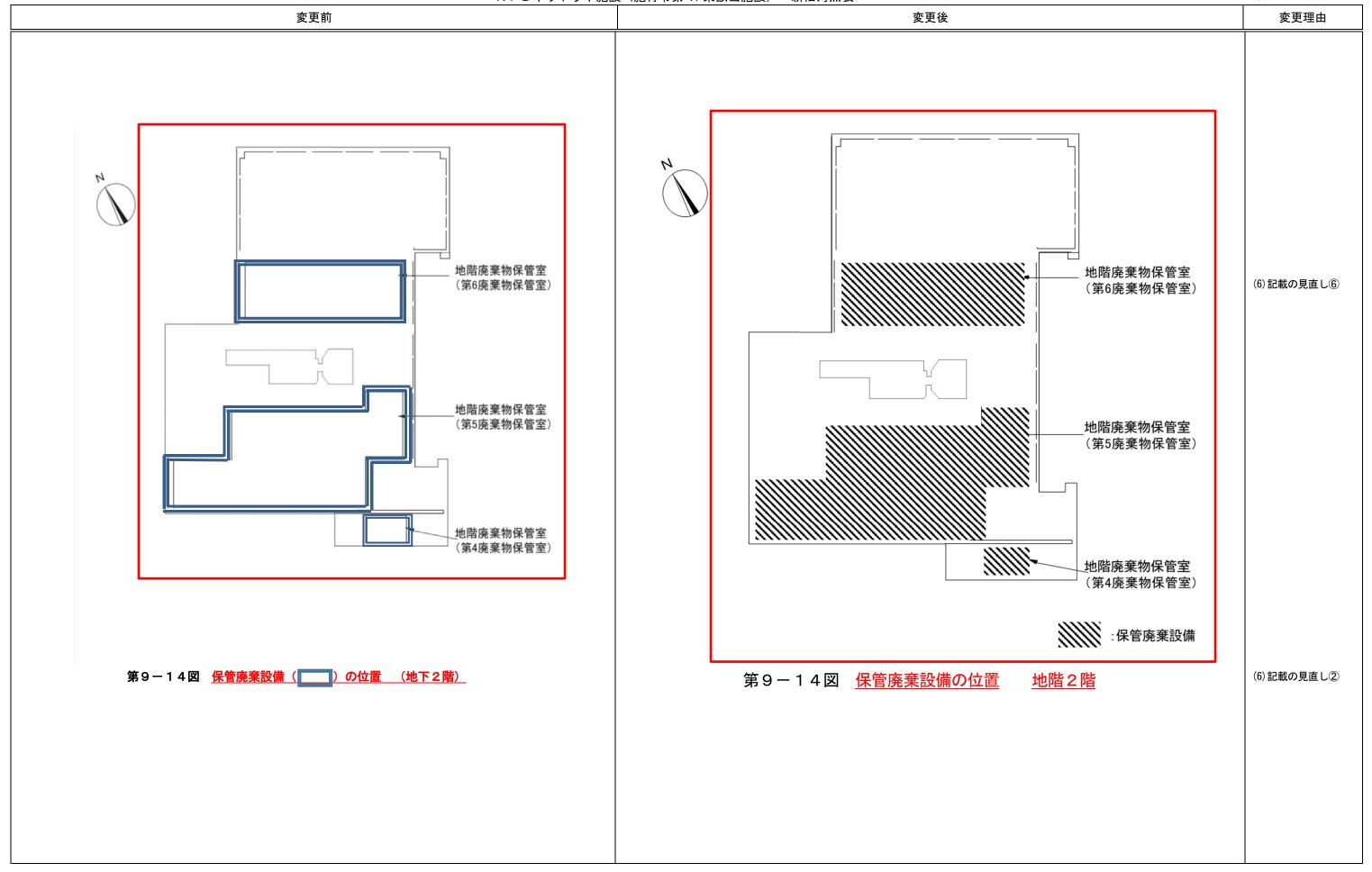




	NFDホットラボ施設(施行令第 41 条該当施設) 新旧対照表 変更後	l加
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>发</b> 史垤
9-8図 廃液排水管配置図(2階) (省略)~	第9-8図 廃液排水管配置図(2階) (図面に変更なし)~	(変更なし)
9-11図 廃液排水管配置図(2階) (省略)	第9-11図 廃液排水管配置図(2階) (図面に変更なし)	







- 10-1 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (省略)
- 10-2. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の施行以降に導入された施設・設備については、同規則に基づき該 当項目についての検討結果を記載する。

変更前

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、気体加圧型内圧負荷装置: 負圧管理されたセル内に設置することにより核燃料物質等の飛散を防止する。

引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、3 軸 NC 加工機、イオンミリング試料加工装置:

本体を排気ダクトに接続された負圧用ボックス(差圧 100Pa 以上)に設置して試料を取り扱うことにより核燃料物質等の飛散及び常時立入場所における空気中濃度限度の超過を防止する。

排気系統図を第7-30図~第7-33図に示す。

誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES) 及び3軸NC加工機の負圧用ボックスは排気2系に、引張試験機の負圧用ボックスは排気1系に接続する。イオンミリング試料加工装置は、加工装置本体を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは排気2系の排気ダクトに接続する。

(中略)

(1)閉じ込めの機 能 ICP-AES および引張試験機の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を $\frac{\mathfrak{g}7-3}{4}$  **4** 図及び $\frac{\mathfrak{g}7-4}{1}$  図に示す。除染、保守点検等で、負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、正面の扉から立ち入り、防護衣を着用するとともに、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前に簡易バリアを設置し、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $\alpha:4\times10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta\gamma:4\times10^{-1}$  Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。

3 軸 NC 加工機の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を第7-37図に示す。 除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負 圧用ボックス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着 用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $\alpha:4\times10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta\gamma:4\times10^{-1}$  Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し脱装・除染場所で脱装して作業を終了する。

イオンミリング試料加工装置の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を $\frac{第7-39}{2}$  (2) に示す。汚染拡大防止のため負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、作業者は被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $\alpha:4\times10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta\gamma:4\times10^{-1}$  Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し、脱装・除染場所で脱装して作業を終了する。また、試料加工はシールされた装置本体に試料が閉じ込められた状態で行うため、加工中に装置本体から外部へ漏えいすることはない。

10-2. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の施行以降に導入された施設・設備については、同規則に基づき該当項目についての検討結果を記載する。

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、気体加圧型内圧負荷装置: 負圧管理されたセル内に設置することにより核燃料物質等の飛散を防止する。

引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、3 軸 NC 加工機、イオンミリン グ試料加工装置、ワイヤ放電加工機:

本体を排気ダクトに接続された負圧用ボックス (差圧 100Pa 以上) に設置して試料を取り扱うことにより核燃料物質等の飛散及び常時立入場所における空気中濃度限度の超過を防止する。

排気系統図を第7-31図~第7-35図に示す。

誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、3 軸 NC 加工機およびワイヤ放電加工機の負圧用ボックスは排気 2 系に、引張試験機の負圧用ボックスは排気 1 系に接続する。イオンミリング試料加工装置は、加工装置本体を負圧用ボックスに収納して使用する。負圧用ボックスは排気 2 系の排気ダクトに接続する。

(変更なし)

10-1 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(変更なし)

ICP-AES および引張試験機の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を $\frac{\mathbf{s}7-3}$  6図及び $\frac{\mathbf{s}7-45}{\mathbf{g}}$ に示す。除染、保守点検等で、負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、正面の扉から立ち入り、防護衣を着用するとともに、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前に簡易バリアを設置し、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $\alpha:4\times10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta\gamma:4\times10^{-1}$  Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出しバリアで脱装して作業を終了する。

3 軸 NC 加工機の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を $\frac{\$7-39}{2}$ に示す。 除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負 圧用ボックス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着 用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス 内部のスミヤを採取し管理基準値  $(\alpha:4\times10^{-2}\ \mathrm{Bq/cm^2})$  以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し脱装・除染場所で脱装して作業を終了する。

イオンミリング試料加工装置の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を $\frac{\mathfrak{R}7-41}{\mathfrak{Q}}$ に示す。汚染拡大防止のため負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、作業者は被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値( $\alpha:4\times10^{-2}$  Bq/cm²、 $\beta\gamma:4\times10^{-1}$  Bq/cm²)以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し、脱装・除染場所で脱装して作業を終了する。また、試料加工はシールされた装置本体に試料が閉じ込められた状態で行うため、加工中に装置本体から外部へ漏えいすることはない。

(6) 記載の見直し(1)

(6) 記載の見直し(1)

(6)記載の見直し①

(6) 記載の見直し①

(1) 新規設備の導入①

(6) 記載の見直し①

(1) 新規設備の導入(1)

(1) 閉じ込めの機

- 削除

	変更前		変更後	変更理由
低バックグラ	ラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS): &)		ワイヤ放電加工機の負圧用ボックスの上面および正面の見取り図を第7-43図に示す。除染、保守点検等で負圧用ボックスに作業者が立ち入る場合は、汚染拡大防止のため負圧用ボックス前の脱装・除染場所で、被ばく防止のための防護用マスク及び防護衣を着用し、負圧用ボックス内に立ち入り作業を実施する。作業終了後には、負圧用ボックス内部のスミヤを採取し管理基準値(α:4×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>2</sup> 、βγ:4×10 <sup>-1</sup> Bq/cm <sup>2</sup> )以下であることを確認した上で、負圧用ボックスを退出し脱装・除染場所で脱装して作業を終了する。  低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS): (変更なし)	(1)新規設備の導入①
置: 核燃料 引張試験機、 種分析装置 (2) 遮蔽 ョンカウンク 試料加工装置 第11: 第11:	章 11-1 の 1 に遮蔽評価の説明を示す。 章 11-1 の 1.1.1~11-1 の <u>1.1.9</u> に示す通り、各装置表面または作業者の位置の は 20 µSv/h 以下である。	(2) 遮蔽	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、気体加圧型内圧負荷装置: 核燃料物質等の使用量を各セルにおける既許可の範囲内とし、被ばくを防止する。 引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3 軸 NC 加工機、ワイヤ放電加工機、液体シンチレーションカウンタ、試料用保管庫(除染室)、200 L ドラム缶用圧縮減容装置、イオンミリング試料加工装置: 第11章11-1の1に遮蔽評価の説明を示す。 第11章11-1の1に遮蔽評価の説明を示す。 第11章11-1の1.1.1~11-1の1.1.12に示す通り、各装置表面または作業者の位置の線量率は20 μSv/h 以下である。 (変更なし)	(1)新規設備の導入① (1)新規設備の導入①
装置 (ICP-/A (LEPS)、3		(3) 火災等による損傷の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3 軸 NC 加工機、ワイヤ放電加工機: 不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し、装置本体及び周辺からの火災等による損傷を防止する。 (変更なし)	(1) 新規設備の導入①
負荷装置: (6)核燃料物質の 装置で	容接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、3 軸 NC 加工機、気体加圧型内圧取り扱う試料は、核燃料汚染物であり、核燃料物質はゼログラムであるため臨界ととはない。	(4)立ち入りの防止〜(6)核燃料物質の臨界防止	・ (5) 自然現象による影響への考慮(変更なし)  電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、3 軸 NC 加工機、ワイヤ放電加工機、 気体加圧型内圧負荷装置: 装置で取り扱う試料は、核燃料汚染物であり、核燃料物質はゼログラムであるため臨界になることはない。 (変更なし)	(1) 新規設備の導入①
(7)施設検査対象施設の地盤(省略)		(7)施設検査対象施設	の地盤(変更なし)	

	変更前		変更後			
(8) 地震による損 傷の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、低バックグラウンド γ線核種分析装置 (Ge)、低エネルギー光子測定装置 (LEPS)、3 軸 NC 加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫 (除染室)、200 L ドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置: 装置はいずれも建家 1 階および地階に設置する。装置をボルトで床に直接固定するか、あるいは、装置を土台にボルトで固定し、土台を床にアンカー止めする方法で転倒及び横滑りを防止する。第 1 1章 11-2 の 2.1~11-2 の 2.13 に耐震評価の説明を示す。 (省略)	(8) 地震による損傷の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、低バックグラウンド γ 線核種分析装置 (Ge)、低エネルギー光子測定装置 (LEPS)、3 軸 NC 加工機、ワイヤ放電加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫 (除染室)、200 L ドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置: 装置はいずれも建家 1 階および地階に設置する。 装置をボルトで床に直接固定するか、あるいは、装置を土台にボルトで固定し、土台を床にアンカー止めする方法で転倒及び横滑りを防止する。第 1 1章 11-2 の 2.1~11-2 の 2.13 に耐震評価の説明を示す。 (変更なし)	(1) 新規設備の導入①		
)津波による損傷の[0	坊止 ~(12)溢水による損傷の防止(省略)	(9)津波による損傷の[	   大止 ~(12)溢水による損傷の防止(変更なし)			
	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、気体加圧型内圧負荷装置: これらの装置はセル内に設置され、他の設備における化学薬品の漏えいにより影響 を受けることはない。		電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、気体加圧型内圧負荷装置: これらの装置はセル内に設置され、他の設備における化学薬品の漏えいにより影響 を受けることはない。			
(13) 化学薬品の 漏えいによる 損傷の防止	引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核 種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3 軸 NC 加工機、イオンミリ ング試料加工装置: これらの装置の試料取扱い部分は、負圧用ボックスあるいは遮蔽体にカバーされて おり、他の設備における化学薬品の漏えいにより影響を受けることはない。 (省略)	(13) 化学薬品の 漏えいによる 損傷の防止	引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンド $\gamma$ 線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3 軸 NC 加工機、 <u>ワイヤ放電加工機</u> 、イオンミリング試料加工装置: これらの装置の試料取扱い部分は、負圧用ボックスあるいは遮蔽体にカバーされており、他の設備における化学薬品の漏えいにより影響を受けることはない。 (変更なし)	(1)新規設備の導入①		
(14) 飛散物による 損傷の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置、1 F燃料デブリを使用する設備や装置:  これらの装置または試料用保管庫は、回転部を有しておらず、また爆発のおそれもないため、飛散物を発生させることはない。 (省略)	(14)飛散物による 損傷の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、ワイヤ放電加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置、1F燃料デブリを使用する設備や装置:これらの装置または試料用保管庫は、回転部を有しておらず、また爆発のおそれもないため、飛散物を発生させることはない。 (変更なし)	(1) 新規設備の導入①		
5) 重要度に応じた安	全機能の確保 ~(16)環境条件を考慮した設計(省略)	(15) 重要度に応じた安	全機能の確保 ~ (16) 環境条件を考慮した設計 (変更なし)			

		ド施設(施行令第 41 条該当施設) 新旧対照表	<b>——</b> 削除
	変更前 ————————————————————————————————————	変更後	変更理由
(17) 検査等を考慮した設計	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、200 Lドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置:  これらの装置または試料用保管庫、200 Lドラム缶用圧縮減容装置は、その周囲に検査及びメンテナンスのための空間を有するとともに、保守・補修が可能な設計としている。 (省略)	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、ワイヤ放電加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、200 Lドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置: これらの装置または試料用保管庫、200 Lドラム缶用圧縮減容装置は、その周囲に検査及びメンテナンスのための空間を有するとともに、保守・補修が可能な設計としている。 (変更なし)	(1)新規設備の導入①
(18) 施設検査対象施	設の共用(省略)	(18) 施設検査対象施設の共用(変更なし)	
(19) 誤操作の防止	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、イオンミリング試料加工装置: いずれの装置も、シーケンスに従って操作しなければ作動しないため、誤操作した場合は作動しない。したがって、誤操作による火災発生のおそれは無い。 (省略)	電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、イオンミリング試料加工装置、ワイヤ放電加工機: いずれの装置も、シーケンスに従って操作しなければ作動しないため、誤操作した場合は作動しない。したがって、誤操作による火災発生のおそれは無い。 (変更なし)	(1)新規設備の導入①
(20)安全避難通路等	~(25)監視設備(省略)	(20) 安全避難通路等 ~ (25) 監視設備 (変更なし)	
(26) 非常用電源設備	商用電源(外部電源)停止時の対策として、第7-2図に示した動力棟内に非常用発電機としてディーゼル発電機及び無停電電源を設置し、保安上の機能(管理区域の排気施設、放射線監視設備、警報設備、緊急通信・連絡設備及び非常用照明灯等)が停止することのないようにしている。また、一部の放射線監視設備、警報設備、緊急通信・連絡設備には無停電電源により、ディーゼル発電機による電源復帰までの間、必要な電源を確保している。電力系統図を第7-29図に示す。 (省略)	商用電源(外部電源)停止時の対策として、第7-2図に示した動力棟内に非常用発電機としてディーゼル発電機及び無停電電源を設置し、保安上の機能(管理区域の排気施設、放射線監視設備、警報設備、緊急通信・連絡設備及び非常用照明灯等)が停止することのないようにしている。また、一部の放射線監視設備、警報設備、緊急通信・連絡設備には無停電電源により、ディーゼル発電機による電源復帰までの間、必要な電源を確保している。電力系統図を第7-30図に示す。	(6) 記載の見直し①
(27)通信連絡設備等	~(28)多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(省略)	(27)通信連絡設備等 ~(28)多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(変更なし)	

N F Dホットラホ	ド施設(施行令第 41 条該当施設)新旧対照表 変更及び追加	———— 削除
変更前	変 更 後	変更理由
11. 添付書類(原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)	11. 添付書類(原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)	
   11-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書	   11-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書	
(事故に関するものを除く)	(事故に関するものを除く)	
   11-1 の 1. 遮蔽計算書及び放射線業務従事者に係る線量評価	11-1の1. 遮蔽計算書及び放射線業務従事者に係る線量評価	
   ①使用済み燃料、②未照射燃料、③1F燃料デブリは別々に取り扱う(線量評価において他の試料と比較して影響が殆どない分	①使用済み燃料、②未照射燃料、③1F燃料デブリは別々に取り扱う(線量評価において他の試料と比較して影響が殆どない分	
- - 析用標準試料を除く)ことから、それらを個別に取り扱う場合について評価する。	析用標準試料を除く)ことから、それらを個別に取り扱う場合について評価する。	
評価は3次元ガンマ線遮蔽計算プログラムPre/GAM-D ver.4.0 (伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)を使用して遮蔽計	評価は3次元ガンマ線遮蔽計算プログラムPre/GAM-Dver.4.0(伊藤忠テクノソリューションズ株式会社)を使用して遮蔽計	
算(以下「QAD 計算」という。)を実施し、障害対策書の 2.1.3 項で定めた通常時立入エリアの設計基準線量当量率 20 μSv/h より	算(以下「QAD 計算」という。)を実施し、障害対策書の 2.1.3 項で定めた通常時立入エリアの設計基準線量当量率 20 μSv/h より	
も小さく、外部放射線に係る実効線量が50 mSv/年を超えることはないことを確認した。	も小さく、外部放射線に係る実効線量が50 mSv/年を超えることはないことを確認した。	
1.1 使用済み燃料に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.1 使用済み燃料に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	
(中略)	(変更なし)	
1.1.1 引張試験機の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価 ~	1.1.1 引張試験機の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価 ~	
1.1.11 フード(放射化学実験室)の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.1.11 フード(放射化学実験室)の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	
(省略)	(変更なし)	
	1.1.12 ワイヤ放電加工機の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	(5)被ばく評価見直し①
	<u>(1)計算条件</u>	の被はく計画先旦して
	線源位置からの最短位置(距離80 cm(負圧用ボックスの設計上は84 cm であるが、安全側に設定))の負圧用ボックス外にお	
	<u>ける実効線量率を評価した。</u>	
	また、線源位置から負圧用ボックス内に一時的に立ち入る測定者位置(距離35 cm 離れた位置)における実効線量率を評価し	
	<u>た。どちらの計算においても遮蔽は考慮していない。</u>	
	<u>試料は最大取扱量(Masse)を1 MeV(γ線)で仮定した。</u>	
	( <u>2</u> ) 計算結果	
	<u>負圧用ボックス外の作業割合は98/100、負圧用ボックス内の一時立ち入り作業割合は2/100であり、この作業割合を考慮して</u>	
	計算した結果、実効線量率は1.88×10 <sup>1</sup> μSv/h と評価された。	
		1

変更前	変 更 後	変更理由
1.2 未照射燃料に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.2 未照射燃料に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	
未照射燃料使用による放射線業務従事者に係る線量評価結果を次に記載する。	未照射燃料使用による放射線業務従事者に係る線量評価結果を次に記載する。	
未照射燃料については下記の機器を使用する。	未照射燃料については下記の機器を使用する。	
第1精密測定室:透過型電子顕微鏡、FPガス放出実験装置、誘導結合プラズマ質量分析装置	   第1精密測定室 : 透過型電子顕微鏡、FPガス放出実験装置、誘導結合プラズマ質量分析装置	
 第2精密測定室:低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低エネルギ	   第2精密測定室:低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低エネルギー光	
ー 光子測定装置(LEPS)、高分解能走査型電子顕微鏡、超微小硬度計、集束イオンビーム装置、ナノラマ	   子測定装置(LEPS)、高分解能走査型電子顕微鏡、超微小硬度計、集束イオンビーム装置、ナノラマン分光分析装	
   ン分光分析装置、生体遮蔽体ボックス、高温高圧水腐食試験装置、 <del>営光×線装置、</del> 高周波グロー放電発光	 	(2) 設備の削除①
分析装置、イオンミリング試料加工装置	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(省略)	(変更なし)	
1.2.1 <u>透過型電子顕微鏡</u>	1.2.1 <u>透過型電子顕微鏡</u>	
(中略)	(変更なし)	
1.2.12 高温高圧水腐食試験装置	1.2.12 高温高圧水腐食試験装置	
(省略)	(変更なし)	
1.2.13 蛍光×線装置	( <b>削除</b> )	(2)設備の削除①
<del>(1) 計算条件</del>		
線源位置から作業者までの最短位置(距離 53 cm)における実効線量率を 3 cm 厚の鉛による遮蔽を考慮して評価した。		
試料は最大取扱量(濃縮度5 %未満 で仮定した。)で仮定した。		
(2) 計算結果		
<u>評価位置(線源からの距離 53 cm)における実効線量率は 7.58 × 10 <sup>d</sup>−μSv/h と評価された。</u>		
1.2.14 高周波グロー放電発光分析装置	   1.2.1 <mark>3</mark> 高周波グロー放電 <del>発光分析装</del> 置	(6)記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	(の) 記載の元直とい
	(友文/は C)	
1. 2. <u>15</u> 液体シンチレーションカウンタ	   1. 2. <u>14</u> 液体シンチレーションカウンタ	(6)記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	(0) 配架(0) 20世 0 (1)
( ☐ ₩G/	(\$\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{2}\frac{1}{	
1. 2. <u>16</u> 質量分析装置	1.2. <u>15</u> 質量分析装置	(6)記載の見直し①
1. 2. <u>17</u> X線回折装置	1. 2. <u>16</u> X線回折装置	(6) 記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	
1. 2. <u>18</u> 電界放出形電子顕微鏡	1.2. <u>17</u> 電界放出形電子顕微鏡	(6)記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	
1. 2. <u>19</u> イオンミリング試料加工装置	1. 2. <u>18</u> イオンミリング試料加工装置	(6) 記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	

変更前	で、他設(他行令第 41 条該当他設)新旧対照表	
1.2.20 フード (除染室) の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.2.19 フード (除染室) の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	(6) 記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	
1.2.21 フード (放射化学実験室) の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.2.20 フード (放射化学実験室) の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	(6) 記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	
1.3 1 F燃料デブリ使用に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.3 1F燃料デブリ使用に関する遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	
1 F燃料デブリ使用による放射線業務従事者に係る線量評価結果を次に記載する。	1 F燃料デブリ使用による放射線業務従事者に係る線量評価結果を次に記載する。	
なお、1 F燃料デブリは下記の装置で使用する。	なお、1 F燃料デブリは下記の装置で使用する。	
第1精密測定室:TEM試料加工装置、透過型電子顕微鏡、誘導結合プラズマ質量分析計	第1精密測定室:TEM試料加工装置、透過型電子顕微鏡、誘導結合プラズマ質量分析計	
第2精密測定室: 低バックグラウンドγ線核種分析装置 (Ge)、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、低エネル	第2精密測定室: 低バックグラウンドγ線核種分析装置 (Ge)、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、低エネルギ	(O) =0  ++ = \\(\psi_1\psi_2\psi_2\)
ギー光子測定装置(LEPS)、高分解能走査型電子顕微鏡、集東イオンビーム装置、生体遮蔽体ボックス、業		(2)設備の削除し
<del>光×線装置、</del> イオンミリング試料加工装置	ンミリング試料加工装置	
(省略)	(変更なし)	
1.3.1 TEM試料加工装置	1.3.1 TEM試料加工装置	
(中略)	(変更なし)	
1.3.9 生体遮蔽体ボックス	1.3.9 生体遮蔽体ボックス	
(省略)	(変更なし)	
<del>1.3.10 蛍光×線装置</del>		(2) 設備の削除①
(1) 計算条件		
線源位置から作業者までの最短位置(距離53-cm)における実効線量率を3 cm 厚の鉛による遮蔽を考慮して評価した。 試料は最大取扱量(MANNA)をCo-60 で仮定した。		
( <u>2</u> ) 計算結果		
評価位置 (線源からの距離 53 cm) における実効線量率は 1.32 × 10 μSv/h と評価された。		
	1.3. <u>10</u> 液体シンチレーションカウンタ	(6)記載の見直し①
1.3. <u>11</u> 液体シンチレーションカウンタ	<u>ー</u> (変更なし)	
	1.3.11 質量分析装置	(6) 記載の見直し①
1.3.12 質量分析装置	(変更なし)	
(省略)		
	1.3. <u>12</u> 電界放出形電子顕微鏡	(6) 記載の見直し①
1.3. <u>13</u> 電界放出形電子顕微鏡 (省略)	(変更なし)	
\ E\MD/	1.3.13	(6) 記載の見直し①
1.3.14 イオンミリング試料加工装置	(変更なし)	(~, HO+W > ) CIE O ()
(省略)		
V MCM/		

変更及び追加

\_\_\_\_\_\_ 削除

変   更   前	変 更 後	変更理由
.3. <u>15</u> フード(除染室)の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.3.14 フード (除染室) の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	(6) 記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	
.3. <u>16</u> フード(放射化学実験室)の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	1.3. <u>15</u> フード(放射化学実験室)の遮蔽計算書/放射線業務従事者に係る線量の評価	(6)記載の見直し①
(省略)	(変更なし)	

N F Dホットラ	ド施設(施行令第41条該当施設)新旧対照表		変更及び追加	
変更前	変更	後		変更理由
11.1の2 放射線業務従事者及び管理区域境界、周辺監視区域境界に係る実効線量評価	11.1の2放射線業務従事者及び管理区域境界、周辺監視区域境界に係る実			
(1) 放射線業務従事者の実効線量	(1) 放射線業務従事者の実効線量			
(中略)	(変更なし)			
①使用済み燃料使用時の実効線量評価	①使用済み燃料使用時の実効線量評価			
原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降の変更申請で導入した、第1精密測定室での引張試験機及び第2精密測定	原規規発第 1708281 号(平成 29 年 8 月 28 日)以降の変更申請で導力	人した、第1精密	測定室での引張試験機及び第2精密測定	
室での3軸NC加工機、低バックグラウンド $\gamma$ 線核種分析装置(Ge)、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低エネル	室での3軸NC加工機、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、記	<b>秀導結合プラズマ</b>	発光分光分析装置(ICP-AES)、低エネル	
ギー光子測定装置(LEPS) <mark>及び</mark> イオンミリング試料加工装置、除染室でのフード、放射化学実験室でのフードについては、それぞ	ギー光子測定装置(LEPS)、イオンミリング試料加工装置及びワイヤ放置	<u>加工機、</u> 除染室	でのフード、放射化学実験室でのフード	(5)被ばく評価見直し①
れの使用時における1年間の外部被ばく線量の50ミリシ―ベルトに対する割合(以下「外部被ばく比」という。)と空気中の放	については、それぞれの使用時における1年間の外部被ばく線量の50	ミリシーベルトに	対する割合(以下「外部被ばく比」と	
射性物質の濃度とその放射性物質についての放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度に対する割合(以下「空気中濃度	いう。)と空気中の放射性物質の濃度とその放射性物質についての放射	線業務従事者の呼	<b>呼吸する空気中の濃度限度に対する割合</b>	
比」という。)との和により評価した。	(以下「空気中濃度比」という。)との和により評価した。			
引張試験機 <mark>及び</mark> 3軸NC加工機については、負圧用ボックス内での作業時間と負圧用ボックス外での作業時間を考慮して評価	引張試験機 <u>、</u> 3軸NC加工機 <u>及びワイヤ放電加工機</u> については、負圧	E用ボックス内で	の作業時間と負圧用ボックス外での作業	(5)被ばく評価見直し①
し、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES) 及びイオンミリング試料加工装置については、負圧用ボックス内側で作業す	時間を考慮して評価し、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)	及びイオンミリ	ング試料加工装置については、負圧用ボ	
るものとして評価した。但し、イオンミリング試料加工装置については、試料が密閉状態にある時間割合(98/100)と解放状態	ックス内側で作業するものとして評価した。但し、イオンミリング試料	4加工装置につい	ては、試料が密閉状態にある時間割合	
にある時間割合 (2/100) を考慮して空気中濃度を評価した。	(98/100) と解放状態にある時間割合 (2/100) を考慮して空気中濃度	を評価した。		
低バックグラウンド $\gamma$ 線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、その他の装置については負圧用ボックス外側	低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定数	表置(LEPS)、その	他の装置については負圧用ボックス外側	
において作業するものとして評価した。	において作業するものとして評価した。			
(中略)	(変更なし)			
当社で取り扱う核燃料物質等に含まれる主な放射性物質は Co-60 及び Cs-137 であることから、空気中濃度を評価するにあた	当社で取り扱う核燃料物質等に含まれる主な放射性物質はCo-60及で	ゾCs−137 であるこ	ことから、空気中濃度を評価するにあた	
っては、安全側に Cs-137 で空気中濃度を評価することとした。	っては、安全側に Cs-137 で空気中濃度を評価することとした。			
また、照射燃料で汚染された核燃料物質汚染物に含まれる可能性のある $lpha$ 核種は主に $Pu$ –239 であることから、 $Pu$ –239 の空気	また、照射燃料で汚染された核燃料物質汚染物に含まれる可能性のな	あるα核種は主に	Pu-239 であることから、Pu-239 の空気	
中濃度も評価することとした。Pu-239 の放射能強度算出にあたっては、燃焼度 65 GWd/t まで燃焼後 100 日冷却した濃縮度 5 %	中濃度も評価することとした。Pu-239 の放射能強度算出にあたっては	、燃焼度 65 GWd/	t まで燃焼後 100 日冷却した濃縮度 5 %	
の $UO_2$ 燃料について $ORIGEN2^{*2}$ で計算した放射能強度に基づいて求めた $Pu-239$ と $Cs-137$ との比( $Pu-239/Cs-137:1.37\times10^{-3}$ )	のUO2燃料についてORIGEN2*2で計算した放射能強度に基づいて求めた	Pu−239 と Cs−137	'との比 (Pu-239/Cs-137:1.37×10 <sup>-3</sup> )	
に上記で換算した Cs-137 の 1 日最大使用量を乗ずることにより Pu-239 強度を算出し、その値を用いて空気中濃度を評価し	に上記で換算した Cs-137 の 1 日最大使用量を乗ずることにより Pu-23	9 強度を算出し、	その値を用いて空気中濃度を評価した。	
た。但し核燃料由来の汚染物の付着のおそれのない照射金属材料を取扱う引張試験機及び3軸NC加工機の使用におけるPu-	但し核燃料由来の汚染物の付着のおそれのない照射金属材料を取扱う	引張試験機及び3	軸NC加工機及び <mark>ワイヤ放電加工機</mark> の使	(5)被ばく評価見直し①
239 の強度はゼロとした。	用における Pu-239 の強度はゼロとした。			
各装置が設置されている場所における空気中濃度比の評価結果と前章で求めた外部被ばく比の合計を表 11.2.4(1) ~表	各装置が設置されている場所における空気中濃度比の評価結果と前頭	章で求めた外部被	ばく比の合計を表 11.2.4(1) ~表	
11.2.4(6)に示す。同表に示したように、外部被ばく比と空気中濃度比の合計は1より小さく、放射線業務従事者に係る被ばく	11.2.4(6)に示す。同表に示したように、外部被ばく比と空気中濃度比	の合計は1より	いさく、放射線業務従事者に係る被ばく	
限度を超えることはない。	限度を超えることはない。			

変更及び追加

\_\_\_\_\_ 削除

	変	更	前		変	更	後	変更理由
② 未照射燃料使用時の実効線量評価				② 未照射燃料使用時の実効線量評価				(変更なし)
(中略)				(変更なし)				
③ 1 F燃料デブリ使用時の実効線量評価				③ 1 F燃料デブリ使用時の実効線量評価				
(中略)				(変更なし)				
(中吨)				(変更なし)				

(2) 設備の削除①

(5)被ばく評価見直し①

変更及び追加

#### 変 更 前

#### 表 11.2.1 対象装置から管理区域内への飛散率

設置室	装置名	飛散率	備考
	引張試験機	1. 00E-03 *1	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	TEM試料加工装置	0	グローブボックス内で取り扱い
第1精密	透過型電子顕微鏡	0	装置がシール
測定室	FPガス放出実験装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	誘導結合プラズマ質量分析計	1. 00E-03 *2	装置が排気ダクトに接続/作業用ハウス内取
	3軸N C加工機	1. 00E-03 *1	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	低バックグラウンド γ線核種分析装置(Ge)	0	試料が密封
	誘導結合プラズマ発光分光 分析装置(ICP-AES)	1. 00E-03 *2	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	低エネルギー光子測定装置 (LEPS)	0	試料が密封
	高分解能走查型電子顕微鏡	0	装置がシール
第2精密	超微小硬度計	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
測定室	集束イオンビーム装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続
	ナノラマン分光分析装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	生体遮蔽体ボックス	1. 00E-03 *4	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	高温高圧水腐食試験装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続
	<del>蛍光×線装置</del>	₽	グローブボックス内で取り扱い
	高周波グロー放電発光分析装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	イオンミリング試料加工装置	2. 00E-07*3	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱/装置がシール
	液体シンチレーションカウンタ	0	試料が密封
放射線計測室	質量分析装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
	X線回析装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 扱
FE電顕室	電界放出形電子顕微鏡	0	装置がシール
固体廃棄物処理 スペース	200 Lドラム缶用圧縮減容装置	1. 00E-03 *1	作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用 ウス内取扱
除染室	フード	1. 00E-03	フード内で取り扱い
放射化学実験室	フード	1. 00E-03	フード内で取り扱い

- \*1: 負圧用ボックス及び作業用ハウス内への飛散率は、 $1 \times 10^2$  とする。
- \*2: 負圧用ボックス及び作業用ハウス内への飛散率は、プラズマ化する割合  $10^{-1}$  を考慮し  $1\times10^{-2}$   $(1\times10^{-1}\times10^{-1})$  とする。
- \*3: 試料が密閉状態にある時間割合 (98/100) と解放状態にある時間割合 (2/100) を考慮して 2.0 × 10<sup>-4</sup> (負圧用ボックス内への飛散率: 0 × (98/100) +1×10<sup>-2</sup>× (2/100)) とする。管理区域内への飛散率: 2.0×10<sup>-4</sup>×10<sup>-3</sup>
- \*4:1 F燃料デブリは試料が密閉状態の取り扱い限定のため、飛散率は0とする。

設置室   装置名   飛穀率   佛考   引張城峡機	表 11.2.1 対象装置から管理区域内への飛散率					
第 1 精密 別定室	設置室	装置名	飛散率	備考		
第 1 精密 測定室    透過型電子観微鏡   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 取扱   数置が排気ダクトに接続/作業用ハウス内取 接端が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   3 軸N C加工機   1.00E-03 *		引張試験機	1. 00E-03 * <sup>1</sup>			
別定室   1.00E-03   接置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内 取扱		TEM試料加工装置	0	グローブボックス内で取り扱い		
F P ガス放出実験装置		透過型電子顕微鏡	0	装置がシール		
おいて加工機	測定室	FPガス放出実験装置	1. 00E-03			
1.00E-03 **  取扱		誘導結合プラズマ質量分析計	1. 00E-03 *2	扱		
7 線核種分析装置 (Ge)   1.00E-03 **   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   1.00E-03 **   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   1.00E-03 **   装置がシール   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   2 精密   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   2 大ノラマン分光分析装置   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   2 株置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   2 (00E-03   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   2 (00E-03   2 (00E-03   1 (00E-03   2 (0E-03   1 (0E-0		3軸NC加工機	1. 00E-03 *1			
### 1.00E-03 **    おおいまでは、			0	試料が密封		
高分解能走査型電子顕微鏡   1.00E-03 装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   集東イオンビーム装置   1.00E-03 装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   集東イオンビーム装置   1.00E-03 装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   生体遮蔽体ボックス   1.00E-03 装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   表置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   表置が非気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   表置が非気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   表置が非気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱   表置がシール   作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱   フード   フードカで取り扱い			1. 00E-03 *2			
第2精密 測定室    担微小硬度計		低エネルギー光子測定装置(LEPS)	0	試料が密封		
第2精密 測定室    類様   1.00E-03   装置が排気ダクトに接続   接置が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が非気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接置が非気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が非気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が排気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電が非気ダクトに接続   長田ボックス内取扱   接電がシール   上の0E-03   接電がシール   上の0E-03   接電がシール   上の0E-03   接電がシール   上の0E-03   上の0E-03		高分解能走査型電子顕微鏡	0	装置がシール		
集東イオンピーム装置	<b>在</b> 0 排动	超微小硬度計	1. 00E-03			
ナノラマン分光分析装置		集束イオンビーム装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続		
生体遮楡休ホックス       1.00E-03 ***       取扱         高温高圧水腐食試験装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続         高周波グロー放電発光分析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱/装置がシール         イオンミリング試料加工装置       2.00E-07*3       支置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱/装置がシール         ウイヤ放電加工機       1.00E-03 **       支置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         放射線計測室       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         水線回析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         下 E 電顕室       電界放出形電子顕微鏡       0       装置がシール         固体廃棄物処理スペース       200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03 *1       作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い	从之王	ナノラマン分光分析装置	1. 00E-03	取扱		
高周波グロー放電発光分析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         イオンミリング試料加工装置       2.00E-07*3       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱/装置がシール         ワイヤ放電加工機       1.00E-03*1       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         液体シンチレーションカウンタ       0       試料が密封         実置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱       大線回析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         下 E 電顕室       電界放出形電子顕微鏡       0       装置がシール         固体廃棄物処理スペース       200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03*1       作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い		生体遮蔽体ボックス	1. 00E-03 *4			
高周波グロー放電発光分析装置       1.00E-03       取扱         イオンミリング試料加工装置       2.00E-07*3       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱/装置がシール         ウイヤ放電加工機       1.00E-03*1       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         放射線計測室       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         メ線回析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         下E電顕室       電界放出形電子顕微鏡       0       装置がシール         固体廃棄物処理スペース       200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03*1       作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い		高温高圧水腐食試験装置	1. 00E-03	装置が排気ダクトに接続		
イオンミリング試料加工装置       2.00E-07 <sup>83</sup> 取扱/装置がシール         放射線計測室       液体シンチレーションカウンタ       0       試料が密封         大線回析装置       1.00E-03       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         下 E 電顕室       電界放出形電子顕微鏡       0       装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱         「中業用のウスが局所排気装置に接続/作業用のウスが局所排気装置に接続/作業用のウスが同取扱       1.00E-03*1       作業用のウスが局所排気装置に接続/作業用のウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い		高周波グロー放電発光分析装置	1. 00E-03	取扱		
放射線計測室液体シンチレーションカウンタ1.00E-03 **取扱放射線計測室質量分析装置1.00E-03 **装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱X線回析装置1.00E-03 **装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱F E 電顕室電界放出形電子顕微鏡0 装置がシール固体廃棄物処理スペース200 L ドラム缶用圧縮減容装置1.00E-03 *1 **作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱除染室フード1.00E-03 **フード内で取り扱い		イオンミリング試料加工装置	2. 00E-07*3	取扱/装置がシール		
放射線計測室1.00E-03装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱X線回析装置1.00E-03装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱F E 電顕室電界放出形電子顕微鏡0装置がシール固体廃棄物処理スペース200 L ドラム缶用圧縮減容装置1.00E-03*1作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱除染室フード1.00E-03フード内で取り扱い		ワイヤ放電加工機	1. 00E-03 *1			
放射線計測室質量分析装置1.00E-03取扱X線回析装置1.00E-03装置が排気ダクトに接続/負圧用ボックス内取扱F E 電顕室電界放出形電子顕微鏡0装置がシール固体廃棄物処理スペース200 L ドラム缶用圧縮減容装置1.00E-03*1作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱除染室フード1.00E-03フード内で取り扱い		液体シンチレーションカウンタ	0			
X線回析装置       1.00E-03       取扱         F E 電顕室       電界放出形電子顕微鏡       0       装置がシール         固体廃棄物処理スペース       200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03*1       作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い	放射線計測室	質量分析装置	1. 00E-03	取扱		
固体廃棄物処理スペース       200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03*1       作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウスが局所排気装置に接続/作業用ハウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い		X線回析装置	1. 00E-03			
200 L ドラム缶用圧縮減容装置       1.00E-03*1       TFR/T/ ソスカカリカデスは変量に見ずるプロテストリカウス内取扱         除染室       フード       1.00E-03       フード内で取り扱い	FE電顕室	電界放出形電子顕微鏡	0	装置がシール		
		200 L ドラム缶用圧縮減容装置	1. 00E-03 *1			
放射化学実験室 フード 1.00E-03 フード内で取り扱い	除染室	フード	1. 00E-03	フード内で取り扱い		
	放射化学実験室	フード	1. 00E-03	フード内で取り扱い		

変

更

後

- \*1:負圧用ボックス及び作業用ハウス内への飛散率は、1×10<sup>2</sup>とする。
- \*2: 負圧用ボックス及び作業用ハウス内への飛散率は、プラズマ化する割合10<sup>-1</sup> を考慮し1×10<sup>-2</sup> (1×10<sup>-1</sup>×10<sup>-1</sup>) とする。
- \*3: 試料が密閉状態にある時間割合(98/100)と解放状態にある時間割合(2/100)を考慮して  $2.0 \times 10^4$ (負圧用ボックス内への飛散率 :  $0 \times 10^4$ ) (98/100) +1×10<sup>-2</sup>×(2/100)) とする。管理区域内への飛散率: 2.0×10<sup>-4</sup>×10<sup>-3</sup>
- \*4:1 F燃料デブリは試料が密閉状態の取り扱い限定のため、飛散率は0とする。

(5)被ばく評価見直し①

#### 変 更 前

### 表 11.2.2 装置設置室の排気風量

室名	床面積	天井高さ	排気回数	換気時間	排気風量
至有	∕m²	∕m	/回/時間	/時間/日	<b>∕cm³</b> /日
第1精密測定室	79	4. 1	4	8	1. 04E+10
第2精密測定室	238	4. 1	4	8	3. 12E+10
固体廃棄物処理スペース	324	4. 1	4	8	4. 25E+10
第 1 精密測定室 引張試験機負圧用ボックス	_	_	_	_	2. 90E+08
第 1 精密測定室 誘導結合プラズマ質量分析計	_	_	_	ı	4. 89E+08
第2精密測定室 3軸NC加工機負圧用ボックス	_	_	_	ı	1. 13E+08
第2精密測定室 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES) 負圧用ボックス	_	_	_	ı	5. 76E+09
第2精密測定室 イオンミリング試料加工装置 負圧用ボックス	_	_	_	-	2. 37E+08
放射線計測室	33	4. 1	4	8	4. 33E+09
FE電顯室	36	3. 1	4	8	3. 57E+09
固体廃棄物処理スペース 200 L ドラム缶用圧縮減容装置作業用ハ ウス	5	2. 5	_	-	2. 80E+11
除染室	33. 6	5. 3	4	8	5. 70E+09
放射化学実験室	53. 0	3. 0	4	8	5. 09E+09

### 表 11.2.2 装置設置室の排気風量

更

後

変

室名	床面積	天井高さ	排気回数	換気時間	排気風量
	<u>∕m²</u>	/m	/回/時間	/時間/日	/cm³/日
第1精密測定室	79	4. 1	4	8	1. 04E+10
第2精密測定室	238	4. 1	4	8	3. 12E+10
固体廃棄物処理スペース	324	4. 1	4	8	4. 25E+10
第1精密測定室 引張試験機負圧用ボックス	_	_	_	_	2. 90E+08
第 1 精密測定室 誘導結合プラズマ質量分析計	_	_	_	_	4. 89E+08
第2精密測定室 3軸NC加工機負圧用ボックス	_	_	_	_	1. 13E+08
第2精密測定室 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES) 負圧用ボックス	_	_	_	_	5. 76E+09
第2精密測定室 イオンミリング試料加工装置 負圧用ボックス	_	_	_	_	2. 37E+08
第2精密測定室 ワイヤ放電加工機負圧用ボックス	=	=	=	=	1. 13E+08
放射線計測室	33	4. 1	4	8	4. 33E+09
FE電顕室	36	3. 1	4	8	3. 57E+09
固体廃棄物処理スペース 200 L ドラム缶用圧縮減容装置作業用 ハウス	5	2. 5	_	-	2. 80E+11
除染室	33. 6	5. 3	4	8	5. 70E+09
放射化学実験室	53. 0	3. 0	4	8	5. 09E+09

———— 削除

	変	更前				宋該 <b>当</b> 施設)新旧 <b>对</b> 照衣 変	更 後			変更理由
	表 11. 2.3 空気中濃度の評価対象とした	と装置の1日最大使用数				表 11.2.3 空気中濃度の評価対象とした	た装置の1日最大使用	数量(使用済み燃料)		
部屋	装置名	放射能強度 /Bq 1 MeV γ 換算値	放射能強度 /Bq 1.25 MeV γ 換算値	放射能強度/Bq Co-60 換算値	部屋	装置名	放射能強度 /Bq 1 MeV γ 換算値	放射能強度 /Bq 1.25 MeV $\gamma$ 換算値	放射能強度 /Bq Co-60 換算値	
	引張試験機					引張試験機				
	TEM試料加工装置					TEM試料加工装置				
第1精密測定室	透過型電子顕微鏡			1	第1精密測定室	透過型電子顕微鏡				
	FPガス放出実験装置			1		FPガス放出実験装置				
	誘導結合プラズマ質量分析計					誘導結合プラズマ質量分析計				
	3軸NC加工機					3軸NC加工機				
	低バックグラウンドア線核種分析装置					低バックグラウンドγ線核種分析装置				
	誘導結合プラズマ発光分光分析装置					誘導結合プラズマ発光分光分析装置				
	低エネルギー光子測定装置					低エネルギー光子測定装置				
	高分解能走查型電子顕微鏡					高分解能走査型電子顕微鏡				
	超微小硬度計					超微小硬度計				
第2精密測定室	集束イオンビーム装置				第2精密測定室	集束イオンビーム装置				
	ナノラマン分光分析装置					ナノラマン分光分析装置				
	生体遮蔽体ボックス					生体遮蔽体ボックス				
	高温高圧水腐食試験装置					高温高圧水腐食試験装置				
	<del>蛍光 X 線装置</del>					高周波グロー放電発光分析装置		<del>,</del>		(2) 設備の削除①
	高周波グロー放電発光分析装置					イオンミリング試料加工装置				
	イオンミリング試料加工装置					ワイヤ放電加工機				(5)被ばく評価見直し①
固体廃棄物処理 スペース	200 L ドラム缶用圧縮減容装置				固体廃棄物処理 スペース	200 Lドラム缶用圧縮減容装置				
除染室	フード				除染室	フード				
放射化学実験室	フード				放射化学実験室	フード				

表 11. 2. 4(1)	第1精密測定室の引張試験機前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(使用済み燃料)

変

## 表 11.2.4(2) 第2精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(使用済み燃料)

更

前

			外部被ばく		空気で	 中濃度		
装置名		外部被ばくによる 実効線量率 (遮蔽計算結果)		線量限度 (50mSv/年) との比		限度との比合計)	外部被ばく比と 空気中濃度比の 合計	
			mSv/年	C071L	Cs-137	Pu-239		
3軸N C <del>*1</del>	内側	26. 0	1. 41E+01	2. 81E-01	2. 21E-02	4. 24E-02	3. 46E-01	
加工機	加工機 外側 誘導結合プラズマ発光 分光分析装置 <sup>2</sup>		1. 41LTUI	2. 01L-01	Z. Z1L=0Z	4. Z4L <sup>-</sup> UZ	3. 401-01	
			8. 86	1. 78E-01	1. 69E-02	9. 74E-02	2. 92E-01	
低バックグラウィック (水線核種分析)	-	3. 83	3. 83	7. 66E-02	7. 49E-03	4. 24E-02	1. 27E-01	
低エネルギー光子測定装置		6. 05	6. 05	1. 21E-01	7.48L-03	4. Z4L-UZ	1. 71E-01	
イオンミリン 試料加工装置		1. 11E+01	1. 11E+01	2. 22E-01	1. 22E-02	6. 96E-02	3. 04E-01	

- \*1: 負圧用ボックス内側での作業割合を2/100、負圧用ボックス外側での作業割合を98/100として評価した。
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100で評価した。

(省略)

\*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100 とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時間割 合を2/100として評価した。

表 11.2.4(1) 第 1 精密測定室の引張試験機前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(使用済み燃料) (変更なし)

変

表 11.2.4(2) 第2精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(使用済み燃料)

更

後

			外部被ばく		空気で	中濃度	
装置名		外部被ばくによる 実効線量率 (遮蔽計算結果)		線量限度 (50mSv/年)		限度との比合計)	外部被ばく比 と空気中濃度 比の合計
		μSv/時間	mSv/年	との比	Cs-137	Pu-239	
3軸NC	内側	26. 0	1. 41E+01	2. 81E-01	2. 21E-02	4. 24E-02	3. 46E-01
加工機*1	加工機*1 外側		1.41LT01	2. 016-01	Z. ZTE=02	4. Z4L <sup>-</sup> UZ	3. <del>4</del> 0L <sup>-</sup> 01
誘導結合プラズ 分光分析装置		8. 86	8. 86	1. 78E-01	1. 69E-02	9. 74E-02	2. 92E-01
低バックグラウ ア線核種分析		3. 83	3. 83	7. 66E-02	7. 49E-03	4. 24E-02	1. 27E-01
低エネルギー光子	測定装置	6. 05	6. 05	1. 21E-01	7.432 00	T. 24L 02	1. 71E-01
	イオンミリング 試料加工装置 <sup>©</sup>		1. 11E+01	2. 22E-01	1. 22E-02	6. 96E-02	3. 04E-01
<u>ワイヤ放電</u> <u>加工機* 1</u> *1・負圧用ボックスが	<u>内側</u> <u>外側</u>	9. 05E+01 1. 74E+01	1. 88E+01	<u>3.76E-01</u> 7ス外側での作為	4. 71E-02	4. 24E-02	4. 65E-01

- \*1: 負圧用ボックス内側での作業割合を 2/100、負圧用ボックス外側での作業割合を 98/100 として評価した。
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100で評価した。
- \*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時間割 合を2/100 として評価した。

(6) 記載の見直し9

		変	更	前					変	更	後			変更理由
	放射線計測室の液体シ 放射線業務従事者の被l						表 11. 2. 4(3) 放射 放射線 (変更なし)	線計測室の液体シ 泉業務従事者の被			5			
	表 11.2.4(4) 除染室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(使用済み燃料)					表	長 11. 2. 4 (4) 除済	室の各装置前には	おける放射線業務行	<del>芷事者</del> の被ばく言	平価結果(使用)	斉み燃料)		
		外部被ばく			中濃度				外部被ばく			中濃度	1-77117	
装置名	実効	ばくによる h線量率 計算結果)	線量限度 (50 mSv/年)	年) 合計)		外部被ばく比と 空気中濃度比の 合計	装置名	実効	外部被ばくによる 実効線量率 (遮蔽計算結果)		空気中濃度限度との比(部 屋合計)		外部被ばく比と 空気中濃度比の 合計	
	μSv/時間	mSv/年	- との比	Cs-137	Pu-239			μSv/時間	mSv/年	- との比	Cs-137	Pu-239		
   試料用保管庫 	9.8	9. 80	1. 96E-01	1. 35E-02	7. 92E-02	2. 89E-01	試料用保管庫*1	9. 8	9. 80	1. 96E-01	1. 35E-02	7. 92E-02	2. 89E-01	
フード*2	1. 94E+01	1. 94E+01	3. 88E-01	1. 35E-02	7. 92E-02	4. 80E-01	フード*2	1. 94E+01	1. 94E+01	3. 88E-01	1. 35E-02	7. 92E-02	4. 80E-01	
*2:外部被ばる表 11.2.4(5)	(値は適切な遮蔽体を用地階固体廃棄物処理は放射線業務従事者のを (省略) 放射化学実験室のフー (省略)	スペースの 200 Lト 皮ばく評価結果* <sup>1</sup> (	<sup>、</sup> ラム缶用圧縮減容 (使用済み燃料)		吏用済み燃料)		放身 (変更 表 11. 2. 4(6) 放身	皆固体廃棄物処理/ 対線業務従事者の社 見なし)	スペースの 200 L 歯ばく評価結果* <sup>1</sup>	ドラム缶用圧縮減			)	(6)記載の見直し⑦

#### 【未照射燃料使用時の実効線量評価】

表 11.2.6(1) 第 1 精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果 (未照射燃料)

		外部被ばく		空気中濃度		
装置名	実効	ばくによる 線量率 †算結果)	線量限度 (50 mSv/年)と の比	空気中濃度限度との比(部長会社)	外部被ばく比と空 気中濃度比の合計	
	μSv/時間	mSv/年	OJL	(部屋合計)		
透過型電子顕微鏡"	2. 15E-05	2. 15E-05	4. 29E-07	4. 44E-03	4. 44E-03	
FPガス放出実験装置* <sup>1</sup>	4. 42E-05	4. 42E-05	8. 84E-07	4. 44E-03	4. 44E-03	
誘導結合プラズマ質量分 析計	5. 62E-03	5. 62E-03	1. 13E-04	1. 75E-01	1. 75E-01	

<sup>\*1:</sup>密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(内部被ばくは他の装置からの影響)

## 【未照射燃料使用時の実効線量評価】

表 11.2.6(1) 第 1 精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果 (未照射燃料)

		外部被ばく		空気中濃度		
装置名	実効	ばくによる 線量率 †算結果)	線量限度 (50 mSv/年)と の比	空気中濃度限度との比(対导の計)	外部被ばく比と空気 中濃度比の合計	
	$\mu$ $Sv/$ 時間	mSv/年	OJIL	(部屋合計)		
透過型電子顕微鏡*	2. 15E-05	2. 15E-05	4. 29E-07	4. 44E-03	4. 44E-03	
FPガス放出実験装置 <sup>*l</sup>	4. 42E-05	4. 42E-05	8. 84E-07	4. 44E-03	4. 44E-03	
誘導結合プラズマ質量分析計	5. 62E-03	5. 62E-03	1. 13E-04	1. 75E-01	1. 75E-01	

\*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(空気中濃度は他の装置からの影響)

(6) 記載の見直し⑦

後

変更理由

#### 変 更 前

表 11.2.6(2) 第2精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(未照射燃料)

		外部被ばく		空気中濃度	
装置名	実効	さくによる 線量率   算結果)	線量限度 (50 mSv/年) との比	空気中濃度限度 との比 (部屋合計)	外部被ばく比と 空気中濃度比の 合計
	μSv/時間	mSv/年	27725	(APAL HAT)	
低バックグラウンド $\gamma$ 線核 種分析装置 (Ge)*1	6. 88E-04	6. 88E-04	1. 38E-05	2. 89E-02	2. 89E-02
誘導結合プラズマ発光分光 分析装置(ICP-AES)* <sup>2</sup>	1.80E-04	1. 80E-04	3. 60E-06	4. 31E-02	4. 31E-02
低エネル <del>ギー光子</del> 測定装置 (LEPS) * <sup>1</sup>	1. 09E-03	1. 09E-03	2. 18E-05	2. 89E-02	2. 89E-02
高分解能走查型 電子顕微鏡 <sup>1</sup>	9. 98E-06	9. 98E-06	2. 00E-07	2. 89E-02	2. 89E-02
超微小硬度計	9. 39E-05	9. 39E-05	1. 88E-06	2. 89E-02	2. 89E-02
集束イオンビーム装置	3. 03E-03	3. 03E-03	6. 05E-05	2. 89E-02	2. 90E-02
ナノラマン 分光分析装置	3. 76E-03	3. 76E-03	7. 52E-05	2. 89E-02	2. 90E-02
生体遮蔽体ボックス	1. 08E-06	1. 08E-06	2. 15E-08	2. 89E-02	2. 89E-02
高温高圧水 腐食試験装置	3. 09E-03	3. 09E-03	6. 18E-05	2. 89E-02	2. 90E-02
<del>蛍光×線装置<sup>1</sup></del>	<del>7. 58E-05</del>	<del>7. 58E-05</del>	<del>1. 52E-06</del>	<del>2. 89E-02</del>	<del>2. 89E-02</del>
高周波グロー放電 発光分析装置	4. 56E-03	4. 56E-03	9. 11E-05	2. 89E-02	2. 90E-02
イオンミリング 試料加工装置 <sup>©</sup>	4. 55E-03	4. 55E-03	9. 10E-05	1. 54E-01	1. 54E-01

- \*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(内部被ばくは他の装置からの影響)
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合 100/100 として評価した。
- \*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時間 割合を 2/100 として評価した。

表 11. 2. 6 (2)	第2精密測定	室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく	評価結果(未照射燃	料)

更

変

		外部被ばく		空気中濃度		
装置名	実効	ばくによる 線量率 †算結果)	線量限度 (50 mSv/年)	空気中濃度限度との比(対导の計)	外部被ばく比と 空気中濃度比の 合計	
	μSv/時間	mSv/年	との比	(部屋合計)		
低バックグラウンドγ線核 種分析装置 (Ge)*1	6. 88E-04	6. 88E-04	1. 38E-05	2. 89E-02	2. 89E-02	
誘導結合プラズマ発光分光 分析装置(ICP-AES)*2	1. 80E-04	1. 80E-04	3. 60E-06	4. 31E-02	4. 31E-02	
低エネルギー光子測定装置 (LEPS) * <sup>1</sup>	1. 09E-03	1. 09E-03	2. 18E-05	2. 89E-02	2. 89E-02	
高分解能走査型 電子顕微鏡 <sup>1</sup>	9. 98E-06	9. 98E-06	2. 00E-07	2. 89E-02	2. 89E-02	
超微小硬度計	9. 39E-05	9. 39E-05	1. 88E-06	2. 89E-02	2. 89E-02	
集束イオンビーム装置	3. 03E-03	3. 03E-03	6. 05E-05	2. 89E-02	2. 90E-02	
ナノラマン 分光分析装置	3. 76E-03	3. 76E-03	7. 52E-05	2. 89E-02	2. 90E-02	
生体遮蔽体ボックス	1. 08E-06	1. 08E-06	2. 15E-08	2. 89E-02	2. 89E-02	
高温高圧水 腐食試験装置	3. 09E-03	3. 09E-03	6. 18E-05	2. 89E-02	2. 90E-02	
高周波グロ一放電 発光分析装置	4. 56E-03	4. 56E-03	9. 11E-05	2. 89E-02	2. 90E-02	
イオンミリング 試料加工装置 <sup>%</sup>	4. 55E-03	4. 55E-03	9. 10E-05	1. 54E-01	1. 54E-01	

- \*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(空気中濃度は他の装置からの影響)
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合 100/100 として評価した。
- \*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時 間割合を 2/100 として評価した。

(6) 記載の見直し⑦

(2) 設備の削除①

		変	更前					変	更	後			変更理由
表 11. 2. 6(	3) 放射線計測室の	各装置前における	放射線業務従事	者の被ばく評価結	果(未照射燃料)	表 11. 2. 6	(3) 放射線計	測室の各装置	前における放射	対線業務従 <del>事者</del> の	D被ばく評価結果	(未照射燃料)	
	外部被(	外部被ばく		空気中濃度				外部被ばく 外部被ばくによる			空気中濃度		
装置名	実効	線量率 計算結果) mSv/年	線量限度 (50 mSv/年) - との比	空気中濃度限 度との比 (部屋合計)	外部被ばく比と空気中濃度比の合計	装	置名	実効約	線量率  算結果   mSv/年	線量限度 (50 mSv/年) . との比	空気中濃度限 度との比 (部屋合計)	外部被ばく比と空気 中濃度比の合計	
液体シンチレーショ カウンタ* <sup>1</sup>		1. 15E-02	2. 30E-04	3. 63E-02	3. 65E-02		F1\$/= \$/	1. 15E-02	1. 15E-02	2. 30E-04	3. 63E-02	3. 65E-02	
質量分析装置	1. 15E-02	1. 15E-02	2. 30E-04	3. 63E-02	3. 65E-02	質量分	分析装置	1. 15E-02	1. 15E-02	2. 30E-04	3. 63E-02	3. 65E-02	
X線回析装置	2. 54E-05	2. 54E-05	5. 07E-07	3. 63E-02	3. 63E-02	X線[	回析装置	2. 54E-05	2. 54E-05	5. 07E-07	3. 63E-02	3. 63E-02	
*1:密封状態での取扱の	ため、外部被ばく評価	iのみ( <u>内部被ばく</u>	(は他の装置から	の影響)		*1:密封状態*	での取扱のため、	外部被ばく評	平価のみ( <u>空気</u>	中濃度は他の装置	置からの影響)		(6)記載の見直し⑦
表 11. 2. 6 (4) F E 電顕室の (省略) 表 11. 2. 6 (5) 除染室のフー (省略) 表 11. 2. 6 (6) 放射化学実験 (省略)	ド前における放射線業	禁務従事者の被ばく	〈評価結果(未照	身燃料)		表 11. 2. 6 (4) F E (変更なし) 表 11. 2. 6 (5) 除(変更なし) 表 11. 2. 6 (6) 放(変更なし)	や室のフード前に	おける放射総	泉業務従事者の	疲ばく評価結果	(未照射燃料)		

	変	更	前				変	更	後			変更理由
	表 11.2.7 空気中濃度評価対	対象装置の1日最大	大使用数量(1 F㎏	燃料デブリ)			表 11.2.7 空気中濃度評価対	象装置の1日最大	使用数量(1F燃	料デブリ)		
部屋	装置名	放射能強度/Bq 1MeV γ 換算値	放射能強度/Bq 1.25MeV γ 換算値	放射能強度/Bq Co-60 換算値	放射能強度/Bq Eu-154 換算値	部屋	装置名	放射能強度/Bq 1MeV γ 換算値	放射能強度/Bq 1.25MeV γ 換算値	放射能強度/Bq Co-60 換算値	放射能強度/Bq Eu-154 換算値	
	TEM試料加工装置						TEM試料加工装置					
第1精密測定室	透過型電子顕微鏡					第1精密測定室	透過型電子顕微鏡					
	誘導結合プラズマ質量分析計						誘導結合プラズマ質量分析計					
	低バックグラウンドγ線核種 分析装置 (Ge)						低バックグラウンドγ線核種 分析装置(Ge)					
	誘導結合プラズマ発光分光分 析装置(ICP-AES)						誘導結合プラズマ発光分光分 析装置 (ICP-AES)					
	低エネルギー光子測定装置 (LEPS)					ᄷ o vieto 'Buildie	低エネルギー光子測定装置 (LEPS)					
第2精密測定室	高分解能走査型電子顕微鏡					第2精密測定室	高分解能走査型電子顕微鏡					
	集束イオンビーム装置						集束イオンビーム装置					
	生体遮蔽体ボックス						生体遮蔽体ボックス					
	<del>蛍光 X 線装置</del>						イオンミリング試料加工装置					(2) 設備の削除①
	イオンミリング試料加工装置						液体シンチレーションカウン					
放射線計測室	液体シンチレーションカウン タ					放射線計測室	タ 質量分析装置					
	質量分析装置					FE電顕室	電界放出形電子顕微鏡					
FE電顕室	電界放出形電子顕微鏡					除染室	フード					
除染室	フード					放射化学実験室	フード					
放射化学実験室	フード											

【1F 燃料デブリ使用時の実効線量評価】

表 11.2.8(1) 第 1 精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果 (1 F燃料デブリ)

更

前

変

		外部被ばく		空気で	中濃度	
装置名	実効終	くによる <sup>泉量率</sup> 算結果)	線量限度 (50mSv/年)		限度との比 合計)	外部被ばく比と空 気中濃度比の合計
	μSv/時間	mSv/年	との比	Eu-154	Cm-244	
TEM試料加工装置* <sup>1</sup>	1. 68E+01	1. 68E+01	3. 36E-01	1. 17E-06	2. 31E-03	3. 38E-01
透過型電子顕微鏡*	7. 49	7. 49	1. 50E-01	1. 17E-06	2. 31E-03	1. 52E-01
誘導結合 プラズマ質量分析計	2. 53E-01	2. 53E-01	5. 06E-03	2. 49E-04	4. 90E-01	4. 95E-01

\*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(内部被ばくは他の装置からの影響)

表 11.2.8(2) 第2精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(1 F燃料デブリ)

衣 11. 2. 0 (2) 第2	作品は近土り	ロ衣匠削にの	ノの以外を未分に手		11 AM	, , ,
		外部被ば	<	空気中	中濃度	
装置名		くによる <sub>泉量率</sub> 算結果)	線量限度 (50mSv/年)との 比	空気中濃度 (部屋	外部被ばく 比と空気中 濃度比の合 計	
	μSv/時間 mSv/年		Į.	Eu-154	Cm-244	HI
低バックグラウンドγ線 核種分析装置 (Ge)* <sup>1</sup>	3. 83	3. 83	7. 66E-02	1. 89E-05	3. 68E-02	1. 14E-01
誘導結合プラズマ発光分 光分析装置(ICP-AES)*2	4. 42E-03	4. 42E-03	8. 84E-05	3. 03E-05	5. 95E-02	5. 97E-02
低エネルギー光子測定装 置 (LEPS) * <sup>1</sup>	6. 05	6. 05	1. 21E-01	1. 89E-05	3. 72E-02	1. 59E-01
高分解能走查型 電子顕微鏡 <sup>*1</sup>	1. 73E+01	1. 73E+01	3. 46E-01	1. 89E-05	3. 72E-02	3. 83E-01
集束イオンビーム装置	8. 05E-01	8. 05E-01	1. 61E-02	1. 89E-05	3. 72E-02	5. 34E-02
生体遮蔽体ボックス	2. 34	2. 34	4. 68E-02	1. 89E-05	3. 72E-02	8. 41E-02
<del>蛍光×線装置<sup>1</sup></del>	1. 32E+01	<del>1. 32E+01</del>	<del>2. 63E-01</del>	<del>1.80E-05</del>	3. 72E-02	3.01E-01
イオンミリング 試料加工装置 <sup>®</sup>	4. 75E-01	4. 75E-01	9. 50E-03	5. 02E-04	9. 87E-01	9. 97E-01

- \*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(内部被ばくは他の装置からの影響)
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合 100/100 として評価した。
- \*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時間割 合を2/100として評価した。

#### 【1F 燃料デブリ使用時の実効線量評価】

表 11.2.8(1) 第 1 精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(1 F燃料デブリ)

更

変

		外部被ばく		空気中濃度				
装置名	実効約	えいまる 泉量率 算結果)	線量限度 (50mSv/年)	空気中濃度	外部被ばく比 と空気中濃度 比の合計			
	μSv/時間	mSv/年	との比	Eu-154	Eu-154 Cm-244			
TEM試料加工装置* <sup>1</sup>	1. 68E+01	1. 68E+01	3. 36E-01	1. 17E-06	2. 31E-03	3. 38E-01		
透過型電子顕微鏡*	7. 49	7. 49	1. 50E-01	1. 17E-06	2. 31E-03	1. 52E-01		
誘導結合 プラズマ質量分析計	2. 53E-01	2. 53E-01	5. 06E-03	2. 49E-04	4. 90E-01	4. 95E-01		

\*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(空気中濃度は他の装置からの影響)

表 11.2.8(2) 第2精密測定室の各装置前における放射線業務従事者の被ばく評価結果(1 F燃料デブリ)

		外部被ばく		空気中	中濃度		
装置名		くによる <sub>泉量率</sub> 算結果)	線量限度 (50mSv/年) との比		限度との比合計)	外部被ばく比と空 気中濃度比の合計	
	μSv/時間 mSv/年		20720	Eu-154	Cm-244		
低バックグラウンドγ線核 種分析装置 (Ge)*1	3. 83	3. 83	7. 66E-02	1. 89E-05	3. 68E-02	1. 14E-01	
誘導結合プラズマ発光分光 分析装置(ICP-AES)* <sup>2</sup>	4. 42E-03	4. 42E-03	8. 84E-05	3. 03E-05	5. 95E-02	5. 97E-02	
低エネルギー光子測定装置 (LEPS) * <sup>1</sup>	6. 05	6. 05	1. 21E-01	1. 89E-05	3. 72E-02	1. 59E-01	
高分解能走査型 電子顕微鏡* <sup>1</sup>	1. 73E+01	1. 73E+01	3. 46E-01	1. 89E-05	3. 72E-02	3. 83E-01	
集束イオンビーム装置	8. 05E-01	8. 05E-01	1. 61E-02	1. 89E-05	3. 72E-02	5. 34E-02	
生体遮蔽体ボックス	2. 34	2. 34	4. 68E-02	1. 89E-05	3. 72E-02	8. 41E-02	
イオンミリング 試料加工装置 <sup>©</sup>	4. 75E-01	4. 75E-01	9. 50E-03	5. 02E-04	9. 87E-01	9. 97E-01	

- \*1:密封状態での取扱のため、外部被ばく評価のみ(空気中濃度は他の装置からの影響)
- \*2: 負圧用ボックス内側での作業割合 100/100 として評価した。
- \*3: 負圧用ボックス内側での作業割合を100/100とし、その内、試料が密閉状態にある時間割合を98/100、解放状態にある時間 割合を 2/100 として評価した。

(6) 記載の見直し⑦

(6) 記載の見直し(7)

(2) 設備の削除①

**——** 削除

変 更 前	変更後	変更理由
(2)-2.1.2 放射性雲による線量評価 使用済み燃料棒を1週間に1本を破壊試験した場合の気体状核分裂生成物の放射性雲によるγ線実効線量当量が、Kr-85では1.1x10 <sup>-5</sup> μSv/年、I-131では4.0x10 <sup>-7</sup> μSv/年と障害対策書第3章にまとめられている。この結果に原規規発第1708281号 (平成29年8月28日) 以降追加・変更した装置の第1精密測定室の引張試験機及び第2精密測定室の3軸NC加工機、低バックグラウンドγ線核種分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置、低エネルギー光子測定装置及びイオンミリング装置、除染室のフード、放射化学実験室のフードに係る放射性雲によるγ線実効線量当量を加算して評価を行った。また、200 L ドラム缶用圧縮減容装置については、本装置を導入することにより放射性物質の施設外への飛散量は増加しないこと、試料用保管庫(除染室)に関しては、放射性物質の施設外への飛散が無いことから評価対象外とした。(中略)	(2)-2.1.2 放射性雲による線量評価 使用済み燃料棒を1週間に1本を破壊試験した場合の気体状核分裂生成物の放射性雲によるγ線実効線量当量が、Kr-85では1.1x10 <sup>-5</sup> μSv/年、I-131では4.0x10 <sup>-7</sup> μSv/年と障害対策書第3章にまとめられている。この結果に原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降追加・変更した装置の第1精密測定室の引張試験機及び第2精密測定室の3軸N C加工機、低バックグラウンドγ線核種分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置、低エネルギー光子測定装置、イオンミリング装置及びワイヤ放電加工機、除染室のフード、放射化学実験室のフードに係る放射性雲によるγ線実効線量当量を加算して評価を行った。また、200 L ドラム缶用圧縮減容装置については、本装置を導入することにより放射性物質の施設外への飛散量は増加しないこと、試料用保管庫(除染室)に関しては、放射性物質の施設外への飛散が無いことから評価対象外とした。	(6)記載の見直し① (5)被ばく評価見直し①
上記の計算条件で求めた、放出率 1 GBq/h、 $\gamma$ 線実効エネルギー1 MeV/dis、大気安定度 A-F、風速 1 m/s における、放出高さ 40 m の場合の風下軸上の空気カーマ率分布を図 11.2.4 に示す。この図から各大気安定度における最大値を内挿した評価位置 40 m での空気カーマ率は約 3.01 x10 <sup>-3</sup> $\mu$ Gy h <sup>-1</sup> となる。空気カーマ率から実効線量への換算係数を 0.8 (通常時の値) として得られた結果と障害対策書記載の Kr-85 及び I-131 の値を積算しても直達線に比較して 4 桁以上小さく、影響はほとんどない。 以上の結果から直達線及び放射性雲による外部被ばくに係る実効線量を積算すると評価点③における実効線量が最大で 2.31×10 <sup>-1</sup> mSv/年となり、周辺監視区域境界における法令制限値を超えない。	上記の計算条件で求めた、放出率 1 GBq/h、 $\gamma$ 線実効エネルギー1 MeV/dis、大気安定度 A-F、風速 1 m/s における、放出高さ 40 m の場合の風下軸上の空気カーマ率分布を図 11.2.4 に示す。この図から各大気安定度における最大値を内挿した評価位置 40 m での空気カーマ率は約 3.02x10 <sup>-3</sup> $\mu$ Gy h <sup>-1</sup> となる。空気カーマ率から実効線量への換算係数を 0.8(通常時の値)として得られた結果と障害対策書記載の Kr-85 及び I-131 の値を積算しても直達線に比較して 4 桁以上小さく、影響はほとんどない。 以上の結果から直達線及び放射性雲による外部被ばくに係る実効線量を積算すると評価点③における実効線量が最大で 2.35×10 <sup>-1</sup> mSv/年となり、周辺監視区域境界における法令制限値を超えない。	(5)被ばく評価見直し② (5)被ばく評価見直し②
<u>2.31×10</u> IIDV/ 平となり、同辺面沈吟場が一のける方で明成世で起えない。	<u>2.30×10</u> IIIOV/ 牛となり、同辺面化企攻境が一のける法で市界限値を超えない。	(3) 放はく計画元直 (2)

N F Dホットラボ	施設(施行令第41条該当施設)新旧対照表	———— 削除
変更前	変 更 後	変更理由
(2)-2.2 空気中濃度 使用済み燃料棒を1週間に1本破壊試験した場合の周辺監視区域境界における空気中濃度は、障害対策書第3章に気体状核 分裂生成物(Kr-85、I-129、Xe-133、I-131、H-3)及びエアロゾル(Sr-90、Cs-137、Pu-239)について表3-3にまとめられて いる。この結果に原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降追加・変更した装置の第1精密測定室の引張試験機及び 第2精密測定室の3軸NC加工機、低バックグラウンド γ線核種分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及び低エネル ギー光子測定装置及びイオンミリング装置、除染室のフード及び放射化学実験室のフードによる濃度増加分(Cs-137及びPu- 239)を加算して評価を行った。 原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降導入装置による周辺監視区域境界での空気中濃度は、上記(2-5) *3式で計算される排気スタック(高さ40m)からの放出量と環境被ばく線量評価用計算コードで計算される地表面での放射能濃度から 求めた。 (中略)	(2)-2.2 空気中濃度 使用済み燃料棒を1週間に1本破壊試験した場合の周辺監視区域境界における空気中濃度は、障害対策書第3章に気体状核分裂生成物(Kr-85、I-129、Ke-133、I-131、H-3)及びエアロゾル(Sr-90、Cs-137、Pu-239)について表3-3にまとめられている。この結果に原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降追加・変更した装置の第1精密測定室の引張試験機及び第2精密測定室の3軸NC加工機、低バックグラウンドγ線核種分析装置、誘導結合プラズマ発光分光分析装置及び低エネルギー光子測定装置、イオンミリング装置及びワイヤ放電加工機、除染室のフード及び放射化学実験室のフードによる濃度増加分(Cs-137及びPu-239)を加算して評価を行った。原規規発第1708281号(平成29年8月28日)以降導入装置による周辺監視区域境界での空気中濃度は、上記(2-5)*3式で計算される排気スタック(高さ40 m)からの放出量と環境被ばく線量評価用計算コードで計算される地表面での放射能濃度から求めた。	(6) 記載の見直し① (5) 被ばく評価見直し①
上記の計算条件で求めた、放出率 1 GBq/h、大気安定度 A-F、風速 1 m/s の条件での放出高さ 40 m の場合についての風下軸上の放射能濃度分布を図 11.2.5 に示す。この図から当該計算条件における評価位置 40 m での放射能濃度は、放出高さ 40 m では約 5.09x10 5 Bq cm³ (GBq/h) -¹ となり、表 11.2.11 に示すとおり、原規規発第 1708281 号(平成 29 年 8 月 28 日)以降導入装置からの Cs-137 及び Pu-239 の空気中濃度は、それぞれ Cs-137 が 7.01 x10 9 Bq cm³, Pu-239 が 9.60 x10 -¹2 Bq cm³ となる。これらの値を障害対策書表 3 - 3 記載値に加算し、周辺監視区域境界における空気中濃度と空気中濃度限度との比を表 11.2.12 に示す。 同表にしたとおり濃度比の合計は、1.67 x 10 3 となり、十分法令を満足している。	上記の計算条件で求めた、放出率 1 GBq/h、大気安定度 A-F、風速 1 m/s の条件での放出高さ 40 m の場合についての風下軸上の放射能濃度分布を図 11.2.5 に示す。この図から当該計算条件における評価位置 40 m での放射能濃度は、放出高さ 40 m では約5.09x10 <sup>-5</sup> Bq cm <sup>-3</sup> (GBq/h) <sup>-1</sup> となり、表 11.2.11 に示すとおり、原規規発第 1708281 号(平成 29 年 8 月 28 日)以降導入装置からの Cs-137 及び Pu-239 の空気中濃度は、それぞれ Cs-137 が 7.01 x10 <sup>-9</sup> Bq cm <sup>-3</sup> , Pu-239 が 9.60 x10 <sup>-12</sup> Bq cm <sup>-3</sup> となる。これらの値を障害対策書表 3-3 記載値に加算し、周辺監視区域境界における空気中濃度と空気中濃度限度との比を表 11.2.12 に示す。 同表にしたとおり濃度比の合計は、1.67 x 10 <sup>-3</sup> となり、十分法令を満足している。	(変更なし)

(3) ウラン燃料研究棟及び低レベル廃棄物保管庫(皿)の寄与を含めた周辺監視区域境界における被ばく線量及び空気中濃度評価 次に、ウラン燃料研究棟及び低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)からの寄与を含めた周辺監視区域境界における被ばく線量及び空気 中濃度について検討を行う。

更

前

変

別添Ⅱ-1 ウラン燃料研究棟の第11章及び別添Ⅲ-2 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)の第11章に記載の周辺監視区域境界におけ る外部被ばく線量と本節で行った外部被ばく線量の評価結果を表 11.2.13 にまとめて示す。また、ホットラボ施設及びウラン燃 料研究棟に係る空気中濃度評価結果を表 11.2.14 に示す。低レベル廃棄物保管庫(皿)については放射性物質が放出するおそれ がないことから空気中濃度の評価は実施していない。

表 11. 2. 13 及び表 11. 2. 14 より、1 年間の外部被ばく線量の1 mSv に対する割合と放射性物質の空気中濃度の空気中濃度限度 に対する割合の和は、ウラン燃料研究棟及び及び低レベル廃棄物保管庫(III)寄与分を含めても1以下となり、線量告示第8条 第1項第6号の基準を満足する。

表 11 2 0	ホットラボ施設に係る周辺監視区域境界の直達線実効線量評価結果	1
AV 11.7.3		-

周辺監視区域境界評価						
位置	ホット	トラボ棟	合計	線量限度との比		
.17百	直接線	スカイシャイン				
評価位置①	評価位置① <u>1.18E-01</u>		<u>1. 49E-01</u>	<u>1. 49E–01</u>		
評価位置②	<u>1. 27E-01</u>	3. 13E-02	<u>1. 59E-01</u>	<u>1. 59E–01</u>		
評価位置3	<u>1. 97E–01</u>	3. I3E=02	2. 28E-01	<u>2. 28E-01</u>		
評価位置④	1. 32E-02		4. 45E-02	4. 45E-02		

(3) ウラン燃料研究棟及び低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)の寄与を含めた周辺監視区域境界における被ばく線量及び空気中濃度評価 次に、ウラン燃料研究棟及び低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)からの寄与を含めた周辺監視区域境界における被ばく線量及び空気 中濃度について検討を行う。

更

後

変

別添Ⅱ-1 ウラン燃料研究棟の第11章及び別添Ⅱ-2 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)の第11章に記載の周辺監視区域境界にお ける外部被ばく線量と本節で行った外部被ばく線量の評価結果を表 11.2.13 にまとめて示す。また、ホットラボ施設及びウラン 燃料研究棟に係る空気中濃度評価結果を表 11.2.14 に示す。低レベル廃棄物保管庫(皿)については放射性物質が放出するおそ れがないことから空気中濃度の評価は実施していない。

表 11.2.13 及び表 11.2.14 より、1 年間の外部被ばく線量の1 mSv に対する割合と放射性物質の空気中濃度の空気中濃度限度 に対する割合の和は、ウラン燃料研究棟及び及び低レベル廃棄物保管庫(III)寄与分を含めても1以下となり、線量告示第8 条第1項第6号の基準を満足する。

表 11.2.9 ホットラボ施設に係る周辺監視区域境界の直達線実効線量評価結果

周辺監視区域境界評価						
位置	ホッ	トラボ棟	合計	線量限度との比		
17年	直接線	スカイシャイン	一番			
評価位置①	<u>1. 23E-01</u>		<u>1. 54E-01</u>	<u>1. 54E-01</u>		
評価位置②	<u>1. 24E-01</u>	3. 13F-02	<u>1. 56E-01</u>	<u>1. 56E-01</u>		
評価位置③	2. 04E-01	3. I3E=02	2. 35E-01	2. 35E-01		
評価位置④	1. 33E-02		<u>4. 46E-02</u>	<u>4. 46E-02</u>		

- (5)被ばく評価見直し②
- (5)被ばく評価見直し②
- (5)被ばく評価見直し②
- (5)被ばく評価見直し②

			変	更	前						3	芝 更	Ī.	後				変更理由
			表 11. 2. 10 排気	スタックかり	らの放出量評価額	結果					表 11. 2. 10	排気スタック	クからの放と	出量評価結果				
核種	設置場所	装置	[MAR] /Bq/日	[DR] *1	[ARF]	[RF]	[LPF]	Q ✓Bq/日	核科	重設置場所	装置	[MAR] /Bq/日	[DR] *1	[ARF]	[RF]	[LPF]	Q ✓Bq/日	
	<u>第1精密</u>	<u>引張</u>	8. 24E+07	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	8. 24E+02		<u>第1精密</u> <u>測定室</u>	引張試験機	8. 24E+07	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	8. 24E+02	(6)記載の見直し⑧
		<u>NC</u>	4. 94E+07	1	1. 00E-03	1	1. 00E-04	4. 94			3軸NC加工機	4. 94E+07	1	1. 00E-03	1	1. 00E-04	4. 94	(6) 記載の見直し⑧
		<u>Ge</u>	3. 30E+07	1	0	1	1. 00E-04	0			<u>低バックグラウンド</u> <u>線核種分析装置 Ge)</u>	3. 30E+07	1	0	1	1. 00E-04	0	(6) 記載の見直し⑧
s-137	<u>第2精密</u>	ICP-AES	3. 30E+07	0. 1	1	1	1	3. 30E+06		<u>第2精密</u> 測定室	<u>誘導結合プラズマ発光</u> 分光分析装置 (ICP-AES)_	3. 30E+07	0. 1	1	1	1	3. 30E+06	(6)記載の見直し® (6)記載の見直し®
5-137		LEPS	3. 30E+07	1	0	1	1. 00E-04	0	_	37	<u>低エネルギー光子測定</u> <u>装置(LEPS)</u>	3. 30E+07	1	0	1	1. 00E-04	0	(6)記載の見直し⑧
		付ンミリング	3. 30E+07	1	2. 00E-07	1	1. 00E-04	6. 59E-04	]		付ンミリング 試料加工装置	3. 30E+07	1	2. 00E-07	1	1. 00E-04	6. 59E-04	(6)記載の見直し⑧
	<b>於</b> 沈荣	フード	4. 62E+08	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	4. 62E+03	4		ワイヤ放電加工機	1. 32E+08	<u>1</u>	1. 00E-03	<u>1</u>	1. 00E-04	1. 32E+01	(5)被ばく評価見直し(
	放射化学	フード	4. 62E+08	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	4. 62E+03	1	除染室 放射化学	フード	4. 62E+08 4. 62E+08	1	1. 00E-03 1. 00E-03	1	1. 00E-02 1. 00E-02	4. 62E+03 4. 62E+03	
	実験室								_	実験室	)— ٢	4. 0ZE+00	l	1. 00E=03		1. UUE=UZ	4. 02E+03	
			T	合計	Т	T	Γ	3. 31E+06			T	合訂	†	T			3. 31E+06	
	<u>第1精密</u>	<u>引張</u>	0	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	0		<u>第 1 精密</u> <u>測定室</u>	引張試験機	0	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	0	(6)記載の見直し⑧
		NC	0	1	1. 00E-03	1	1. 00E-04	0	]		3軸NC加工機	0	1	1. 00E-03	1	1. 00E-04	0	(6)記載の見直し⑧
		<u>Ge</u>	4. 51E+04	1	0	1	1. 00E-04	0			<u>低バックグラウンドγ</u> <u>線核種分析装置 Ge)</u>	4. 51E+04	1	0	1	1. 00E-04	0	(6)記載の見直し⑧
-239	<u>第2精密</u>	ICP-AES	4. 51E+04	0. 1	1	1	1	4. 51E+03	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<u>第2精密</u> <u>測定室</u>	誘導結合プラズマ発光         分光分析装置 (ICP-         AES)	4. 51E+04	0.1	1	1	1	4. 51E+03	(6) 記載の見直し® (6) 記載の見直し®
-239		<u>LEPS</u>	4. 51E+04	1	0	1	1. 00E-04	0		09	<u>低エネルギー光子測定</u> <u>装置(LEPS)</u>	4. 51E+04	1	0	1	1. 00E-04	0	(6)記載の見直し⑧
		/4v.ziiv.6*	4. 51E+04	1	2. 00E-07	1	1. 00E-04	9. 03E-07	1		付次リング 試料加工装置	4. 51E+04	1	2. 00E-07	1	1. 00E-04	9. 03E-07	(6)記載の見直し⑧
		<u>イオンミリング</u>		'					_		ワイヤ放電加工機	0	1	1. 00E-03	1	1. 00E-04	0	(5)被ばく評価見直し
	除染室	フード	6. 32E+05	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	6. 32E+00	<u> </u>	除染室	フード	6. 32E+05	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	6. 32E+00	
	放射化学 実験室	フード	6. 32E+05	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	6. 32E+00		放射化学実験室	フード	6. 32E+05	1	1. 00E-03	1	1. 00E-02	6. 32E+00	
				合計				4. 53E+03				合語	†				4. 53E+03	

1/1/201/201/201	7	(1/2/20 + 0/) 20 11/	が中の文文十明(サバしに衣匠	

#### 表 11.2.13 全施設に係る周辺監視区域境界における直達線実効線量評価結果

周辺監視区 域境界評価	ホットラボ施設 (mSv/年)		成境界評価 (mSv/年		保管庫	レ廃棄物 : (Ⅲ) ·/年)	ウラン燃 (mSv	料研究棟 /年)	合計 (mSv/年)	線量限度と
位置	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	(1101)	7,25		
評価位置①	<u>1. 18E-01</u>		6. 62E-03	8. 13E-02	1. 95E-04	4. 24E-05	2. 37E-01	2. 37E-01		
評価位置②	<u>1. 27E-01</u>	0 105 00	6. 54E-04	4. 20E-02	7. 22E-07	1. 93E-05	2. 01E-01	2. 01E-01		
評価位置③	1. 97E-01	3. 13E-02	1. 43E-03	4. 60E-02	1. 07E-05	2. 20E-05	2. 75E-01	2. 75E-01		
評価位置④	1. 32E-02		2. 50E-02	1. 19E-01	3. 06E-06	3. 08E-05	1. 89E-01	1. 89E-01		

#### 表 11.2.14 全施設に係る周辺監視区域境界における空気中濃度評価結果

	ホットラボ施設	低レベル廃棄物 保管庫 (皿)	ウラン燃料研究棟	合計
空気中濃度の空気中濃 度限度に対する割合	1. 67E-03	_	1. 12E-04	1. 79E-03

# 表 11.2.13 全施設に係る周辺監視区域境界における直達線実効線量評価結果

周辺監視区域境界評価位置	ホットラボ施設 (mSv/年)		低レベル 保管庫 (mSv,	(III)	ウラン燃料研究棟 (mSv/年)		合計 (mSv/年)	線量限度との比
7071 II III III III	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	,, <sub>1</sub> ,	
評価位置①	1. 23E-01		6. 62E-03	8. 13E-02	1. 95E-04	4. 24E-05	2. 42E-01	2. 42E-01
評価位置②	1. 24E-01		6. 54E-04	4. 20E-02	7. 22E-07	1. 93E-05	1. 98E-01	<u>1. 98E-01</u>
評価位置3	2. 04E-01	3. 13E-02	1. 43E-03	4. 60E-02	1. 07E-05	2. 20E-05	2. 82E-01	2. 82E-01
評価位置④	<u>1. 33E-02</u>		2. 50E-02	1. 19E-01	3. 06E-06	3. 08E-05	1. 89E-01	1. 89E-01

#### 表 11.2.14 全施設に係る周辺監視区域境界における空気中濃度評価結果

	ホットラボ施設	低レベル廃棄物 保管庫 (Ⅲ)	ウラン燃料研究棟	合計
空気中濃度の空気中濃 度限度に対する割合	1. 67E-03	-	1. 12E-04	1. 79E-03

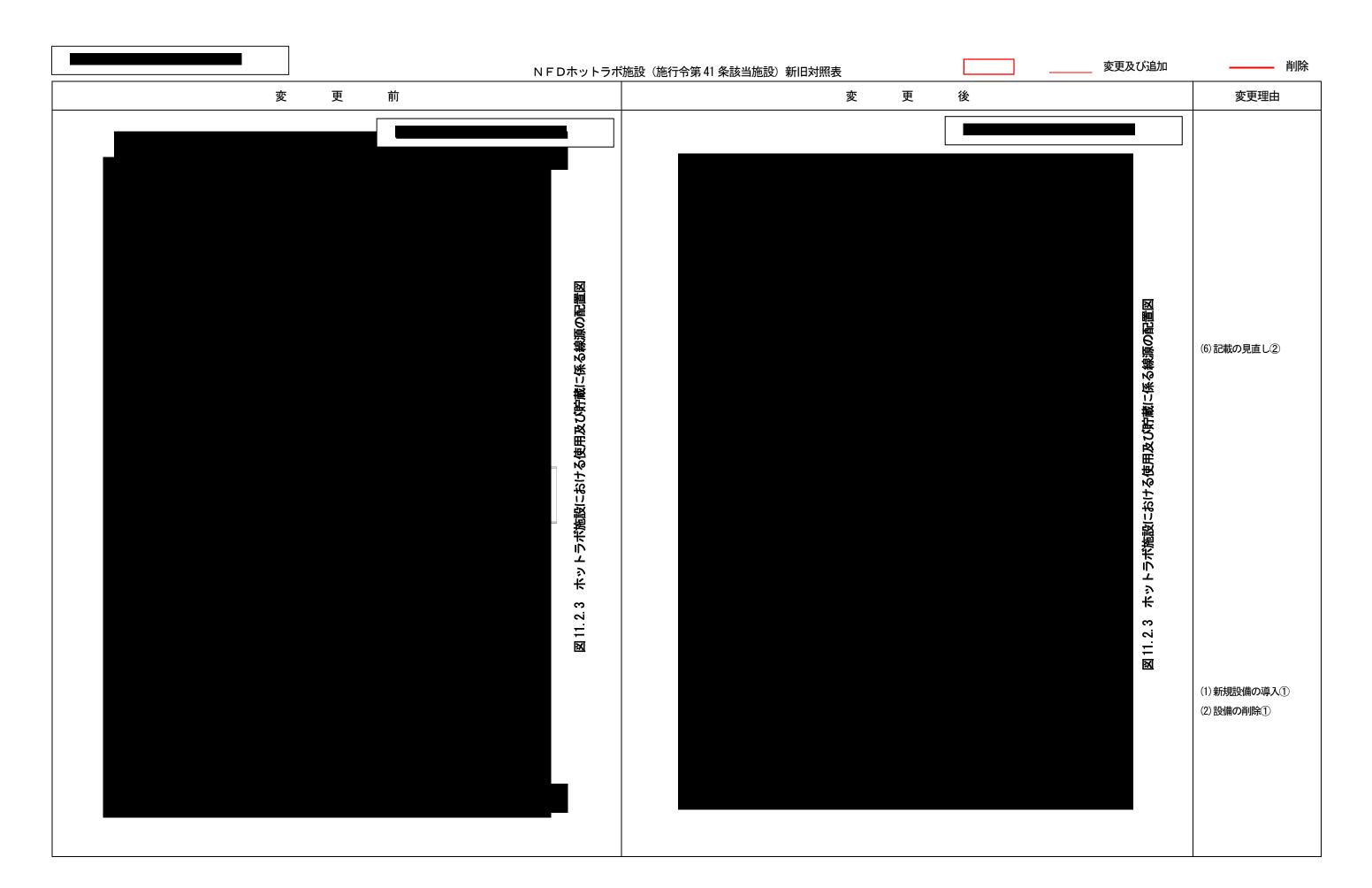
(5)被ばく評価見直し②

(5)被ばく評価見直し② (5)被ばく評価見直し②

(5)被ばく評価見直し②

(変更なし)

N F D	ホットラボ施設(施行令第 41 条該当施設)新旧対照表 変更	及び追加 ―――― 削除
変 更 前	変 更 後	変更理由
図 11.2.1 管理区域境界における核燃料及び放射性物質等の影響を考慮した実効線量評価位置 ~	図 11.2.1 管理区域境界における核燃料及び放射性物質等の影響を考慮した実効線量評価位置 ~	(変更なし)
図 11. 2. 2 周辺監視区域境界における核燃料及び放射性物質等の影響を考慮した実効線量評価位置 (省略)	図 11.2.2 周辺監視区域境界における核燃料及び放射性物質等の影響を考慮した実効線量評価位置 (図面変更なし)	



	アットフ
変 更 前	変   更   後          変更理由
11-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書	11-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書
11-2の1.安全上重要な施設に関する検討	11-2の1. 安全上重要な施設に関する検討
(省略)	(変更なし)
11-2 の 2. 原規規発第 1708281 号 (平成 29 年 8 月 28 日) 以降設置の装置の耐震計算書	11-2 の 2. 原規規発第 1708281 号 (平成 29 年 8 月 28 日) 以降設置の装置の耐震計算書
(省略)	(変更なし)
2.1 3軸NC加工機の耐震計算書~	2.1 3軸NC加工機の耐震計算書~
(中略)	(変更なし)
2.13 イオンミリング試料加工装置の耐震計算書	2.13 イオンミリング試料加工装置の耐震計算書
(省略)	(変更なし)
	2. 14 ワイヤ放電加工機の耐震計算書       (1) 新規設備の導入①
	<u>(1)</u> 概要
	ワイヤ放電加工機は、負圧用ボックスと加工機から構成され、加工機はボルトで固定して、負圧用ボックス内に設置する。
	<u>負圧用ボックス及び加工機はそれぞれ床面にアンカーボルトで固定する。本耐震計算では、負圧用ボックス及び加工機を固定</u>
	<u>するアンカーボルト(負圧用ボックス:M8×8本、加工機:M16×8本、いずれもSCM435)の耐震強度を評価し、地震時に横ず</u>
	<u>れしないこと及び転倒しないことを示す。横ずれの評価は、アンカーボルトに発生するせん断応力とアンカーボルトの短期許</u>
	<u>容せん断応力との比較によって評価する。転倒の評価は、アンカーボルトに発生する引張応力とアンカーボルトの短期許容引</u>
	<u>張応力との比較、及びアンカーボルトに発生する引抜力とアンカーボルトの許容引抜荷重との比較によって評価する。</u>
	<u>(2)</u> <u>耐震性(転倒)評価</u>
	耐震性(転倒)の評価は、各固定ボルトの引張強度及び引抜荷重によって行った。すなわち、(地震力が働いた場合のボル
	トに生じる最大引張応力)と(ボルトの短期荷重に対する許容引張応力)との比較、及び(地震力が働いた場合のボルトに生
	じる最大引抜力)と(ボルトの許容引抜荷重)との比較によって評価した。その結果、ボルトに生じる最大引張応力よりもボ
	ルトの短期荷重に対する許容引張応力の方が大きく、また、ボルトに生じる最大引抜力よりもボルトの許容引抜荷重の方が大
	きく、転倒しないことが確認された。
	<u>(3)</u> <u>耐震性(すべり)評価</u>
	耐震性(横ずれ)の評価は、各固定ボルトのせん断強度によって行った。すなわち、(地震力が働いた場合のボルトに生じる
	<u>最大せん断応力)と(ボルトの短期荷重に対する許容せん断応力)との比較によって評価した。その結果、ボルトに生じる最大</u>
	<u>せん断応力よりもボルトの短期荷重に対する許容せん断応力の方が大きくすべらないことが確認された。</u>
11-3. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	11-3. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
(省略)	(変更なし)
図 11-3-1 保安に係る組織	図 11-3-1 保安に係る組織
(省略)	(図面変更なし)

変更及び追加

\_\_\_\_\_\_ 削除

	変更前		変 更 後	変更理由
説 明 有資格者数	また、核燃料取扱主務者は、以下の業務を行う。 ・保安上必要な場合は、社長及び研究部長に対し意見を具申すること ・保安上必要な場合は、各職位に助言すること ・保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること ・所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと ・法に基づく報告を審査すること ・保安規定に係る記録を精査すること ・教育訓練計画の作成、改訂に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・その他、保安監督に必要な事項 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議する。 ・保安規定、核燃料物質の使用等、ホットラボ施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規程、要領等の制定及び廃止並びに変更 ・保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 ・その他ホットラボ施設の設計等に係る重要な事項  核燃料取扱主任者の免状を有する者は2名。 放射線取扱主任者の免状を有する者、第1種 15名、第2種 7名。 第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。	説 明 有資格者数	また、核燃料取扱主務者は、以下の業務を行う。 ・保安上必要な場合は、社長及び研究部長に対し意見を具申すること ・保安上必要な場合は、各職位に助言すること ・保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること ・所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと ・法に基づく報告を審査すること ・保安規定に係る記録を精査すること ・教育訓練計画の作成、改訂に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に定める計画の作成に参画すること ・保安規定に変め計画の作成に参画すること ・保安規定に変める計画の作成に参画すること ・保安規定に変める計画の作成に参画すること ・その他、保安監督に必要な事項  放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議する。 ・保安規定、核燃料物質の使用等、ホットラボ施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規程、要領等の制定及び廃止並びに変更 ・保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項 ・その他ホットラボ施設の設計等に係る重要な事項  核燃料取扱主任者の免状を有する者は2名。 放射線取扱主任者の免状を有する者、第1種 13名、第2種 7名。 第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。	(6) 記載の見直し⑩
有資格者数	第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。 電気主任技術者の免状を有する者は3名。 電気工事士の免状を有する者は3名。 技術士(原子力・放射線部門)の免状を有する者は1名。	有資格者数	第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。 電気主任技術者の免状を有する者は3名。 電気工事士の免状を有する者は3名。 技術士(原子力・放射線部門)の免状を有する者は1名。	(6)記載の見直し⑪

変更前	変 更 後	変更理由
核燃料物質の使用に必要な技術的能力を維持・向上させるため、定期的に保安教育・訓練を実施する。このため、社長は安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育・訓練の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。これに基づき、保安管理部長は、使用施設に係る業務を行う従業員等(年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者を含む。以下同じ)に対し、以下の項目について保安教育を年度ごとに計画し、実施する。・保安規定及び関係法令並びに核燃料物質使用許可申請・安全管理に関する基本的事項・施設及び設備に係る事項・放射線管理設備に係る事項・放射線管理・核燃料物質等の取扱・非常時の措置 新たに使用施設に係る業務に従事する従業員に対しては、下記の項目について保安教育を実施する。・放射線の人体に与える影響・設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い・核原料物質、核燃料物質等の安全取扱い・核原料物質、核燃料物質の及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令・核燃料物質使用施設保安規定また、従業員等に対して年度ごとに、社長は、非常時の措置についての総合的な訓練を、総務グループリーダは、避難訓練及び消火訓練を実施する。	核燃料物質の使用に必要な技術的能力を維持・向上させるため、定期的に保する。このため、社長は安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとと語彙の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。これに基づき、保安管理は係る業務を行う従業員等(年間請負契約等に基づき使用施設に常時立ち入る者を対し、以下の項目について保安教育を年度ごとに計画し、実施する。・保安規定及び関係法令並びに核燃料物質使用許可申請・安全管理に関する基本的事項・施設及び設備に係る事項・放射線管理設備に係る事項・放射線管理・核燃料物質等の取扱・非常時の措置新たに使用施設に係る業務に従事する従業員に対しては、下記の項目についてる。・放射線の人体に与える影響・設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い・核原料物質、核燃料物質等の安全取扱い・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令・核燃料物質使用施設保安規定また、従業員等に対して年度ごとに、社長は、非常時の措置についての総合的ループリーダは、避難訓練及び消火訓練を実施する。	もに、保安教育・訓部長は、使用施設にを含む。以下同じ)に

# 別添 Ⅱ - 1

# 核燃料物質使用変更許可申請書新旧対照表

NFDウラン燃料研究棟(施行令第 41 条非該当施設)

変更理由

(1) 新規設備の導入①

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (省略)

## 2. 使用の目的及び方法

(変更なし)

目的番号	使用の目的
(1)	ウラン粉末の受入・搬出試作及び特性評価 (省略)
目的番号	使用の方法
(1)	(省略)

目的番号	使用の目的
(2)	ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、粒子状燃料の試料の受入・搬出、試作、及 び特性評価 (省略)
目的番号	使用の方法
(2)	ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、粒子状燃料の試料の受入・搬出、試作、及び特性評価 外部施設からの試料の受入を行う。ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、及び粒子状燃料を試作し、その特性評価を行う。必要に応じて外部施設への試料の搬出を行う。また、発生する廃棄物を9章に示す廃棄施設へ搬出する。 (中略)
	1 試料受入・搬出 (省略)
	2 ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体の試作と特性評価 2.1 ウラン焼結体、ウラン溶融固化体の試作~ 2.3.5 機械特性評価、熱拡散率測定、酸素ポテンシャル測定
	(省略)

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (変更なし)

## 2. 使用の目的及び方法

(変更なし)

目的番号		使用の目的
(1)	ウラン粉末の受入・搬出試作及び特性評価 (変更なし)	
目的番号		使用の方法
(1)	(変更なし)	

変更後

目的番号	使用の目的						
(2)	ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、粒子状燃料の試料の受入・搬出、試作、及び特性評価 (変更なし)						
目的番号	使用の方法						
(2)	ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、粒子状燃料の試料の受入・搬出、試作、及び特性評価 外部施設からの試料の受入を行う。ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体、金属燃料、及び粒子状燃料を試作し、その特性評価を行う。必要に応じて外部施設への試料の搬出を行う。また発生する廃棄物を9章に示す廃棄施設へ搬出する。 (中略)						
	1 試料受入・搬出 (変更なし)						
	2 ウラン焼結体、ウラン溶融固化体、反応試験体の試作と特性評価 2.1 ウラン焼結体、ウラン溶融固化体の試作~ 2.3.5 機械特性評価、熱拡散率測定、酸素ポテンシャル測定						
	(変更なし)						
	2.3.6 <u>飛散率測定</u>						
	<u>作業手順</u> ①[取出し]						
	<u>核燃料貯蔵室又は核燃料貯蔵箱から、2.1項で試作済のウラン焼結体・ウラン溶融固化体又は2.</u> 項で試作済の反応試験体の試料が収納された貯蔵容器を取り出す。						
	②[試料分取]						
	貯蔵容器から必要な試料を分取する。小片その他誤操作により飛散するおそれのある試料の場合						
	は、飛散防止のため、フード・グローブボックス類の中で実施する。 分取した試料の入った容器を次工程に移動する際、飛散防止のため密閉容器に入れて行う。						
	③[切削試験] 設備(ダスト飛散率測定装置)は排気ダクトに接続された負圧ハウス内に設置し、排気ダクトに						
	接続された設備に試料を取り付け切断する。切断時に生じた切断粉末を飛散率測定用検出器で捕り						
	<u>する。</u> ④[貯蔵]						
	切削試験終了後、飛散防止のため、負圧ハウスの中で貯蔵容器に試料を収納して核燃料貯蔵室3						

①[閉じ込め対策]

(省略)

(省略)

(省略)

消火設備

(省略)

図 7-1 敷地周辺図~ 図 7-7 電力系統図(変更なし)

過昇温防止回路付

クトに接続して排出

(変更なし)

(変更なし)

真空ポンプの排気ガスは真空ポンプ出口を排気ダ

消火設備

(変更なし) (変更なし)

	NFDウラン燃料研究	棟(施行令第 41 条非該当施設) 新旧対照表 変更及び追加 =	削除
変更前		変更後	変更理由
(省略) 9. 核燃料物質又は (省略) 10-1. 保安のた	成施設の位置、構造及び設備	<ul> <li>8. 核燃料物質の貯蔵施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</li> <li>9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</li> <li>10-1. 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</li> </ul>	
(省略)		(変更なし)	
10-2. 閉じ込めの	D機能、遮蔽その他の使用施設等の位置、構造及び設備 体界体部	10-2. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の使用施設等の位置、構造及び設備	
	使用施設: 〈設備〉	使用施設:   <設備>	
	(中略)	(変更なし)	
(1)閉じ込めの機能	・真空乾燥機、アーク溶接機、0/U比測定、誘導結合プラズマ質量分析、スライシングマシン、ダイヤモンドカッタ、センタレスグラインダ、走査型電子顕微鏡、インバータプレス、自動研磨機、振動試験装置 排気ダクトに接続し、核燃料物質の飛散を防止する。 (省略)	(1) 閉じ込めの機能 ・真空乾燥機、アーク溶接機、0/U比測定、誘導結合プラズマ質量分析、スライシングマン、ダイヤモンドカッタ、センタレスグラインダ、走査型電子顕微鏡、インバータプス、自動研磨機、振動試験装置、ダスト飛散率測定装置 排気ダクトに接続し、核燃料物質の飛散を防止する。 (変更なし)	
(2) 遮蔽	(省略)	(2) 遮蔽 (省略)	
	〈建家〉 (中略)	〈建家〉 (変更なし)	
(3)火災等による 損傷の防止	・フレーム炉試験装置 <del>フレーム炉</del> 試験装置の加熱部には温度に応じた耐火材を使用し、また最高使用温度以 上に過熱されないように過昇温防止回路を設ける。 (省略)	(3) 火災等による損傷 の防止 ・フレーム炉試験装置、ダスト飛散率測定装置 試験装置の加熱部には温度に応じた耐火材を使用し、また最高使用温度以上に過熱 ないように過昇温防止回路を設ける。 (変更なし)	(1)新規設備の導入((1)新規設備の導入(
(4)立ち入りの防止・ (省略)	~(28)多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	(4)立ち入りの防止~(28)多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (変更なし)	

変更理由

(変更なし)

(変更なし)

- 11. 添付書類 (原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)
  - 11-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)
  - 1. 施設内の常時立ち入る場所、管理区域境界及び周辺監視区域境界における外部被ばく線量評価(中略)
  - 2. 外部被ばく線量評価結果
  - 2-1 施設内の常時立ち入る場所における外部被ばく線量

#### 核燃料貯蔵室外壁における線量

124/m 11/4 1942 1 2 1 3 3 4 4 4 5 4 5 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6 4 6							
放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)			
最大存在量	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			
直接線(μSv/h)	7. 04E-02	1. 42E-01	1. 39E-02	2. 40E-03			

1年間の外部被ばく線量: 4.60E-01 mSv (<50mSv/1年間)

### 装置0.2m位置における線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
最大取扱量	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
直接線(μSv/h)	0	1. 55E-01	4. 83	1.47

1年間の外部被ばく線量: 6.46 mSv (<50mSv/1年間)

## 核燃料貯蔵箱表面0.2m位置での線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
1日最大使用量	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
直接線(μSv/h)	8. 39E-01	1. 33	1. 07	2. 58E-01

1年間の外部被ばく線量: 3.50 mSv (<50mSv/1年間)

## 2-2 管理区域境界における外部被ばく線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
最大存在量(kg)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
直接線(μSv/h)	2. 73E-05	5. 42E-05	4. 70E-06	5. 47E-07

3か月間の外部被ばく線量:4.34E-05 mSv (<1.3mSv/3か月間)

- 11. 添付書類 (原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類)
  - 11-1.使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(事故に関するものを除く)
  - 1. 施設内の常時立ち入る場所、管理区域境界及び周辺監視区域境界における外部被ばく線量評価(変更なし)
  - 2. 外部被ばく線量評価結果
  - 2-1 施設内の常時立ち入る場所における外部被ばく線量

#### 核燃料貯蔵室外壁における線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
最大存在量	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
直接線 (μ Sv/h)	7. 04E-02	1. 42E-01	1. 39E-02	2. 40E-03

1年間の外部被ばく線量: 4.60E-01 mSv (<50mSv/1年間)

#### 装置0.2m位置における線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
最大取扱量	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
直接線(μSv/h)	0	1. 55E-01	4. 83	1. 47

1年間の外部被ばく線量: 6.46 mSv (<50mSv/1年間)

## 核燃料貯蔵箱表面0.2m位置での線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
1日最大使用量	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
直接線(μSv/h)	8. 39E-01	1. 33	1. 07	2. 58E-01

1年間の外部被ばく線量: 3.50 mSv (<50mSv/1年間)

## 2-2 管理区域境界における外部被ばく線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上20%未満)
最大存在量(kg)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
直接線 (μSv/h)	2. 73E-05	5. 42E-05	4. 70E-06	5. 47E-07

3か月間の外部被ばく線量: 4.34E-05 mSv (<1.3mSv/3か月間)

(変更なし)

変更理由

(変更なし)

#### 2-3 周辺監視区域境界における外部被ばく線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未 満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上 20%未満)
最大存在量(kg)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
直接線(μSv/h)	6. 97E-06	1. 40E-05	1. 25E-06	1. 63E-07
スカイシャイン (μ Sv/h)	1. 53E-06	3. 05E-06	2. 63E-07	3. 05E-08
放射性雲(μSv/h)	3. 36E-14	8. 86E-14	2. 44E-14	1. 13E-14

1年間の外部被ばく線量: 2.38E-04 mSv (<1mSv/1年間)

## 3. 空気中放射性物質濃度の計算

(中略)

#### 3-3 濃度計算の結果

(中略)

#### 3-3-3 周辺監視区域境界の空気中濃度

表 11-6 に示すように周辺監視区域境界の空気中の濃度と法令で定める空気中の濃度限度に対する割合の合計は  $1.12 \times 10^{-4}$  であり、法令に定められた濃度を下回る。

表 11-6 周辺監視区域境界の空気中濃度の評価結果

核燃料物質の種類	法令に定める限度に対する割合
劣化ウラン	1. 17E-05
天然ウラン	3. 73E-05
濃縮ウラン(濃縮度 5%未満)	4. 15E-05
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	2. 10E-05
合計	1. 12E-04

### 4. 外部被ばく線量と空気中濃度を合わせた評価

(中略)

#### 4-1 放射施設内の常時立ち入る場所

表 11-7 に示す通り、前記 2-1 項に示した 1 年間の外部被ばく線量 (6.46 mSv) の年間 50 mSv に対する割合と、3-3-1 項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は 1 以下となり、線量告示第 6 条第 5 号の基準を満足する。

表 11-7 放射施設内の常時立ち入る場所についての評価結果

	割合
1年間の外部被ばく線量の 50 mSv に対する割合	1. 29E-01
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	7. 80E-02
合計	2. 08E-01

#### 4-2 管理区域境界

表11-8に示す通り、前記2-2項に示した3か月間の外部被ばく線量(4.34 x10 $^{-5}$  mSv)の1.3 mSvに対する割合と、3-3-2項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は1以下となり、線量告示第1条第2項の基準を満足する。

#### 2-3 周辺監視区域境界における外部被ばく線量

放射性物質の種類	劣化ウラン	天然ウラン	濃縮ウラン (濃縮度5%未 満)	濃縮ウラン (濃縮度5%以上 20%未満)
最大存在量(kg)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
直接線(μSv/h)	6. 97E-06	1. 40E-05	1. 25E-06	1. 63E-07
スカイシャイン (μ Sv/h)	1. 53E-06	3. 05E-06	2. 63E-07	3. 05E-08
放射性雲 ( μ Sv/h)	3. 36E-14	8. 86E-14	2. 44E-14	1. 13E-14

変更後

1年間の外部被ばく線量: 2.38E-04 mSv (<1mSv/1年間)

#### 3. 空気中放射性物質濃度の計算

(変更なし)

#### 3-3 濃度計算の結果

(変更なし)

## 3-3-3 周辺監視区域境界の空気中濃度

表 11-6 に示すように周辺監視区域境界の空気中の濃度と法令で定める空気中の濃度限度に対する割合の合計は  $1.12 \times 10^{-4}$  であり、法令に定められた濃度を下回る。

#### 表 11-6 周辺監視区域境界の空気中濃度の評価結果

核燃料物質の種類	法令に定める限度に対する割合
劣化ウラン	1. 17E-05
天然ウラン	3. 73E-05
濃縮ウラン(濃縮度 5%未満)	4. 15E-05
濃縮ウラン (濃縮度 5%以上 20%未満)	2. 10E-05
合計	1. 12E-04

4. 外部被ばく線量と空気中濃度を合わせた評価

(中略)

#### 4-1 放射施設内の常時立ち入る場所

表 11-7 に示す通り、前記 2-1 項に示した 1 年間の外部被ばく線量 (6.46 mSv) の年間 50 mSv に対する割合と、3-3-1 項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は 1 以下となり、線量告示第 6 条第 5 号の基準を満足する。

表 11-7 放射施設内の常時立ち入る場所についての評価結果

	割合
1年間の外部被ばく線量の 50 mSv に対する割合	1. 29E-01
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	7. 80E-02
合計	2. 08E-01

#### 4-2 管理区域境界

表11-8に示す通り、前記2-2項に示した3か月間の外部被ばく線量(4.34 x $10^{-5}$  mSv)の1.3 mSvに対する割合と、3-3-2項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は1以下となり、線量告示第1条第2項の基準を満足する。

(変更なし)

(変更なし)

変更前

ま 11-8 管理区域培界についての評価結果

衣 口つ 自垤区域境外に づいての計画	山心木
	割合
3か月間の外部被ばく線量の 1.3 mSv に対する割合	3. 34E-05
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	7. 80E-01
合計	7. 80E-01

#### 4-3 周辺監視区域境界

表11-9に示す通り、前記2-3項に示した1年間の外部被ばく線量 (2.38 x10<sup>-4</sup> mSv) の年間1 mSvに対する割合 と、3-3-3項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は1以下となり、線量告示第8条第1項第 6号の基準を満足する。

表 11-9 周辺監視区域境界についての評価結果

20 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				
	割合			
1年間の外部被ばく線量の1 mSv に対する割合	2. 38E-04			
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	1. 12E-04			
合計	3. 50E-04			

## 5. 周辺監視区域境界における実効線量の総合評価

(中略)

表 11-10 全施設に係る周辺監視区域境界における直達線実効線量評価結果

周辺監視区域境界		ラボ施設 v/年)	低レベル廃棄物保管 庫 (皿) (mSv/年)		ウラン燃料研究棟 (mSv/年)		合計	線量限度
評価位置	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	(mSv/年)	との比
評価位置 1	<u>1. 17E-01</u>		6. 62E-03	8. 13E-02	1. 95E-04	4. 24E-05	2. 36E-01	2. 36E-01
評価位置 2	1. 27E-01	2 125 02	6. 54E-04	4. 20E-02	7. 22E-07	1. 93E-05	2. 01E-01	2. 01E-01
評価位置3	1. 95E-01	3. 13E-02	1. 43E-03	4. 60E-02	1. 07E-05	2. 20E-05	2. 73E-01	2. 73E-01
評価位置 4	1. 31E-02		2. 50E-02	1. 19E-02	3. 06E-06	3. 08E-05	1.89E-01	1.89E-01

表 11-11 全施設に係る周辺監視区域境界における空気中濃度評価結果

	ホットラボ 施設	低レベル廃棄物 保管庫 (皿)	ウラン燃料 研究棟	合計
空気中濃度の空気中 濃度限度に対する割合	1. 67E-03	_	1. 12E-04	1. 79E-03

#### 6. 臨界評価

(省略)

いての評価結果

	割合
3 か月間の外部被ばく線量の 1.3 mSv に対する割合	3. 34E-05
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	7. 80E-01
合計	7. 80E-01

変更後

(変更なし)

変更理由

#### 4-3 周辺監視区域境界

表11-9に示す通り、前記2-3項に示した1年間の外部被ばく線量(2.38 x10-4 mSv)の年間1 mSvに対する割合 と、3-3-3項に示した法令で定められた空気中濃度限度に対する割合の和は1以下となり、線量告示第8条第1項第 6号の基準を満足する。

#### 表 11-9 周辺監視区域境界についての評価結果

	割合
1年間の外部被ばく線量の1 mSv に対する割合	2. 38E-04
法令に定める空気中濃度限度に対する割合	1. 12E-04
合計	3. 50E-04

(変更なし)

## 5. 周辺監視区域境界における実効線量の総合評価

(変更なし)

#### 表 11-10 全施設に係る周辺監視区域境界における直達線実効線量評価結果

周辺監視区 域境界		ラボ施設 v/年)	低レベル廃棄物保管 庫 (皿) (mSv/年)		ウラン燃料研究棟 (mSv/年)		合計	線量限度
評価位置	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	直接線	スカイシャイン	(mSv/年)	との比
評価位置1	1. 23E-01		6. 62E-03	8. 13E-02	1. 95E-04	4. 24E-05	2. 42E-01	2. 42E-01
評価位置 2	1. 24E-01	2 125 02	6. 54E-04	4. 20E-02	7. 22E-07	1. 93E-05	1. 98E-01	1. 98E-01
評価位置3	2. 04E-01	3. 13E-02	1. 43E-03	4. 60E-02	1. 07E-05	2. 20E-05	2. 82E-01	2. 82E-01
評価位置 4	1. 33E-02		2. 50E-02	1. 19E-02	3. 06E-06	3. 08E-05	1. 89E-01	1.89E-01

## 表 11-11 全施設に係る周辺監視区域境界における空気中濃度評価結果

	ホットラボ 施設	低レベル廃棄物 保管庫 (III)	ウラン燃料 研究棟	合計
空気中濃度の空気中 濃度限度に対する割合	1. 67E-03	_	1. 12E-04	1. 79E-03

- (2)被ばく評価見直し
- (2)被ばく評価見直し
- (2)被ばく評価見直し
- (2)被ばく評価見直し

(変更なし)

## 6. 臨界評価

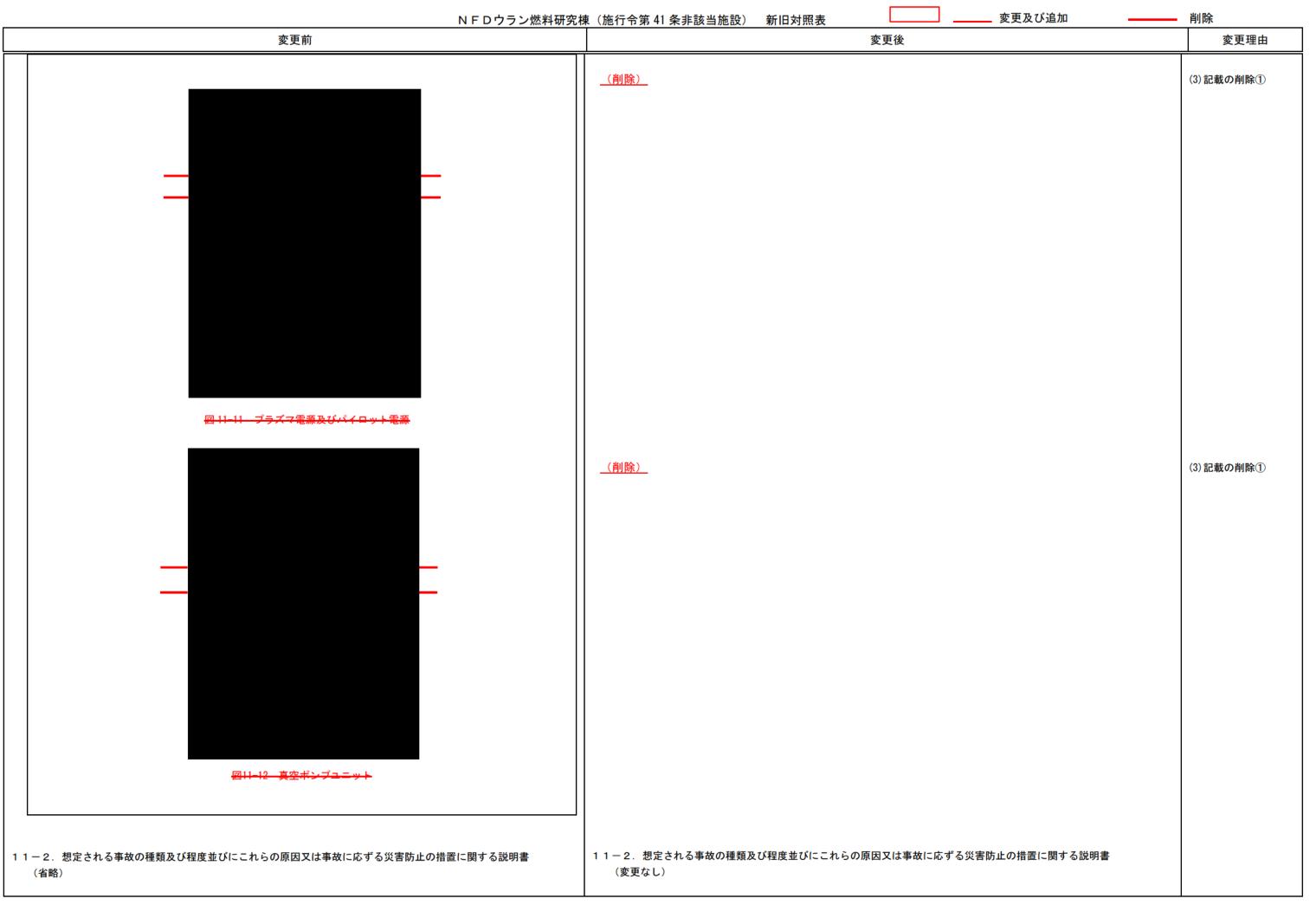
(変更なし)

変更及び追加 NFDウラン燃料研究棟(施行令第 41 条非該当施設) 新旧対照表 変更前 変更後 変更理由 7. 遮蔽・耐震評価 7. 遮蔽·耐震評価 原規規発第1511256号(平成27年11月25日)時に追加・新設した設備は次の通りである。 原規規発第1511256号(平成27年11月25日)以降に追加・新設した設備は次の通りである。 (4)記載の見直し① (中略) (変更なし) 7-6 ダスト飛散率測定装置 (1) 新規設備の導入① 7-6-1 主な作業内容 ウラン燃料研究棟(施行令第 41 条非該当施設)、物性測定室にダスト飛散率測定装置を設置し、ウラン焼 結体、ウラン溶融固化体、反応試験体を切削した際に生じる切断粉末の飛散率測定を実施する。 7-6-2 概略仕様 (試験機本体) ・寸法: 2306 mm (W) ×656 mm (D) ×1290 mm (H) <u>(うち、気密ボックス寸法:1000 mm (W) ×200 mm (D) ×450 mm</u> (H)) •重量:420 kg (その他) 試験機は排気ダクトに接続された負圧ハウス内に設置する。切断機は0リングでシールされた気密ボック ス内に設置されており、付帯された HEPA フィルタ付き真空ポンプ(設備内排気用)により排気され、真空ポ ンプ出口は排気ダクトに接続される。 なお、設置場所を図11-9に示す。 設置場所:物性測定室 MIOI 図 11-9 ウラン燃料研究棟(地上1階)平面図 <u>7-6-3 取扱いウラン量及び種類</u> 本設備では、以下の種類と量のウランを取扱う。 <u>種類 : 天然ウラン</u> 最大取扱量 : 7-6-4 遮蔽評価

<u>11-1章の「2.外部被ばく線量評価結果」に示す通り、取扱量が最大の設備の表面0.2 m位置での1 年間の外部</u>

### 200   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997   1997	NFDウラン燃料研究棟	東(施行令第 41 条非該当施設) 新旧対照表 変更及び追加	<b>-</b> 削除
の外書館に「報当に別のかいできなる。   1-1-1-2 割口が開   またが、	変更前	変更後	変更理由
株計別を選出を担当し、日本の語を経験さそれている国際を経験と称了したため、本数価を日本 第子の研究機能と関すし、日本的語の設備から別除する。 は早ませま。 ・ はおする。 名類の外部でまといすにデオー。 があする。 名類の外部でまといすにデオー。 があまる。 名類の外部でまといすにデオー。 ・ はおする。 名類の外部でまといすにデオー。 ・ はおする。 名類の外部でまといすにデオー。 ・ はおする。 名類の外部では多の「内国」、特別のリットル) ・ はおは、 1000年 2000の 21000の (内国)、特別のリットル) ・ はおは、 2100年 2100の 2100の (内国)、特別のリットル) ・ はないでは、 2100の 2100の 2100の (内国)、 2100の 2100の (内国) 2100年 2100年 210年 210年 210年 210年 210年 21		<ul> <li><u>0</u>外部被ばく線量は50 mSv以下となる。</li> <li><u>7-6-5 耐震評価</u></li> <li><u>耐震性(転倒、すべり)は、固定ボルトのせん断応力及び引張応力とSCM435(強度区分:10.9)ボルトの短期</u></li> <li>許容せん断応力及び短期許容引張応力との比較によって評価した。結果、短期許容せん断応力(41 (N/mm²))は</li> <li>せん断応力(2 (N/mm²))よりも大きく、また、短期許容引張応力(72 (N/mm²))は引張応力(5 (N/mm²))より</li> <li><u>も大きく、破断せず安全である。</u></li> </ul>	(1) 新規設備の導入①
を行う)。なお、本設備は、上型輸送物として管理し輸送する。	特性測定室に設置されている回転電極装置を用いた金属ウラン粒子の作成試験を終了したため、本設備を日本原子力研究開発機構験に返却し、使用施設の設備から判除する。 8-1 装置概要 本設備は、四 11-0~12 に示すように回転電極装置本体、制御盤、ブラズマ電源、パイロット電源、真空ポンプュニットからなる。各部の対形寸法を以下に示す。 外形寸法 回転電極装置本体、1660 (W) × 1500 (B) × 2360 (H) mm	(削除)	(3)記載の削除①





## 11-3. 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に関する説明書 (省略)

#### 11-4. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

日本核燃料開発株式会社は原子力発電に用いられる核燃料の研究開発を行う目的で、㈱東芝 と㈱日立製作所の合弁会社として昭和47年に設立された。昭和54年からは、それまで両社でそ れぞれ行ってきた核燃料開発業務を引き継いでいる。

NFDウラン燃料研究棟は、UO<sub>2</sub>ペレットの特性評価などウラン燃料の研究開発を行う施設であ って、 $U0_2$ 粉末から $U0_2$ ペレット、 $U0_2$ - $Gd_2O_3$ ペレット、あるいは微量元素添加 $U0_2$ ペレット等を試 作し、微細組織、強度特性、熱伝導率等の物性測定や特性評価を行ってきた。これらにより燃 料ペレット製造技術の改良、開発を行うとともに、高燃焼度時のFPガス放出やペレットー被覆 管相互作用(PCI)の低減を目指した改良ペレット開発を進めている。

核燃料サイクル実用化を目指した新型炉燃料に関しても、ウラン金属又は合金燃料あるいは 粒子状燃料等を試作し、組織、機械的特性、熱的特性等の評価を行い、実用化のための基礎的 研究開発に取り組んでいる。

また、燃料ペレットの照射下での挙動を明らかにするため、各種の試料ペレットを製作し、 日本原子力研究開発機構や国外の実験炉を用いて照射試験を実施している。

核燃料物質の取り扱いの経験を持つ技術者は、10年以上の経験者が17名、5年以上10年未 満が4名、5年未満の経験者7名が在籍する。

NFDウラン燃料研究棟において設計及び工事並びに使用及び保守(以下「設計等」という。) を安全に行うために、当社が定めたウラン燃料研究棟保安規程(以下「保安規程」という。) に従い、図11-4-1に示す保安管理組織が構築されている。各責任者の職務は次のとおり である。

社長は、保安上の業務を統括する。

説明

- ・品質管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要な業務の確立、実施及び維持を確実
- ・保安管理部長は、安全管理グループリーダ及び工務グループリーダの業務を統括し、保安 教育に係る業務を行う。
- ・研究部長は、燃料グループリーダ及び輸送グループリーダの業務を統括し、燃料研究棟の 核燃料物質の取扱計画及び施設管理に係る業務を行う。
- 管理部長は、総務グループリーダの保安上の業務を統括する。
- ・安全管理グループリーダは、保安管理及び放射線管理に係る業務を行う。
- ・工務グループリーダは、設備・機器の運転・保守(ただし、燃料グループリーダの所管に 属するものを除く。)及び放射性液体状・固体状廃棄物の保管並びにそれらの処理に係る 業務を行う。
- ・燃料グループリーダは、ウラン燃料研究棟の核燃料物質等の取扱い及び試験設備・機器の 運転・保守に係る業務を行う。
- 輸送グループリーダは、核燃料物質等の運搬に係る業務を行う。
- ・総務グループリーダは、周辺監視区域の警備及び通報連絡並びに保安訓練に係る業務を行
- ・業務・資材GLは、部品又は役務の調達に関する業務を行う。

また、核燃料取扱主務者は、以下の業務を行う。

- ・保安上必要な場合は、社長及び研究部長に対し意見を具申すること
- ・保安上必要な場合は、各職位に助言すること
- ・保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること
- ・所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと・法に基づく報告を審査すること
- 保安規程に係る記録を精査すること
- ・教育訓練計画の作成、改訂に参画すること
- ・保安規程及びその下部規程の制定、改廃に参画すること
- ・保安規程に定める計画の作成に参画すること
- ・その他、保安監督に必要な事項

放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議する。

11-3. 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に関する説明書 (変更なし)

#### 11-4. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

日本核燃料開発株式会社は原子力発電に用いられる核燃料の研究開発を行う目的で、㈱東芝 と㈱日立製作所の合弁会社として昭和47年に設立された。昭和54年からは、それまで両社でそ れぞれ行ってきた核燃料開発業務を引き継いでいる。

変更後

NFDウラン燃料研究棟は、UO<sub>2</sub>ペレットの特性評価などウラン燃料の研究開発を行う施設であ って、 $U0_2$ 粉末から $U0_2$ ペレット、 $U0_2$ - $Gd_2O_3$ ペレット、あるいは微量元素添加 $U0_2$ ペレット等を試 作し、微細組織、強度特性、熱伝導率等の物性測定や特性評価を行ってきた。これらにより燃 料ペレット製造技術の改良、開発を行うとともに、高燃焼度時のFPガス放出やペレットー被覆 管相互作用(PCI)の低減を目指した改良ペレット開発を進めている。

核燃料サイクル実用化を目指した新型炉燃料に関しても、ウラン金属又は合金燃料あるいは 粒子状燃料等を試作し、組織、機械的特性、熱的特性等の評価を行い、実用化のための基礎的 研究開発に取り組んでいる。

また、燃料ペレットの照射下での挙動を明らかにするため、各種の試料ペレットを製作し、 日本原子力研究開発機構や国外の実験炉を用いて照射試験を実施している。

核燃料物質の取り扱いの経験を持つ技術者は、10年以上の経験者が17名、5年以上10年未 満が5名、5年未満の経験者13名が在籍する。

NFDウラン燃料研究棟において設計及び工事並びに使用及び保守(以下「設計等」という。) を安全に行うために、当社が定めたウラン燃料研究棟保安規程(以下「保安規程」という。) に従い、図11-4-1に示す保安管理組織が構築されている。各責任者の職務は次のとおり である。

- 社長は、保安上の業務を統括する。
- ・品質管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要な業務の確立、実施及び維持を確実
- ・保安管理部長は、安全管理グループリーダ及び工務グループリーダの業務を統括し、保安 教育に係る業務を行う。
- ・研究部長は、燃料グループリーダ及び輸送グループリーダの業務を統括し、燃料研究棟の 核燃料物質の取扱計画及び施設管理に係る業務を行う。
- ・管理部長は、総務グループリーダの保安上の業務を統括する。
- ・安全管理グループリーダは、保安管理及び放射線管理に係る業務を行う。
- ・工務グループリーダは、設備・機器の運転・保守(ただし、燃料グループリーダの所管に 属するものを除く。)及び放射性液体状・固体状廃棄物の保管並びにそれらの処理に係る 業務を行う。
- ・燃料グループリーダは、ウラン燃料研究棟の核燃料物質等の取扱い及び試験設備・機器の 運転・保守に係る業務を行う。
- ・輸送グループリーダは、核燃料物質等の運搬に係る業務を行う。
- ・総務グループリーダは、周辺監視区域の警備及び通報連絡並びに保安訓練に係る業務を行
- ・業務・資材GLは、部品又は役務の調達に関する業務を行う。

また、核燃料取扱主務者は、以下の業務を行う。

- ・保安上必要な場合は、社長及び研究部長に対し意見を具申すること
- ・保安上必要な場合は、各職位に助言すること
- ・保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること
- ・所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと・法に基づく報告を審査すること
- ・保安規程に係る記録を精査すること
- ・教育訓練計画の作成、改訂に参画すること
- ・保安規程及びその下部規程の制定、改廃に参画すること
- ・保安規程に定める計画の作成に参画すること
- ・その他、保安監督に必要な事項

放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議する。

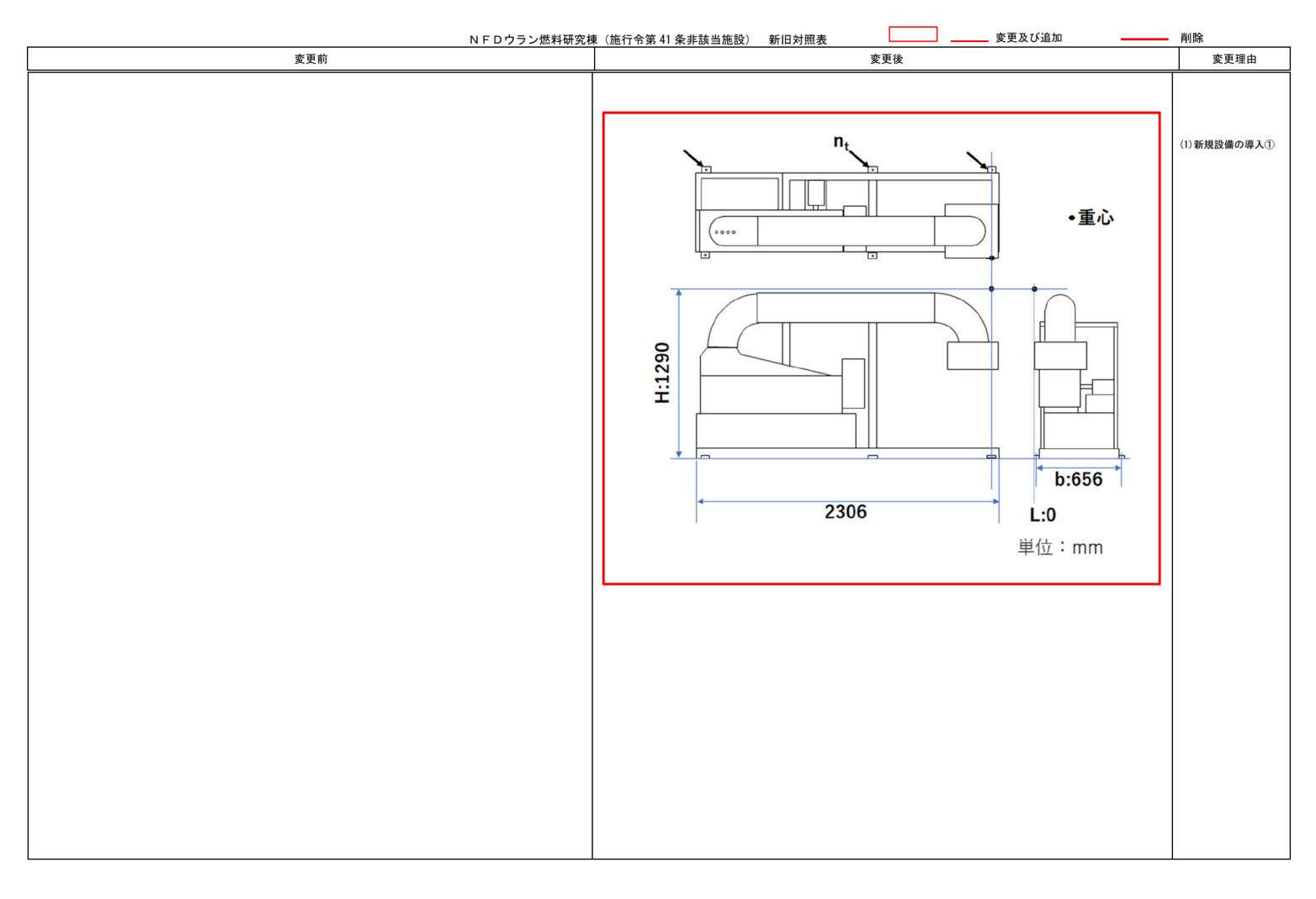
(4) 記載の見直し②

削除

NFDウラン燃料研究棟(施行令第41条非該当施設) 新旧対照表

	変更前	R棟(施行令第 41 条非該当施設) 新旧対照表 変更後 変更及び追加 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	削除 一 変更理由
	・保安規程、核燃料物質の使用等、燃料研究棟の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規程、要領等の制定及び廃止並びに変更・保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項・その他燃料研究棟の設計等に係る重要な事項	変更後  ・保安規程、核燃料物質の使用等、燃料研究棟の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規程、要領等の制定及び廃止並びに変更・保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項・その他燃料研究棟の設計等に係る重要な事項	<u> </u>
有資格者数	核燃料取扱主任者の免状を有する者は2名。 放射線取扱主任者の免状を有する者、第1種 <u>15名</u> 、第2種 7名。 第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。 電気主任技術者の免状を有する者は2名。 電気工事士の免状を有する者は <u>1名</u> 。 技術士(原子力・放射線部門)の免状を有する者は1名。	核燃料取扱主任者の免状を有する者は2名。 放射線取扱主任者の免状を有する者、第1種 <u>13名</u> 、第2種 7名。 第一種作業環境測定士の免状を有する者は2名。 電気主任技術者の免状を有する者は2名。 電気工事士の免状を有する者は2名。 電気エ事士の免状を有する者は3名。 技術士(原子力・放射線部門)の免状を有する者は1名。	(4) 記載の見直し② (4) 記載の見直し②
		参考資料7 ダスト飛散率測定装置  1. 概要  ダスト飛散率測定装置は床面に固定ボルト (M16×6本)で固定する。本耐震計算書では、耐震強度を固定ボルトに生じる せん断応力および引張応力と固定ボルトの短期許容せん断応力および短期許容引張応力との比較によって耐震安全性を評価 し、本装置が地震時に転倒しないこと、および横滑りしないことを示す。  2. 耐震強度の評価  固定ボルトの強度を地震時に固定ボルトに生じるせん断応力および引張応力と固定ボルト (SCM435、強度区分 10.9) の短	(1) 新規設備の導入(
		期許容せん断応力および短期許容引張応力との比較によって評価する。         2.1 評価式 (1)重心モーメント (Mg) Mg=W×L ここで、 W : 総重量 (N) L : 最小水平距離 (mm)	
		(2) 転倒モーメント (Mh)  Mh=W×α×H  ここで、  α : 設計震度 (=0.28)  H : 重心高さ (mm)  (3) 固定ボルトに生じるせん断応力 (τ)	
		<ul> <li>         τ = α × W / (n × S)         ここで、         n:ボルトの総本数         S:ボルトの有効断面積 (mm2)         (4) 固定ボルトに生じる引張応力 (σt)         σt = (Mh - Mg) / (b × n t × S)</li></ul>	

NFDワラン燃料研究を	果(他仃守弟 41 ≶ ┃	余非談	() 新旧对照			」 変更か	とい追加		
変更前 ————————————————————————————————————					変更後 —————				変更理由
	2.2 評価条件	ルナゲルキュ	1 1 <del>-</del>						(1)新規設備の導入①
	計算に用いた条	: <u>件を添付表 /−</u>	<u> </u>						
			<u>添</u>	付表 7-1 固	定ボルト強度の	)評価条件			
	<u>W</u>	<u>W</u> <u>r</u>		<u>α</u>	<u>H</u> <u>L</u>		<u>lh</u> <u>b</u>	<u>n</u> t	
	<u>/kgf</u>	<u>/N</u> /2		<u>/G</u>	<u>/mm</u>	<u>/N mm</u> <u>/N</u>	<u>mm</u> /mm	<u>/本</u>	
	<u>420</u>	4120	<u>157</u> (M16)	<u>0. 28</u>	<u>1290</u> <u>0</u>	<u>0</u> <u>1.49</u>	×10 <sup>6</sup> 656	<u>3</u>	
	<u> </u>	JIS B1082 (20	014) 一般用メー	  -トルねじの	│ ○有効断面積				
	2.3 計算結果								
		に、添付表 7-1	の数値を代入し	<u>した結果を添</u>	☆付表 7-2 に示す	ナ。固定ボルトは材質	質が SCM435 で強/	度区分が 10.9	
						の場合も)で床固定	しているため、J	EAC4601-2008	
	原子力発電所耐震					<u>o</u>			
	評価の結果、で	<u>a/ 1 およいり</u>	<u>a/υτ C 仏り</u>	<u>、女王じめる</u>	<u>0 ע</u>				
		ı		添付表	₹7-2 計算結果	1			
		せん断応力	<u>引張応力</u>		<u>逗期許容</u>	<u>短期許容</u>	—————————————————————————————————————	È	
	<u>装置名称</u>	<u>T</u>	<u>σt</u>	世	· <u>ん断応力</u> ェ o <sup>※2</sup>	<u>引張応力</u>	$\tau a > \tau$ , $\sigma$		
		/N mm <sup>-2</sup>	/N mm <sup>-2</sup>		$\frac{\tau \text{ a}^{*2}}{\text{/N mm}^{-2}}$	<u>σa<sup>※3</sup></u> ∕N mm <sup>-2</sup>	<u>ら安</u>	<u>全</u>	
	ダスト飛散 率測定装置	<u>2</u>	<u>5</u>		<u>41</u>	<u>72</u>	安全	<u>È</u>	
	<u> </u>	$a = \sigma a / \sqrt{3}$		l l					
	<u> </u>	IS B1051:2010	<u>)</u>						
			添付図 7-1	ダスト飛散	率測定装置の重	心位置と主な寸法			



# 【参考資料】

1. 解体、撤去対象設備の説明		
1-1. 蛍光 X 線装置の解体・撤去手順		2
1-2. 解体物の廃棄		4
1-3. 解体、撤去作業中の放射線被ばくの管理		8
1-4. 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)他、ホットラボ施設内廃棄物保管裕度について	······	9
2. 「廃棄物セル内温度監視システム」の導入		10
3. 耐震計算結果		
3-1. ワイヤ放電加工機の耐震計算の概要		14
3-2. シャルピー衝撃試験機の耐震計算の概要		19
4. シャルピー衝撃試験装置の変更申請書記載について		24

#### 1. 解体、撤去対象設備の説明

解体、撤去に先立ち、解体、撤去する全ての設備を対象に直接法又は間接法による汚染検査を実施し、 汚染状況を把握する。

#### 1-1. 蛍光 X 線装置の解体・撤去手順

1)解体・撤去の目的

装置、設備名: 蛍光 X 線装置

目的:開発題目終了に伴う撤去における汚染の拡大を防止することを目的とする。

#### 2) 現在の設置場所

ホットラボ施設 第2精密測定室に設置している。

#### 3) 許可時の使用目的番号等

目的番号1に該当し、物性試験を行っていた。

#### 4) 解体・撤去対象

#### 装置の構成

当該装置の概略を図 1-1 に、付属品リストを表 1-1 に示す。当該装置は、蛍光 X 線装置本体(試料交換部、試料室、分光室、検出器、X 線管、ゴニオメータ、真空ポンプ)、X 線発生部(X 線発生装置、送水装置)、制御部(検出器高圧電源、波高分析器、計数部、コンピュータ)および遮蔽ボックスから構成される。遮蔽ボックスには排気口が接続され、負圧管理されている。

#### 5) 解体の方法(放射線管理区域内作業)

#### • 汚染状況

蛍光 X 線装置は試料の分析に使用したものである。表 1-1 に過去の履歴等を考慮し、解体・撤去対象である X 線回折装置付属品の汚染の可能性について示す。蛍光 X 線装置の解体にあたっては、汚染の可能性がある物品(汚染物含む)と汚染の可能性が極めて低いものに分けてそれぞれ処理を行う。

## 5)-1. 汚染の可能性が極めて低い物品

表 1-1 に示す X 線発生部 (X 線発生装置、送水装置)、制御部 (検出器高圧電源、波高分析器、計数部、コンピュータ) は遮蔽ボックス外にあり、試料との接触は無いため汚染の可能性が極めて低いと考えられる。これらは蛍光 X 線装置が設置されている第 2 精密測定室内に養生シートを敷いて、治工具を用い解体する。

直接法又は間接法にて汚染検査を行い、検出限界以下であることが確認された物品については図 1-2 に示す経路①で管理区域外に搬出する。搬出した物品は構内の適切な場所に仮置きし、適宜切断作業を行う場所(機器保管庫又は材料研究棟)に移動する。万一、検出限界を超える物品があった場合は、「5)-2. 汚染の可能性がある物品(汚染物含む)」項の「ク) 解体後の廃棄物」と同様の手段で移動する。

## ア) 汚染拡大防止策

検出限界以下であることを確認した上での作業であるため、本対策は実施しない。

#### イ) 解体作業中の被ばく防止のための装備

検出限界以下の物品であることから、被ばく防止のための装備は着用しない。但し、切断作業時に発生する微粉末等の吸い込みを防止するための防護マスク、作業着を着用する。

## ウ) 火災発生防止策

切断作業の際に切粉等が飛散するのを防止するため、切断作業を行う場所(機器保管庫又は材料研究

棟)にハウスを設置し、切断作業はハウス内で行う。切断にはプラズマ切断機やチップソー等を使用するため、ハウスの材質は難燃性とし、切断時は金属板、防炎シート及び防炎マット等を使用して防火に努めるとともに、万一に備え、作業場所付近に消火器を準備する。

金属板、防炎シート及び防炎マット等は切断時に出る火花方向の床全面に設置し、壁については火花が当たる高さ\*から床面にかけて設置する。

\*高さは台の上で切断作業を行う場合もあることから、作業高さに応じて裕度を持って設置する。

#### エ)切断、解体後の廃棄物

物品は専用容器(20 Lペール缶)に収納可能な大きさに切断し、鉄、SUS、銅、アルミニウム等の材質ごとに分別して専用ビニル袋に収納する(重量<7.5 kg)。専用ビニル袋に収納した物品は、20 Lペール缶又は200 Lドラム缶に収納する。作業が完了した後、グリーンハウスを解体する。

#### 5) -2. 汚染の可能性がある物品(汚染物含む)

解体作業は第2精密測定室内及びサービスエリア内に設置するグリーンハウス内にて行う。以下、その 工程を示す。

・蛍光 X 線装置が設置されている第2精密測定室内での解体作業

#### オ) 作業中の汚染拡大防止策

蛍光 X 線装置が設置されている第 2 精密測定室内での解体作業は、サービスエリアへの移動前の解体作業となる。

重量物を取り扱うため、蛍光 X 線装置周囲に門型フレームを組み立て、チェーンブロックや吊り具を取り付け、ビニル等で養生する。解体作業における汚染の発生・拡大を防止するため、門型フレームを含む蛍光 X 線装置周囲にグリーンハウス①(図 1-2)を設置し、その内部に排風機及びフィルタを設置する。排風機の排気は既設の排気系(排気 2 系)に接続した上で解体作業を行う。

#### カ) 解体作業中の被ばく防止のための装備

グリーンハウス①内にて、遮蔽ボックス、鉛遮蔽体及び蛍光 X 線装置本体について直接法又は間接法にて汚染検査を実施し、線量及び汚染レベルを把握する。そのレベルに応じて防護マスク(半面マスク、全面マスク)および防護衣を選定、着用し、解体作業を行う。

#### キ) 火災発生防止策

第2精密測定室内での解体作業では熱源となる機器は使用しない。また、グリーンハウスの材質は 難燃性(骨組みはアルミ材もしくは鋼製)であることから、火災の発生のおそれはない。

## ク) 解体後の廃棄物

遮蔽ボックス、鉛遮蔽体及び蛍光 X 線装置本体は治工具等を用いて移動できる重さ、大きさに解体する。解体した物品はグリーンハウス①から搬出する。搬出の際にはビニルで養生し、養生表面の汚染検査を直接法又は間接法にて行い、汚染のない事を確認後に操作室、除染室を経由しサービスエリアに移動する。除染室を通過できない大型解体物品に関しては、サービスエリアに設置してある天井走行クレーン(30 t クレーン)を用いて操作室ハッチよりサービスエリアに移動する(図 1-2 に示す経路②)。なお、解体した物品のうち鉛遮蔽体については管理区域内で保管する。

第2精密測定室内での作業が完了した後、グリーンハウス①の除染と、門型フレーム及び使用したチェーンブロック、吊り具等の養生の撤去を行う。門型フレームおよび使用したチェーンブロック、吊り具等の汚染検査を直接法又は間接法にて行い、汚染のない事を確認後にグリーンハウスから搬出する。グリーンハウスからの搬出後、第2精密測定室においてさらに直接法又は間接法にて汚染検査を行い、検出限界以下であることを確認した後、図1-2に示す経路①で管理区域外に搬出する。その後、グリーンハウスの汚染検査を直接法又は間接法にて行い、汚染のないことを確認後に解体し、操作室内で保管する。

#### サービスエリア側での解体作業

#### ケ) 作業中の汚染拡大防止対策

サービスエリアでの切断作業、解体作業においては、万一の汚染の発生・拡大を防止するため、グリーンハウス②(図1-2)を設置し、その内部に排風機及びフィルタを設置し、排風機の排気は既設の排気系(排気5系)に接続した上で、切断作業、解体作業をグリーンハウス②内で行う。

#### コ) 解体作業中の被ばく防止のための装備

切断作業、解体作業の前に直接法又は間接法にて汚染検査を実施し、線量及び汚染レベルを把握する。 そのレベルに応じて防護マスク(半面マスク、全面マスク)及び防護衣を選定、着用し、汚染、被ばく 対策を実施する。

## サ) 火災発生防止策

切断にはプラズマ切断機やチップソー等を使用するため、グリーンハウス②の材質は難燃性とし、切断時は金属板、防炎シート及び防炎マット等を使用して防火に努めるとともに、万一に備え、作業場所付近に消火器を準備する。

金属板、防炎シート及び防炎マット等は切断時に出る火花方向の床全面に設置し、壁については火花が当たる高さ\*から床面にかけて設置する。

\*高さは台の上で切断作業を行う場合もあることから、作業高さに応じて裕度を持って設置する。

## シ) 切断、解体後の廃棄物

物品は専用容器(20 L ペール缶)に収納可能な大きさに切断し、鉄、SUS、銅、アルミニウム等の材質ごとに分別して専用ビニル袋に収納する(重量<7.5~kg)。専用ビニル袋に収納した物品は、グリーンハウス②から搬出する際にさらに専用ビニル袋に収納し(専用内袋は 2 重となる)、外表面の汚染検査を直接法又は間接法にて行い汚染がないことを確認した上で 20~L ペール缶又は 200~L ドラム缶に収納する。作業が完了した後、グリーンハウス②及び排風機等の汚染検査を直接法又は間接法にて行い、汚染のないことを確認する。その後、解体し、グリーンハウス②はサービスエリア 2 階で保管する。

## 6) 汚染箇所の除染

汚染箇所の除染は実施しない。

## 7) 廃棄物の発生量見込み

解体・撤去作業によって発生する固体廃棄物の量は、20 L ペール缶に収納した場合で400 本程度、200 L ドラム缶に収納した場合で40 本程度の見込みである。

### 1-2. 解体物の廃棄

解体作業によって発生した廃棄物について、表面線量率測定を行い、社内の規程にのっとり、以下の通り分別する。

1-2-①. 表面線量率<sup>×1</sup>が 0.8 μ Sv/h<sup>×2</sup> 未満の場合

 $\beta$   $\gamma$ 廃棄物として処理する。

## 1) 金属等

材質ごとに分別して 20 L ペール缶又は 200 L ドラム缶に収納する。

#### ア) 20 L ペール缶に収納する場合

収納後に重量測定を行い、(ペール缶+ペール缶を収納する外袋+廃棄物タグ込みの重量) <9.5 kg であることを確認する。 その後、NFD 構内の低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。

イ) 200 L ドラム缶に収納する場合

NFD 構内の低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)に保管する。その後、上記①と同様の容量で 20 L ペール缶に移し替え、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。

#### 2) 防護衣、防炎シート等

専用容器(紙バケツ)に収納し容器表面の汚染検査を実施する。検査後専用のビニル袋に収納し、重量測定(<4.8 kg)及び表面線量測定(<0.8 μSv/h)を行い、ホットラボ施設内の廃棄施設に保管した後、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所へ処理を委託する。廃棄物容器の収納区分を図1-3に示す。

## 1-2-2. 表面線量率 $^{*1}$ が $0.8~\mu$ Sv/ $h^{*2}$ 以上の場合

α廃棄物として処理する。

 $\beta$   $\gamma$  廃棄物と同じ処理を実施した後、 $\alpha$  廃棄物専用タグに必要事項を記入し容器表面に貼り付け、ホットラボ施設内廃棄施設もしくは低レベル廃棄物保管庫( $\Pi$ )に適切に保管する。

- ※1 バックグラウンドを含む測定値
- ※2 廃棄物に含まれる放射能が全て BWR 燃料に起因すると仮定した場合に、 $\alpha$  廃棄物の基準値 ( $\alpha$  放射性核種による放射能量が  $3.7 \times 10^4$  Bq/20 L) を超える表面線量率の計算値

#### 1-2-3. その他

NR 物品 (放射性廃棄物ではない廃棄物) については、保安規定にのっとり適切に処理・廃棄を行う (今回の解体・撤去対象設備には該当する物品はない)。

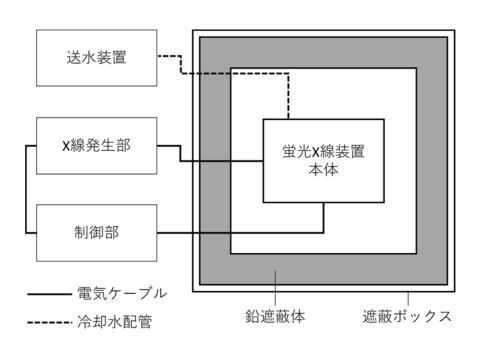


図1-1 蛍光 X 線装置の概略構成

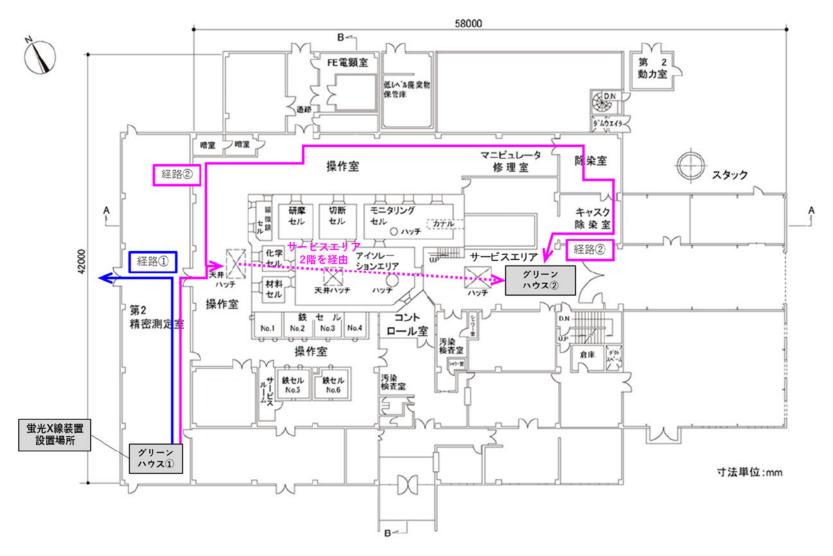


図1-2 NFDホットラボ施設1F(平面図)

				廃棄物	物 容 器 収	似納 区分			
Ad J.b	可 燃 性 不 燃 性						可 燃 性	内容物記載	
性状	セルロース系	プラスチック類 (ポリエチレン系)	有機難燃	鋼 鉄 非 鉄 金 属			エアフィルタ類	不燃性	シート
内容物	紙 布 木片類	酢酸ビニル ポリエチレン ゴム手袋等	塩化ビニル 難燃シート ゴム類等	普通鋼類 ステンレス鋼類等	アルミニウム 銅 鉛等 ※1	ガラス 陶磁器 コンクリート等	HEPAフィルタ プレフィルタ チャコールフィルタ	可燃性廃棄物 不燃性廃棄物 エアフィルタ類	可燃性 不燃性 エアフィルタ類
容器	赤色紙バケツ	緑色紙バケツ	白色紙バケツ	紺色ペール缶	緑色ペール缶	白色ペール缶	ポリ、塩ビ包装	ドラム缶	
β γ 廃棄物 容器	44	収納	容器に する。		*	*	<b>→</b> •		
	金属容器			ペール缶(紺)	ペール缶(緑)	ペール缶(白)	金属容器		
α 廃棄物 容器	α 判定 2重 か袋を 2重にする。				内袋を をにする。	ペール缶に 内容物記載 シート(赤色)を 貼りつける。	2重包装する。	50Lドラム缶 200Lドラム缶	100 A 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
		金属容器		ペール缶(紺)	ペール缶(緑)	ペール缶(白)	金属容器	ドラム缶	
重量		≦4.8kg		≦9.5k	g(内容物≦	≦7.5kg)	=	- <u></u>	
注意事項	・収納時は容器の変子 ・蓋に封入年月日、リ 仮番号、主要核極 ・ボリ袋に入れ側面に ・金属粉、発火性、含さ その旨を蓋に記載。 ・側面つなぎ目、底音 ・β γ 廃棄物は金属容 記載シートを貼りつ! ・α 廃棄物は、ペール	■ 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05 (**) 10.05				・ポリエチレンシート 又は塩化ビニール シートで包装する。 ・内容物記載シートを 貼りつける。 ・金属容器に収納する。 ・α廃棄物の場合は、 ポリエチレンシートで 2重包装する。	<ul> <li>・廃棄物を1重又は 2重包装する。</li> <li>・梱包別に 識別可能にする。</li> <li>・梱包品が軽別に ・梱包品をビニール パックに対入する。</li> <li>・ビニールバックを PVCウエルダで 溶封する。</li> <li>・溶封後封入し、 テープ養生する。</li> </ul>		

図1-3 廃棄物容器の収納区分

表 1-1 蛍光 X 線装置付属品リスト

分類	汚染の可能性	名称
		試料交換部
		試料室
		分光室
蛍光 X 線装置本体	あり	検出器
		X 線管
		ゴニオメータ
		真空ポンプ
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	+ 11	遮蔽ボックス
遮蔽ボックス 	あり	鉛遮蔽体
V 65 36 H 50	17 11 - 10° 1	X 線発生装置
X 線発生部	極めて低い	送水装置
		検出器高圧電源
生!! 经n 立7	極めて低い	波高分析器
制御部	↑型α)€1広い	計数部
		コンピュータ

#### 1-3. 解体、撤去作業中の放射線被ばくの管理

#### 1-3-(1). 基本方針

放射線被ばく管理にあたっては、関係法令を遵守し、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを ALARA の原則にのっとり、合理的に達成可能な限り低減すると共に、保安規定に基づき管理、実行するものとする。

## 1-3-2. 管理区域及び周辺監視区域

保安規定の「放射線管理」にのっとり対応する。

#### 1-3-3. 管理区域内の管理

保安規定の「放射線管理」にのっとり対応する。

## 1-3-4. 周辺監視区域の管理

保安規定の「放射線管理」にのっとり対応する。

#### 1-3-5. 個人の被ばく管理

保安規定の「放射線管理」及び「放射線測定」にのっとり対応する。

## 1-3-⑥. 周辺環境における放射線管理

保安規定の「放射線測定」にのっとり対応する。

#### 1-3-(7). 放射性廃棄物の放出管理

保安規定の「放射性廃棄物の管理」にのっとり対応する。

#### 1-3-8. 異常時における測定

万一、異常放出があった場合及び必要に応じて、モニタリングポスト等による測定する他、サーベイメーター等により、敷地内の放射線測定等の行い、放射性物質による汚染の範囲、程度等の推定を迅速、 適切に行う。

## 1-4. 低レベル廃棄物保管庫(Ⅲ)他、ホットラボ施設内廃棄物保管裕度について

低レベル廃棄物保管庫(皿)保管量上限は200 L ドラム缶で1,120 本、ホットラボ施設内廃棄物保管場、廃棄物保管室の保管量上限は461 本である。

2022 年 1 月 31 日現在、表 2 に示すように「蛍光 X 線装置」の解体作業で発生する総ドラム缶数(40本)を保管する裕度(全搬入を仮定して70%の裕度)は十分にある。

表 2 2022 年 1 月 31 日時点での廃棄物保管量、解体撤去による廃棄物発生量見込み及び裕度

場所	200L ドラム缶	1/31 現在の	1/31 現在の	発生量(本)
物別	保管上限(本)	保管量(本)	裕度(本)	光生皇(本)
ホットラボ 施設内	461 本	266 本	195本	40 本
低レベル廃棄物 保管庫(Ⅲ)	1, 120 本	161 本	959 本	40 本

### 2. 「廃棄物セル内温度監視システム」の導入

#### 1)目的

廃棄物セル内は線量率が高く人が入域できない場所であるため、ホットラボ施設は建設当初から当該セルに関する自動火災報知設備は、セル外に設置された模擬信号発生スイッチにより点検を実施してきたが、①メンテナンスが困難である為、廃棄物セル内に発火源、不必要な可燃物を持ち込まない、②可燃性の廃棄物等は金属容器に収納する、③廃棄物セルの照明及び設備の電源盤扉の施錠管理などにより火災リスクを低減した上で消防法施行令32条を適用し、当該火災感知器の設置除外申請を行い許可(第140号 令和3年8月5日)された。

一方、放射線安全上、放射性物質の閉じ込め機能を維持しなければならないことから、火災報知器に代わって閉じ込め機能低下に関わる延焼を事前に検知し、直ちに消火活動につなげるためのシステムが必要である。その対策として以下に示す廃棄物セル内温度監視システムを構築することとした。

#### 2) 本システムの概要

新たに設置する廃棄物セル内温度監視システムの概要及び配置図をそれぞれ図 2-1 及び図 2-2 に示す。廃棄物セルの外から内部に通線する熱電対は、廃棄物セル外に設置した警報設定器に接続する。廃棄物セル内の熱電対先端温度が警報設定器の設定温度を超えると、ブザーが吹鳴するとともにパトランプが点滅する仕組みとする。熱電対は、耐放射線性や防火性を有するものとする。また、温度測定箇所は、セル内で閉じ込め機能上最も重要な排気ダクトに接続された排気フィルタ近傍とし、熱電対先端を同部に設置する。

#### 3) 基本性能

## ①温度計測機能

インセルフィルタの常時使用温度が 60℃以下であることから室温から 60℃の範囲を測定できるものとする。

#### ②警報機能

温度検知により作業場において警報音やパトランプ等で異常時の確認が容易にできるものとする。(放射線監視室及び警備室においては、既設のカメラでパトランプにより異常を確認する。)

#### ③停電時の機能維持

停電時には、点検、対応に必要な時間(20分以上)監視機能を損なわないように無停電 電源装置を内蔵するものとする。

#### 4保守性

廃棄物セル内は高線量・高汚染区域であることから保守性を考慮し、廃棄物セル内に設置 した部分もセル外(クレーンメンテナンスエリア)から交換可能であるものとする。また、 日常の巡視にて設備の異常が容易に確認できるものとする。

## ⑤耐火性

本システムを構成する物品には可能な限り不燃性或いは難燃性の材料を使用することとする。

## 4) 設置方法 (図 2-1、図 2-2 参照)

熱電対を固定するための温度検出器保護管をセル内排気フィルタ上面に、熱電対は、セル壁に設けられた既設貫通孔を通して固体廃棄物処理スペースから必要な長さだけクレーンメンテナンスエリアに挿入し、そこに待機した作業者がその熱電対の先端を廃棄物セル内に導入する。廃棄物セル外の作業者がマニピュレータを用いてその熱電対の先端をセル内排気フィルタ上面に設置した温度検出器保護管に挿入する。

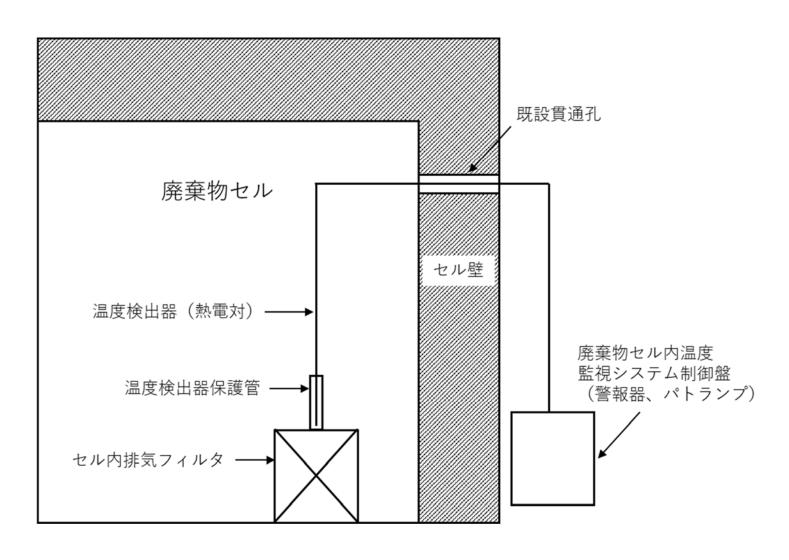


図 2-1 廃棄物セル内温度監視システムの概要

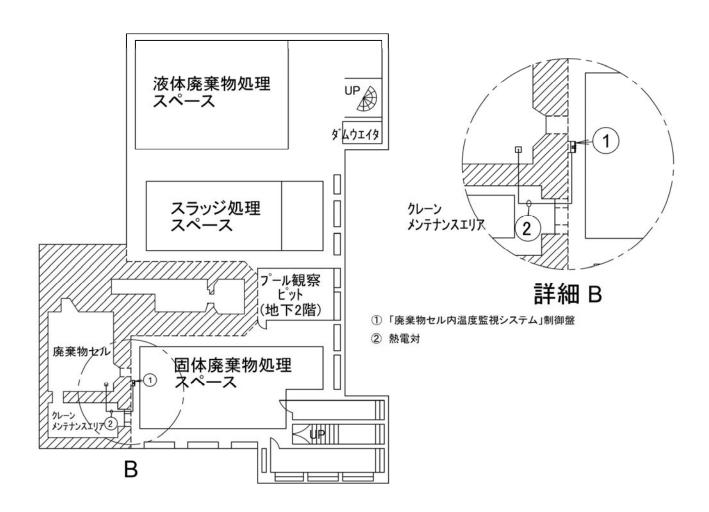


図 2-2 廃棄物セル内温度監視システムの配置図

#### 3. 耐震計算結果

#### 3-1. ワイヤ放電加工機の概要

ワイヤ放電加工機は、4本のアジャスターボルト(M16)で支える構造であり、アジャスターボルトに耐震用金具を設置しコンクリート床面にあと施工アンカー及びボルトで固定し、負圧用ボックス内に設置される。負圧用ボックスは、コンクリート床面にあと施工アンカー及びボルトで固定する。本耐震計算書では、地震発生時にワイヤ放電加工機及び負圧用ボックスを固定するボルトに生じるせん断応力及び引張応力とボルトの短期許容せん断応力及び短期許容引張応力との比較によって耐震強度を評価する。ワイヤ放電加工機の図面を図 3-1、負圧用ボックスの図面を図 3-1 に示す。なお、負圧用ボックスの重量は、余裕をもって 1.3 倍で計算を行った。

### 3-1-1. 耐震強度評価

評価式を以下に示す。

(1) 重心モーメント (M<sub>s</sub>)

 $M_g = W \times L$   $\exists \exists \forall x \in X$ 

W:総重量(N)

L:最小水平距離 (mm)

(2) 転倒モーメント (M<sub>h</sub>)

 $M_h = W \times \alpha \times H$   $= \pi$ 

α:設計震度 (=0.36)

H:重心高さ(mm)

(3) 固定ボルトに生じるせん断応力  $(\tau)$ 

 $\tau = \alpha \times W / (n \times S)$   $\exists \exists \overline{c},$ 

n:ボルトの総本数

S: ボルトの有効断面積 (mm²)

(4) 固定ボルトに生じる引張応力 (σ<sub>+</sub>)

 $\sigma_{t}$  = (M<sub>n</sub> - M<sub>g</sub>) / (b × n<sub>t</sub> × S) == $\tau$ 

b:ボルトの中心間距離(短いほうのb)

n<sub>+</sub>: 引張力が作用するボルトの本数

#### 3-1-2. 評価条件

図 3-1 及び図 3-2 で示した図面を基に評価式に当てはめ数値を検討した。

最小水平距離 L は固定ボルトに生じる引張応力  $\sigma_t$  が最大となる条件で安全側に評価した。固定ボルトの中心間距離 b は短い方の値を採用した。設計震度  $\alpha$  は当社が定める安全対策書の「まえがき」に記載されているように 0.36~G で評価した。

重心高さは安全側な評価となるように最大高さとした。

評価に用いた条件を表 3-1 に示す。

表 3-1 固定ボルトの耐震強度評価条件

Z = TZ   TZ   Z   TZ   Z   TZ   TZ   Z   TZ   TZ									
	W	W	L	α	Н	n	S	b	$n_{t}$
	(kgf)	(N)	(mm)	(G)	(mm)	(本)	$(mm^2)$	(mm)	(本)
ワイヤ 放電加工機	1450	14220	0	0. 36	2200	8	157	900	2
負圧用 ボックス	932	9140	0	0. 36	2300	8	36. 6	1800	2

## 3-1-3. 計算及び評価結果

評価式に表 3-1 の数値を代入した結果及び固定ボルトの強度評価結果(判定)を表 3-2 に示す。

固定ボルトは材質が SCM435 で強度区分が 10.9 のものを使用した。あと施工アンカー(メカニカルアンカ、ケミカルアンカいずれの場合でも)で床固定しているため、 JEAC4601-2008"原子力発電所耐震設計技術規程に従い、許容応力を 20%減として評価した。

 $\tau_a > \tau$ 、 $\sigma_a > \sigma_t$  となり、設計震度の地震が起こった場合でも固定ボルトは破損せずワイヤ放電加工機及び負圧用ボックスが転倒するおそれはない。

表 3-2 固定ボルトの強度評価計算結果

	重心 モーメン ト M <sub>g</sub>	転倒 モーメン ト M <sub>h</sub>	せん断応 カτ N mm <sup>-2</sup>	引張応 カ のt N mm <sup>-2</sup>	短期許 容 せん断 応力 $\tau_a$ N mm <sup>-2</sup>	短期許容 引張応力 σ <sub>a</sub> N mm <sup>-2</sup>	判定 τ <sub>a</sub> >τ、σ <sub>a</sub> > σ <sub>t</sub> なら安全
ワイヤ 放電加工 機	0	11300000	4. 08	40. 0	41. 5	72. 0	安全
負圧用 ボックス	0	7570000	11. 3	57. 5	41. 5	72. 0	安全

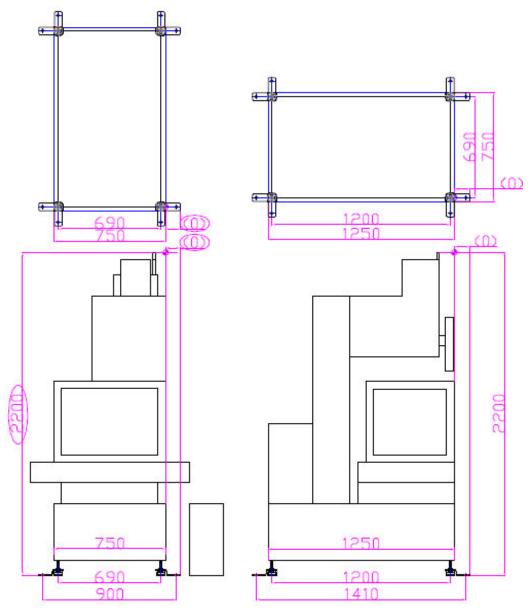


図 3-1. ワイヤ放電加工機の図面

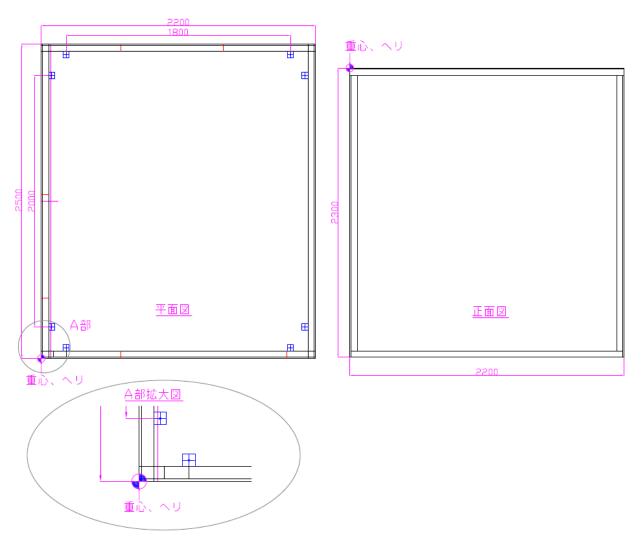


図 3-2. 負圧用ボックスの図面

#### 3-2. シャルピー衝撃試験装置の概要

## (1)概要

シャルピー衝撃試験装置のハンマの仕様変更に伴い、シャルピー衝撃試験装置の耐震検査を再評価する。シャルピー衝撃試験装置の外形を図 4-1 に、変更後のハンマ仕様を図 4-2 に示す。ハンマの仕様変更により、装置外形寸法等に変更は無いが、装置重量が当初の重量から 0.14 kgf 増加して 943.14 kgf となった。そこで、重量増加後の耐震評価によって地震時に装置が転倒しないことを示す。また、本装置はホットラボ施設鉄セル No.4 の床面にボルトで設置するため、固定に用いるボルトの強度によって評価する。

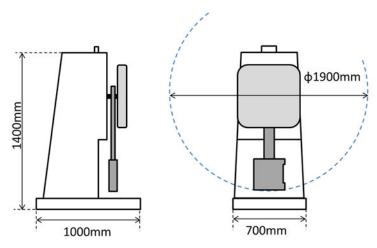


図 4-1 装置外形

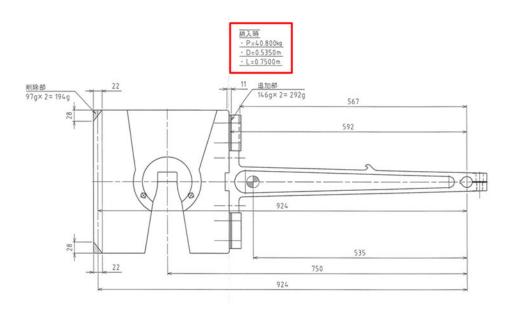


図 4-2 変更後のハンマ

## (2) 耐震性(転倒、すべり)評価

耐震性 (転倒、すべり) は、地震時における重心モーメントと転倒モーメントの比較によって評価する。本装置は、試験中にハンマが作動するため重心位置が変化すると共に転倒モーメントも変化する。設計用水平震度  $\alpha$  H は 0.36 であるが、試験中(ハンマ動作中)に地震が発生したことも併せて想定した。図 4-3 に試験中にハンマに生じる力を示す。ハンマの重量を m、角度を $\theta$  とすると、ハンマの接線方向には m·sin $\theta$  の力が加わり、 $\theta$ =90° の時、最大力 m になる。

試験中のハンマに生じる最大力が装置の水平方向 (X 方向) に付与された場合の加速度及び水平 震度への換算値をそれぞれ  $\alpha_V$  及び  $\alpha_t$ 、ハンマの重量を m、装置の重量を M とすると、ハンマに生じる最大力による水平震度への換算値  $\alpha_t$  は以下の式で示される。

ここで、m=40.8 kgf、W=943.14 kgf なので、 $\alpha$  t=0.043 が得られる。従って、設計用水平震度 0.36 にハンマ動作中の加速度が重畳した場合の水平震度  $\alpha$  (= $\alpha$ H + $\alpha$ t)の換算値は安全裕度を 見て 0.41 とした。

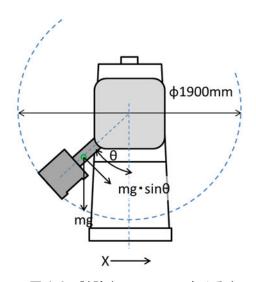


図 4-3 試験中にハンマに生じるカ

下記評価式により、地震時に固定ボルトに生じるせん断応力及び引張応力と、固定ボルト(材質:SCM435)の短期許容せん断応力及び短期許容引張応力との比較によって評価する。

#### (2)-1 評価式

① 重心モーメント(Mg)Mg=W×L・・・・・・・・・・・・・・(2)ここで、

W : 重量

L :最小水平距離

転倒モーメント(Mh)

ここで、

α:設計震度 H:重心高さ

③ ボルトに生じる水平地震力 (Wh)

で、 W:質量

α:設計震度

b: ボルトの中心間距離(短いほうの b) n<sub>t</sub>: 引張力の作用するボルトの本数

> n:ボルトの総本数 S:ボルトの有効断面積 (mm2)

## (2)-2 評価条件

重心位置および装置重量等に関して十分な安全尤度を考慮した耐震性評価を実施する。図 4-4 に十分な安全尤度を考慮したシャルピー衝撃試験装置の重心位置を示す。また、装置重量は 950kgf とした。計算に用いた条件を表 4-1 に示す。ここで、 $\sigma$ a はボルトの短期許容引張強度、 $\tau$  はボルトの短期許容せん断応力である。

表 4-1 固定ボルト強度の評価条件(1/2)

装置名称	W/kgf	W/N	α / G	L/mm	H/mm	b/mm
シャルピー 衝撃試験装置	950	9317	0. 41	390	1400	780

表 4-1 固定ボルト強度の評価条件(2/2)

装置名称	n <sub>t</sub> /本	n/本	S/mm <sup>2*1</sup>	Mg/N	Mh/N
シャルピー	2	4	157	$3.6 \times 10^{6}$	5. 4 × 10 <sup>6</sup>
衝撃試験装置	۷	4	137	3. 0 ~ 10	3.4 ^ 10

※1: JIS B1082 (2014) 一般用メートルねじの有効断面積

## (2)-3 計算結果

(2)-1 の評価式に、表 4-1 の数値を代入した結果を表 2 に示す。 $\sigma$ a> $\sigma$ t および  $\tau$ a> $\tau$ となり、安全である。

表 4-2 耐震性(転倒、すべり)評価結果

			2011	, , , <sub>H</sub> 1	I 1 H-11 1	
						判定
装	置名称	σ <sub>t</sub> /N	τ /N	$\sigma_{a}/N^{\divideontimes3}$	τ <sub>a</sub> /N <sup>*</sup> 2	$\sigma_a \! > \! \sigma_t$ 、 $ au_a \! > \!  au$ なら安全
	ルピー 試験装置	8	7	1223	706	安全

%2 : τa = σa ∕ √3%3 : JIS B1051:2010

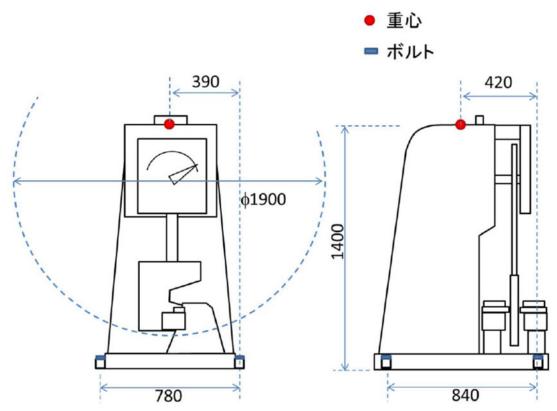


図 4-4 安全側で評価した当該装置の重心位置のボルトからの距離、 およびボルト間距離(mm)

## 4. シャルピー衝撃試験装置の変更申請書記載について

【概要】 2018 年に改訂された金属材料のシャルピー衝撃試験-試験機の検証(JIS B7722)に対応させるために、既設のシャルピー衝撃試験装置のハンマーの仕様変更を実施した。これに伴い、シャルピー衝撃試験装置の耐震検査の再評価を行ったものである。なお、許可内容については次に示すとおり変更はないため、変更申請は行わない。

## 【核燃使用許可変更申請書\_原規規発 2106242 号記載内容抜粋】

2. 使用の目的及び方法

目的	<b>は</b> 思の大は
番号	使用の方法
1	(中略)
	・鉄セル(No.1~No.4)
	1)材料の強度、延性等の試験
	1) 1 シャルピー衝撃試験装置による強度試験
	① [対象試料]
	核燃料汚染物
	② [取り出し]
	第8章に示す試料が貯蔵されている燃料集合体容器用ラック又は燃料貯蔵ピッ
	トから、試料が収納された貯蔵容器を取り出し、鉄セル No.4 のシャルピー衝撃試
	験装置に移動する。試料を移動する際は密閉容器に入れて行う。取り出し、移動は
	遠隔操作で行う。
	③ [試験]
	装置(シャルピー衝撃試験装置)のハンマーを所定の高さに上昇させる。ハンマ
	一の最下点に遠隔操作で試料をセットする。試料が所定の場所にセットされている
	ことをカメラによって確認する。試料が所定の場所にセットされていなければ試験
	を中止し、遠隔操作で再度試料のセットを行う。試料が所定の場所にセットされて
	いれば、ハンマーを振り落とし試料に衝撃荷重を加え、試料の吸収エネルギーを測
	定する。試験後、試料を回収し、寸法等を測定する。(記載に変更なし)
	(省略)

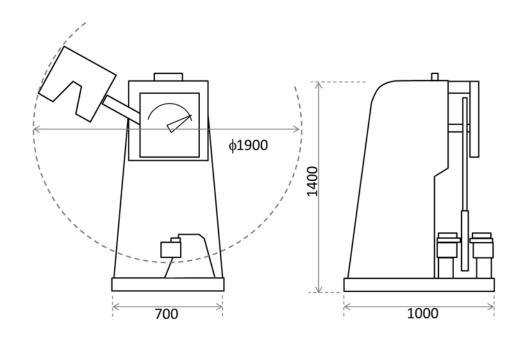
(中略)

## 7. 使用施設の位置、構造及び設備

## 7-2 使用施設の構造

(鉄セルNo.1~No.4 の主要設備)

使用設備の名称	個 数	<b>仕</b> 様
本体 (中略)	(中略)	(中略)
シャルピー衝撃試験装置	1 式	核燃料汚染物の強度試験を行う。 容量:390 J 停電・漏電安全装置付 構造:第7-14図参照 (上記記載に変更なし)
(省略)		(変更なし)



(A) (B)

第7-14図 シャルピー衝撃試験装置の構造図(A)正面、(B)側面 \*図面に変更なし

10-2. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の施行以降に導入された施設・設備 については、同規則に基づき該当項目についての検討結果を記載する。

(1)閉じ込めの機能

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、走査型電子顕微鏡、気体加 圧型内圧負荷装置:

負圧管理されたセル内に設置することにより核燃料物質等の飛散を防止する。(記載に変更なし)

(省略)

(2) 遮蔽

電子ビーム溶接機、**シャルピー衝撃試験装置**、走査型電子顕微鏡、気体 加圧型内圧負荷装置:

核燃料物質等の使用量を各セルにおける既許可の範囲内とし、被ばくを防止する。(記載に変更なし)

(省略)

(3) 火災等による損傷の防止

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)、低バックグラウンド γ 線核種分析装置 (Ge)、低エネルギー光子測定装置 (LEPS)、3 軸 NC 加工機:

不燃性材料又は難燃性材料を用いて製作し、装置本体及び周辺からの火災 等による損傷を防止する。(記載に変更なし)

(省略)

(4) 立ち入りの防止 ~(5) 自然現象による影響への考慮(省略)

(6)核燃料物質 の臨界防止 電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、3 軸 NC 加工機、気体加圧型内圧負荷装置:

装置で取り扱う試料は、核燃料汚染物であり、核燃料物質はゼログラムであるため臨界になることはない。(記載に変更なし)

(省略)

(7)施設検査対象施設の地盤(省略/変更なし)

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3 軸 NC 加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、200 L ドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置:

## (8)地震による 損傷の防止

装置はいずれも建家1階および地階に設置する。

装置をボルトで床に直接固定するか、あるいは、装置を土台にボルトで 固定し、土台を床にアンカー止めする方法で転倒及び横滑りを防止する。 (記載に変更なし)

(省略)

#### (9) 津波による損傷の防止~ (12) 溢水による損傷の防止(省略)

(13) 化学薬品の漏えいによる損傷の防止

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、気体加圧型内圧負荷装置: これらの装置はセル内に設置され、他の設備における化学薬品の漏え いにより影響を受けることはない。(記載に変更なし)

(省略)

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置、1F燃料デブリを使用する設備や装置:

(14) 飛散物による損傷の防止

これらの装置または試料用保管庫は、回転部を有しておらず、また 爆発のおそれもないため、飛散物を発生させることはない。

また、他設備については以下のように防止対策が講じられているため、それらからの飛散物による損傷のおそれはない。

- (1) 爆発のおそれのある設備は、爆発に至らないように温度や圧力を制限する電気的または機械的な安全装置を有している。
- (2) 回転機器である排風機は、故障等により飛散物が発生しても他設備への影響がないように、仕切られた排気機械室に設置している。
- (3) 気体加圧型内圧負荷装置については、試料を電気炉内部に収納して試験を実施する機構となっており、試料の飛散を防止している。 (記載に変更なし)

#### (15) 重要度に応じた安全機能の確保~(16) 環境条件を考慮した設計(省略)

(17) 検査等を考慮した設計

電子ビーム溶接機、シャルピー衝撃試験装置、引張試験機、誘導結合プラズマ発光分光分析装置(ICP-AES)、低バックグラウンドγ線核種分析装置(Ge)、低エネルギー光子測定装置(LEPS)、3軸NC加工機、液体シンチレーションカウンタ、走査型電子顕微鏡、試料用保管庫(除染室)、200 Lドラム缶用圧縮減容装置、気体加圧型内圧負荷装置、イオンミリング試料加工装置:

これらの装置または試料用保管庫、200 L ドラム缶用圧縮減容装置は、 その周囲に検査及びメンテナンスのための空間を有するとともに、保守・ 補修が可能な設計としている。(記載に変更なし)

(省略)

## (18)施設検査対象施設の共用(省略)

電子ビーム溶接機、**シャルピー衝撃試験装置**、走査型電子顕微鏡、イオン ミリング試料加工装置:

(19)誤操作の 防止 いずれの装置も、シーケンスに従って操作しなければ作動しないため、 誤操作した場合は作動しない。したがって、誤操作による火災発生のおそれは無い。(記載に変更なし)

(省略)

(20) 安全避難通路等 ~ (28) 多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (省略)

- 11-2. 想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書
- 11-2の1.安全上重要な施設に関する検討(中略)
- 2.5 シャルピー衝撃試験装置の耐震計算書
- (1)概要

重心位置の評価によって地震時に転倒しないことを示す。また、本装置はホットラボ施設鉄セル No. 4 の床面にボルトで設置するため、固定ボルトの強度によって評価する。

(2) 耐震性(転倒)評価

耐震性(転倒)は、地震時における重心モーメントと転倒モーメントの比較によって評価した。本装置は、試験中にハンマが作動するため重心位置が変化すると共に転倒モーメントも変化する。そこで、ハンマ最下点通過時及び試験準備時、天地方向で最も高い重心位置となるハンマ最大振り上げ時、及び水平方向で試験機に対して最も離れた重心位置となるハンマ水平時の3条件について評価した。

また、設計用水平震度は 0.36 であるが、試験中(ハンマ動作中)に地震が発生したことも併せて想定した。

その結果、いずれの条件でも転倒モーメントよりも重心モーメントの方が大きく転倒しない ことが確認された。

(3) 耐すべり評価

耐すべり性は、地震力が働いた場合のボルトに生じる最大せん断応力とボルトの短期荷重に対する許容せん断応力との比較によって評価した。

その結果、ボルトに生じる最大せん断応力よりもボルトの短期荷重に対する許容せん断応力 の方が大きくすべらないことが確認された。(記載に変更なし)